朝 霞 市 議 会 民 生 常 任 委 員 会

日　　　時　　平成２７年３月１２日（木）午前９時開会
場　　　所　　第２委員会室
事　　　件

（１）　議案第　１号　平成２７年度朝霞市一般会計予算
（第１条第１表歳入歳出予算（歳出中第３款民生費・第４款衛生費（第１項保健衛生費）・第１２款諸支出金（第１項災害援護資金貸付金））・第３条第３表債務負担行為（高齢者住宅整備資金利子補給補助（平成２７年度分））

（２）　議案第　２号　平成２７年度朝霞市国民健康保険特別会計予算
（３）　議案第　４号　平成２７年度朝霞市介護保険特別会計予算
（４）　議案第　５号　平成２７年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算
（５）　議案第　７号　平成２６年度朝霞市一般会計補正予算（第７号）
（第１条第１表歳入歳出予算補正（歳出中第３款民生費・第４款衛生費（第１項保健衛生費））・第３条第３表繰越明許費補正（第３款民生費）・第４条第４表債務負担行為補正（障害者多機能型施設指定管理料・放課後児童クラブ指定管理料）

（６）　議案第　８号　平成２６年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
（７）　議案第１０号　平成２６年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第３号）
（８）　議案第１１号　平成２６年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
（９）　議案第１３号　朝霞市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例
(10)　議案第１８号　朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例
(11)　議案第２２号　朝霞市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(12)　議案第２３号　朝霞市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(13)　議案第２４号　朝霞市保育園等運営審議会条例の一部を改正する条例
(14)　議案第２６号　朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会条例を廃止する条例
(15)　議案第３０号　朝霞市いじめ問題調査委員会条例
(16)　議案第３２号　朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
(17)　議案第３３号　朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(18)　議案第３４号　朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に

関する基準を定める条例

(19)　議案第３９号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(20)　平成２６年請願第６号の２　「学校・保育園の給食の放射能測定の改善に関する請願書」

(21)　特定事件について

出席者

氏名	職	氏名	職
松下昌代	委員長	駒牧容子	副委員長
福川鷹子	委員	小山香	委員
黒川滋	委員		

欠席者

（なし）

傍聴議員

氏名	職
斉藤弘道	議員

説明のため出席した者の職氏名

氏名	職	氏名	職
三田光明	福祉部長	藪塚耕二	健康づくり部長
猪股敏裕	福祉部次長	目崎康浩	健康づくり部次長
林優光	福祉課長	岩城光夫	福祉課主幹
菊島隆一	障害福祉課長	麦田伸之	保育課長
堤田俊雄	長寿はつらつ課長	佐甲文子	健康づくり課主幹
神頭勇	保険年金課長	宮一郎	福祉課長補佐
有馬政浩	福祉課長補佐	増田潔	福祉課専門員
大髙みゆき	障害福祉課長補佐	今井寿	障害福祉課専門員
高島美直	こども未来課長補佐	望月貢市	こども未来課専門員
平塚誠	保育課長補佐	秋元一敏	長寿はつらつ課長補佐
関口豊樹	長寿はつらつ課専門員	二河健夫	長寿はつらつ課専門員
望月三枝子	健康づくり課長補佐	鈴木恵一	保険年金課長補佐
佐久間努	保険年金課専門員	池田房江	保険年金課専門員
玄順正明	保育課保育総務係長	山木健	保育課保育係長
藤原真吾	長寿はつらつ課介護保険係長	石野芳和	長寿はつらつ課介護保険係主査
堀美穂	健康づくり課保健係長	坂田香織	健康づくり課健康推進係長
奥野猛	健康づくり課予防係長	齊藤大介	健康づくり課予防係主査

委員会に出席した事務局職員

内田藤男	事務局長	森田一広	議会総務課長補佐
伊部聡	議事係長		

〇松下昌代委員長　皆さん、おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開きます。

（午前９時）

〇松下昌代委員長　あらかじめ委員会傍聴についてお諮りします。

傍聴については、傍聴席数の範囲で許可したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

〇松下昌代委員長　昨日に引き続き、本委員会に付託された事件の審査を行います。

それでは、議案第１号の付託事項を議題とし、第４款衛生費、第１項保健衛生費について直ちに質疑を許します。

202ページから219ページまでです。

なお、昨日と同様、質疑に当たっては議案等のページ数を言っていただきたいと思います。

黒川委員。

〇黒川滋委員　資料請求いたします。

202ページから219ページまでのことで、地域保健事業の負担金、補助及び交付金の積算内訳、あさか健康プラン21推進事業の内容、妊婦一般健康診査等の委託料の積算内訳、対象者数、予防接種事業の予防接種の委託料の内訳、積算内訳、予定対象者数、歯科保健事業の委託料の内訳、積算内訳、予定対象者数、がん検診事業の内訳、積算内訳、予定対象者数、成人健康診査事業の内訳、積算内訳、予定対象者数、骨粗しょう症予防事業の内訳、積算内訳、予定対象者数、肝炎ウイルス検診事業の内訳、積算内訳、予定対象者数、それから健康増進センター指定管理料の積算内訳と施設改修事業の仕様や積算の資料をいただきたいと思います。

〇松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま黒川委員から資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。

申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求します。

（資料配布）

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　最初、資料は軽いと言いながらたくさん出させてしまって御協力ありがとうございます。

最初に、まず職員関係なんですけれども、職員の配置の変更があれば、その内容について、理由についてお伺いいたします。

あと、時間外勤務について、ことしはこういうところを配慮して削った、盛ったというのがあったら御報告をお願いしたいと思います。

○松下昌代委員長　健康づくり課予防係長。

○奥野猛健康づくり課予防係長　職員配置について御答弁申し上げます。

職員配置の人数につきましては27人で、平成26年度当初の人数と変更はございません。

また、時間外勤務につきましては、こちらも平成26年の当初予算の時間数と同じで、平成27年度は1,400時間を計上しております。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　残業の多いセクションというんですか、ざっと見た感じだとおおよそ何か均等になれてしまっているんで、出っ張り、引っ張りがぱっと見た感じではわからないんですけれども、少し説明していただけたらと思うんですけれども。多い業務、少ない業務ということで。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　残業の多い少ないの件ですけれども、前年度26年度については、ちょっと健康増進センターの関係で、本当にかなり集中残業した経緯がありましたが、これは特殊なことでした。例年ですと、やはり保健業務、保健師さんの業務のほうでやっぱり残業が出る場合はあります。主には、日中やはり訪問活動等をしていく中で、どうしても記録ですとか、あるいは打ち合わせの時間、こういったものがかなり不足していたり、実際に欠員があったり、育休、産休とか、そういった事情もあったりするので、その辺は比較的多い部分になっているかと思います。

以上でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　少しいただいた資料で先に進めていきます。

今回予算額で言うと、地域医療確保事業が増額になっているのではないかなというふうに思うんですけれども、これ内訳を見ると、周産期寄附講座支援事業負担金ということですけれども、寄附講座そのものは大学のほうで何やっているかという話があるんですけれども、それで返ってくるつくられた事業というのは何なのかというのをお伺いします。寄附講座で学校側が受け取ったお金で学校が何やっているかは、それは学校のあれだと思うんですけれども、それによって返ってくるものが小児救急医療のときのようにあると思うので、それはどういうような事業なのかお伺いします。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　寄附講座につきましては、小児の関係で、埼玉県と４市とそれから埼玉病院ということで、慶應大学病院からその研究というようなことで周産期医療に関する調査研究、それから医師の育成と診療の支援というふうなことでおやりいただいています。

ただ、地域住民にとってみたら、やはり小児科医の先生が埼玉病院に３人常勤で張りついていますということなので、診療の機会がふえたり、適切な医療が受けられるというメリットが地域の中にあるということでございます。

ただ、研究の成果が直ちにそのまま市町村に反映されるということにはならないのかと思います。

以上でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これは、小児救急医療だと、小児救急医療のお医者さんが３人来てくれたという形での結果が見えていると思うんですけれども、これの場合は、今回の周産期の新しくできたものはどういう効果が出ているということですか。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　実は、これ周産期医療については、まず埼玉県のほうの医療計画の中でも、この地域、朝霞市を含む医療圏が周産期のセンターがないというような事情がありまして、県としても、また地域としても、ここは推進というか進めていきたいという事情がございました。平成28年度から、実はそういった予定当初あったんですが、県と市町村でお話をしたときに、１年先にというんですか、前倒しして実施するということに今回なりました。

　しかしながら、準備等がありまして、現在も実は県を中心に、県と埼玉病院のほうで大学のほうへ調整をしているところでございまして、ちょっと現状では慶應大学のほうと杏林大学と御参加いただくという話なんですが、医師の確保がどうも平成27年度については３人できるかどうかという、ちょっとそういった話も聞いておりますが、基本的には３人体制で産婦人科の先生をお呼びして、やはり現状の体制をさらにふやしていく、高めていくというようなことが埼玉病院側としては考えられるかと思います。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　受けられるその地域への見返りのイメージというのが、埼玉病院でやるということですから、ある種困難事例ということになるんですよね。当然助産院、それから町の産婦人科、恵愛病院のような割と大きな病院、そこである程度基本的なお産を全部やって、ちょっと危ないとか困難事例だとか、あるいは助産院の、何というのか、緊急対応とか、そういうことを埼玉病院がバックアップするというようなイメージなんですか。ほかの埼玉病院の診療が全てそういう体制になっています。町医者がまずきちっと一時的にやって、受け切れないものを埼玉病院が補完的にやるというようなことになっていると思うんですけれども、そういう感じなんでしょうか。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　先ほど平成28年度からというお話の中には、実は、正確に言いますと周産期母子医療センターというところが現状でないということで、ＮＩＣＵ、新生児の集中治療室、こちらが増床される予定になってございます。それは平成28年度なんです。

　ただ、その前段階としてなんですが、来年度はそこで医師を確保することによって、さらに今お話のあった、例えば一般的な病院ではなかなか見られないお子さんについて、やっぱり埼玉病院で来られる方多いかと思います、あるいはほかの病院あると思いますけれども、そういった頻度というか、そういうのが高まっていくんではないかというふうには考えてございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　お産の不安を訴える声というのは大きくて、子ども・子育て会議でも保育園の話がわーわー出るかと思ったら、実は、お産の話のほうが生の意見としてはある程度あったりとかしたので、少しいろんなお産の機関での役割分担しながら、最終的に一番困難事例、

危険な事例をどうするかというのを埼玉病院で受けとめてくれると、この地域も安心したお産ができるのかなと思って期待はしたいと思うんですけれども、そうすると、ちょっと順番を変えて206、207ぐらいになりますけれども、まず母子手帳なんですけれども、これ一番最初に妊娠した人が公的機関にかかわるというか、手を挙げる一番大事な機会だと思うんですけれども、これをどこで交付するかというのは、結構利便性がいいのか、専門性がいいのかということで、各自治体分かれていると思うんですけれども、ことしに関しては、従来どおり、何というのかな、戸籍住民票の担当のところで続けるということでよろしいかということと、当面見直すことはないというふうに考えていいのかどうかお伺いします。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　今のお話のとおりで、住民の総合窓口とか支所とか出張所、それから私どもの保健センターでとりあえず現状配っていますし、来年度についてもそういう形になります。

　今のお話なんですけれども、妊娠届け出をした時点から、やはりいろいろな形で悩みとか御相談が必要な方多くいらっしゃるかと思いますので、そういった方の御相談に乗るには、やはり専門的な知識を持った者が対応できるのがいいかとは思っております。

　ただ、現状例えば子育て支援センターとかそれから保健センターとか、いろいろそういう保健師さんがいたり、専門の方がいるようなところでの対応が今すぐにできるということにはならないので、将来的にはそういったことについても検討課題であるというふうには認識しておりますが、現状では、今のままで来年度はやらせていただきたいというふうに思います。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　いずれこれは一般質問でまたやるのであれですけれども、便利さでいくと、やっぱり一番困難事例が一番専門性のないところへいってしまったりするので、そういう意味では、何か少し目の前に専門的な知識がいる人のところで交付されたりとか、目の前で子供に関わる仕事やっている人がいるところで交付されたりとか、そういうことというのがその後の妊娠期をどう過ごすかというのにすごくかかわってくるような感じがしますし、そういうので少し引き続き考えていただけたらと思います。

　それから、資料請求していたかな、妊婦一般健診です、続いてです。これことし増額になっていますけれども、内容としてはどういうところが増額になっているのかお伺いします。

○松下昌代委員長　健康づくり課保健係長。

○堀美穂健康づくり課保健係長　平成27年度増額になっておりますが、26年度９月の時期に既に2.1％予測よりも妊婦さんのほうがふえておりまして、全般的に32人増ということで妊婦健診の費用をふやしております。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　済みません、補足なんですけれども、平成26年度の見込みとして12月に補正をした関係もございまして、平成27年度予算につきましては、26年度実績を見込んでの27年度予算としております。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　この数でいうと、要するに人数のことだというと今度1,532人と見込んでいる

ので、これ出生数としては史上最高、高度成長期は別としても、ここ人口が一回80年代低成長になっているから、その後においては最高の数になるんですか。

○松下昌代委員長　健康づくり課保健係長。

○堀美穂健康づくり課保健係長　出生数におきましては、ここ３年の中では増加傾向にあるんですけれども、最大というところまでは考えておりません。

　妊娠された方が全て出生するという状況ではなく、妊娠期から転出される方やまた出産に至らない方等もおりますので、最大の数というふうには考えておりません。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　１点補足させていただきます。人口動態統計がございまして、その中で、手元資料で平成19年度からございます。ここの中では、平成19年が出生数というのが1,501人というのがございます。1,500人台に行っているのはそこで、そこから今回平成27年はまず1,500人に行く見込みであるというようなことでございます。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　そうすると、この後数としては増加傾向なわけです。それで、この後どう展開していくかというのは、それ関係各課連携とって数字とっているのか、全部が産まないとか、転出していくとか、そういうのあるにしても、傾向としてはそういうことになるわけです。そうすると、この後例えば妊婦健診が保健師さんが足りるのかから始まって、次は保育園が足りるのかが始まって、小学校が足りるのかが始まって、その辺の連携というのはどんなふうに情報伝達していっているんですか。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　もちろん今の数の問題もそうですし、それから地域におけるいろんな課題もあるので、保健師さんの数が必要かどうかについては、やっぱり適宜考えていかなくてはいけないと思っています。

　ただ、今保健師についていうと、市役所の中で分散配置とかしているので、その辺の兼ね合いも実はあるのかなというふうには思っています。庁内的には、やはり保健師という視点からいきますと、各課の配置されている保健師さんとの連携が非常に重要になってくるというふうに認識してございます。

　実は、今年度横の連携の会議をきちっとした形で立てようということでずっとやってきたんですが、ほかの業務でちょっとそこがなかなかできなかったという実情がありますが、少なくとも来年度はそういった横の連携を密にさせていただこうと思います。

　ついでと言っては恐縮なんですが、ただ事例検討会とかというようなことは、保健センターの保健師以外の分散配置されている保健師さんも来ていただいて、同じ共通の課題について考えたりする場面はありますが、事、人口ふえる、お子さんがふえるということだけに特化してやっているものではありませんので、今後またその辺はさらに連携して、課題として捉えていきたいというふうには思います。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　保健師さんは今増減は派遣だったり非常勤だったりということでのところである程度運用している部分、あるいは応援に来てもらったりとかいうことでやっている部分あると思うので、それはそういうところで少し調整していくのかなと思うんですけれども、き

のうも、保育園の話で、連続した、何というの、人の動きというのが追い切れていないというところでいうと、そういう情報を例えば庁内各課であれするというよりは、市政情報の統計みたいなところに少し月当たりで、あるいはあっちのほうになるんですか、戸籍住民のほうになるのかわからないですけれども、渡しながら、それぞれ子育て支援なり学校教育なりが先読み先読みして、少し傾向をつかみながら先手打てるような情報提供をしていただけたらというふうに思うんですけれども、余りごちゃごちゃ言っても仕方ないんでそこはあれします。

　それから、乳幼児だったと思うんですけれども、予防接種。予防接種22種類あって、これ国からの要請でどんどん種類がふえていますけれども、相変わらずこれは補助がおりないで、交付税も特別措置されているという案内もない中で種類がふえ続けているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○松下昌代委員長　健康づくり課予防係長。

○奥野猛健康づくり課予防係長　そのとおりでございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　確認ですけれども、これ生保とついているのはこれはまた別ですよね。生保は生保の中から出るけれども、それ以外がみんなそういうことだというふうに考えていいですね。

○松下昌代委員長　健康づくり課予防係長。

○奥野猛健康づくり課予防係長　そうです。生保の方と一般の方と委託料が変わってきていますのでそのとおりです。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　主に、これは子供が多いんですけれども、昨年の予算だったか決算だったか、結構自治体もこの財政負担大変になって、１個ふえると3,000万円ぐらいぽんと追加予算になったりして、どこから調達するかというのがいつも困ったりして、でも国はやれやれで来るわけです。

　まず、国にとってはこれは実施事務なんですか、法定受託事務なんですか。それと、単なる努力義務という位置づけなのかその辺をお伺いしたいのと、あとこれ種類が余り多くて、だんだんふえていって、特に子供なんかは保護者がたまらないというか、この日程管理をいまだにアナログでやらなければいけないんで大変な状況なんですけれども、他市なんかではスマートフォンとか使っての日程管理ができるような仕組みって、何というの、次これ受けたほうがいいです、次これ受けたほうがいいですというのが入っているようなこと御紹介したかと思うんですけれども、そういう何か利用者が接種漏れを起こしたりとか、あるいは逆に接種とほかの用事とかをうまく両立できるような、そういう支援的な情報提供というのができているのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　予防接種につきましては、予防接種法にもちろん定められていることでございますけれども、Ａ類については、本人に努力義務があり、国は接種を積極的に勧奨しているというものでございます。努力義務ということでございます。

　Ｂ類というのがございまして、こちらについては本人に努力義務はなく、国は接種を積極的に勧奨していないということで、そういった違いはありますけれども、いずれについても

予防接種法に基づいて法定されているものでございます。

それから、予防接種の接種日等の確認というか、これは確かに私どもも考えても、通常予定している日も、何カ月後に受けるとか、何回受けるとか、それから種類によって組み合わせとかいろいろあったりするんで、確かに特に初めてのお子さんをお持ちのお母さんとか大変な思いされているかなと思いますが、市のほうでは個別の通知を出したり、それから御案内をしたり、いろいろそういうような形でやっています。

それから、ただ戸田市のほうでですか、今年度そういった予防接種のスケジュール管理ができるようなシステムを入れたりしていただいていて、そういったものも大変参考になるものとは思っております。

今後は、いろんな意味で、お子さんが育つ中では予防接種管理だけじゃないんで、いろんな場面でそういった情報が集約できるものが制度として、あるいはシステムとかを今後研究していけたらなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　うちも、だからこれ日程管理に苦労して、誰が行くの行かないのでいつも夫婦げんかのネタになっていて、子供自身は意外と注射全然怖がらなかったんだけれども、親がもうとにかくうんざりしていて、組み合せがあって、それが仕事日にぶつかると、じゃこっちがこっちでとやって、もう本当にパズルみたいなことを３回やって、３回ともこの数だけ夫婦げんかしたなという感じを思い出すので、なるべくそういう、何というの、子育ての本質にかかわらないような夫婦げんかは減らしたほうがいいだろうなと思うんで、少し考えていただけたらと思います。

それから、今回歯科保健事業、ページでいうと212ページ、213ページですけれども、今回初めて中身をあれしたんですけれども、前から一般質問等で話題になっているフッ化塗布なんですけれども、これ対象者はどういう方々になっているんでしょうか。

○松下昌代委員長　健康づくり課保健係長。

○堀美穂健康づくり課保健係長　フッ化物塗布に関しましては、３歳児健診のときに実施しておりまして、３歳４カ月のお子さんが対象になります。の希望者になります。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　ということですけれども、これ２人分ということですね。2,500円の２人掛ける24回で12万円という予算で、予算書見ても12万円なので２人分ということですね。

○松下昌代委員長　健康づくり課健康推進係長。

○坂田香織健康づくり課健康推進係長　フッ化物塗布委託の２人の件ですけれども、こちらのほうは３歳児健診の中の歯科医師の方にお支払しているものになっております。対象者のほうは３歳児健診で来ている方の希望者になります。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これ功罪両方あると思うんですけれども、前一般質問等であった懸念というのは、その後どんなふうに整理されたのかお伺いします。以前山口議員が、フッ化物塗布に関して、子供にやらせて大丈夫なのかという、１秒間うんとやって飲み込む危険性はないのかというようなことを質問されていて、その後やっぱり事業としては続くということなので、

その一般質問に対して、いやそんなことはない、安全だという話ならそれはそれだし、いや、やっぱり若干危険性はあるから、それはそれでこういうふうにしているとか、そういうのは何かあるんでしょうか。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　フッ化物塗布についてですけれども、フッ化物につきましては、３歳児健診の医師がいる場面で塗布という形で行います。洗口ではないという形をとっているのがまず１点と、あともう一点といたしましては、３歳児健診の御案内の際にフッ化物に関する注意書きも同封しておりまして、それを保護者の方に読んでいただき、希望をとるという形をとっているところでございます。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これはもう少し判断力のある子供になってからやったんじゃ遅いということなんですか。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　フッ化物塗布につきましては、齲歯、虫歯が好発する年齢が３歳児前後から発生してきますので、そういった関係から、３歳児前後からフッ化物を塗布することが有効と言われております。１歳半前後のころにはまだ全部の歯が生えそろっていないということもございますし、口の中が１歳半ぐらいですとまだ唾液、よだれがたくさん出ますので、よだれに第一殺菌効果がございますので、そういった関係で、歯が生えそろって口の機能が成長してくる３歳児といったところで実施すること、あと、食べ物、甘い物をたくさん食べ始めるといった時期もあって、３歳児というところにしているところがございます。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　３歳のときに１回フッ化塗布をすると虫歯にならないということですね。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　こちらにつきましては、朝霞市のほうでは、虫歯予防のきっかけといたしましてフッ化物塗布について希望をとっております。フッ化物につきましては、１年に１回あるいは２回という、定期的な塗布のほうが予防の効果は高いと言われているところがあります。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうしますと、３歳で１回やっただけで虫歯が予防できるんじゃなくて、それをきっかけに定期的に近所の歯医者さんに行って、フッ化塗布をずっと続けないと予防はできないと、要はきっかけづくりをしたいという意味ですか。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　基本保護者の方に虫歯予防の意識づけ、意識啓発、そういった意味合いのほうが強いですので、かかりつけの歯科医院さんで虫歯予防のためのフッ化物塗布を継続していただくのももちろんですが、子供の成長とともに子供自身が歯磨き習慣をつけていくとか、甘い物を食べるのの食べ方について考えるとか、そういったこともあわ

せて実施していくことが虫歯予防につながりますので、ずっとフッ化塗布を続けるというところではございません。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　歯科保健はあれですけれども、成人病健康診査事業、これが214ページ、215ページですけれども、30代のヘルスチェックというのが、これはあれですよね、国保以外の人も受けられるあれですよね、制度になっていて、ある程度の企業に勤めている方は会社の健康診断というのが推奨されていて、まさに会社が直で運営しているわけじゃないけれども、ある種会社と関係深く運営している健康保険組合が受ける率が低いと負担が上がるからといって受けさせるという構図があって、ただちょっと悩ましいのが、政管健保に入っている方、今は協会けんぽというのか、入っている方で、本当零細企業で、ほぼ自営に近いところに入っている方々というのは国保の枠からも抜けるし、こっちからも抜けるし、だけれども、健康診断はできるけれども、何というの、縛りとしてないという、会社みたいに人事部があって、そこが行け行け言っているわけじゃなくてということでの縛りはないという状況の中で、やっぱりこういうのというのはもうちょっと推奨したほうがいいと思うんですけれども、状況としてはどういう感じなんですか。ふえたり減ったりとか、受けられている方の傾向とか、入っている健康保険の種類とか、そういうのは何か統計とっているんでしょうか。

○松下昌代委員長　健康づくり課健康推進係長。

○坂田香織健康づくり課健康推進係長　今の30代のヘルスチェックですけれども、特に保健の枠のほうは定めておりませんので、30代である市民の方であれば受けていただいています。

　人数のほうは、経年的にはふえている傾向にありまして、特に今男性のほうに受診者がふえている傾向にございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　あと、職場環境とか、そういう職場の規模とか、入っている健康保険の種類とか、そういうのはとってはいないですか。

○松下昌代委員長　健康づくり課健康推進係長。

○坂田香織健康づくり課健康推進係長　現在の健診においては、特に保険のほうの確認はしておりません。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　何かだらしがなくて済みません。今までノーチェックで来たんですが、肝炎ウイルスというのの検診が、何というのかな、私自身も何か今回予算書なめるように見て、そういえばこういうのやっていたなという感じで見たんですけれども、どのくらいの人がこれ受診して、効果というのはあれですけれども、まず受診しているのがどのくらい、どういうところの対象に受ける人がいらっしゃるのか。私自身も結構スルーしてしまっていたんで、名前だけは聞いていたけれども、非常に肝臓というのは面倒くさい病気だと思うんで、何かあったら。そういう意味でいうと、どんなふうに投げかけてどんな方が受診されているのかお伺いします。

○松下昌代委員長　健康づくり課健康推進係長。

○坂田香織健康づくり課健康推進係長　肝炎ウイルス検診については、対象者のほうは、市内在住の方で40歳以上の方を対象としています。ただ、生涯１回受けていただく検診になって

いますので、一応40歳の節目の方とあとそれ以外の対象者ということで定めております。年間受診者のほうは、平成25年度の実績でいいますと156名、その中で肝炎の陽性者はゼロという形で実績が残っています。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これ誰に聞いたらいいのか、朝霞市で肝臓病の、特にウイルス性肝炎増加というのは、年に新規の患者というのはどのぐらい出ているという数字が出ているんですか。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　今の御質問に正確にお答えすることは、今資料がないのでできません。

　ただ、今御紹介した肝炎ウイルスの検診の状況を過去年度から追ったときには、先ほど平成25年度については156人だけれども陽性の方はいなかったということですが、従前には、例えば24年度については陽性の方が２人いたりとか、19年度には６人とかいらっしゃったりとかということがありますので、傾向については済みません、わかりかねます。申しわけございません。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　余りおどかしてはいけないけれども、不治の病なわけで、不治の病みたいなところがあるんで、やっぱり発見できるのが早ければ早いほどその人の体の負担かからないというか、そういう病気だと思うんで、何というか、もう少し受診者数ふやしながら、早期発見できたらいいんだろうななんて思うんですけれども、ほかにこれ肝炎ウイルスを発見する方法というのは、ほかの手段というのはあるんですか。ウイルス性かどうかはともかくとしても、疑わしいみたいなことを発見できる手段というのは何かあるんですか。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　肝炎ウイルスの検査以外といたしましては、健康診断の中に肝機能検査が入っております。そちらが正確に全てウイルス性肝炎によるものかということを反映しているわけではないのと、確かに肝臓については沈黙の臓器と言われておりますので、非常に症状が出てからでは遅いんですけれども、そういった肝機能検査の異常値というのを早目に確認し、異常がなくても、自分に自覚症状がなくても、検査値で注意が出た場合には早目に医療機関に相談に行くということが重要になってくるかと考えております。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これで１回打ち切ります。

　彩夏ちゃん健康長寿プロジェクト事業で、これ216ページ、217ページですけれども、継続するものとおやめになるものと予算を縮減したりふやしたりするもの、この中にもいろいろ三つぐらい事業ありました。それはどんなふうに整理されたのかお伺いいたします。

○松下昌代委員長　健康づくり課主幹。

○佐甲文子健康づくり課主幹　彩夏ちゃん健康長寿プロジェクト事業につきましては、団地まるごといきいき事業と、それからグランパ育児支援事業という２本立てで事業を行っています。平成24年からの県のモデル事業の部分でありました団地まるごといきいき事業の中の団地まるごとタニタ生活については、平成26年で終了して27年からはなくなるということにな

ります。

あと、それから継続の部分は、例えば今膝折団地とかでやっています介護予防的な地域の方たちと健康づくりを一緒にやっていくというところは継続しておることと、あとそれからグランパ育児支援事業についても継続になります。ですので、今回モデル事業がなくなったことにあわせての予算の縮減になります。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　きのう、これからも話題になるのか、この先話題になるのか、県の補助事業というのがいつも２年ぽっきりでぽきっと折れたりするので、だから、あっちも心配しているんですけれども、寄附講座なんかも心配しているんですけれども、何ていうのかな、目新しい政策やるけれども、２年でぽっきり折ってしまうんで、県境に住んでいると本当にこの県でいいのかと思ったりするんだけれども、県会議員さんになる人には頑張ってほしいということですけれども。そのタニタ生活、これって本当は20年続かないと効果がわかんない話じゃないですか。２年やって、テレビで取り上げて、いいことやっている、いいことやっていると言って、２年でぽっきり折ってしまって、せっかく珍しい光景見たわけです、テレビでは。今まで朝霞市でああいうことやると70代しか来ないわけでね。だけれども、40代とか30代の人たちが出てきて、こんなこと教わった、あんなこと教わったみたいなことをテレビのインタビューなんかでやっていたというの、非常に朝霞市にしては珍しいところにお客層がふえたなという感じがしているんですけれども、何ていうのかな、やることはそんな難しくないわけですよね。これ、タニタさんが継続してくれたり、団地の自治の中で継続したりとか、そういうことはないんですか、これは。

○松下昌代委員長　健康づくり課主幹。

○佐甲文子健康づくり課主幹　今回タニタさんにお願いした部分については、やはりモデル事業という枠の中での実施でしたので、継続は現実的ではないと考えています。ただ、せっかく私たちもこの３年間かけてモデル事業としてやらせていただいた部分ですとか、お金を使わせていただいた部分について、今度は次、違う地域あるいは継続で還元をしていくということが次のステージとして必要かなというふうに考えております。ですので、今回タニタのプログラムに参加していただいた方、今ちょうど評価を集計含めてやっているところですけれども、初めて参加された方と２年続けて参加された方のやはり傾向の違いというところが出てきているんですね。ですので、今後、私たちが地域地域に出向いていって、例えば皆さんの健康づくりをする事業をつくり上げるときに、やはりその方たちにグループというんでしょうかね、カラーに合ったものをいかにマッチして提供できるかというところの参考には大変なるかなというふうに思っています。ですので、確かに長い年月かけないと、最終的な結果は出ないというのは承知しておりますけれども、例えばきっかけの一つであったりですとか、ここからの成果、効果を次の地域に波及をしていくですとか、そんなふうに考えて、今後も健康づくりをやっていきたいなというふうには考えています。

補足追加ですけれども、今回買わせていただいた体組成計をそれこそ持っていけるものなので、いろんな出前でいろんな地域地域に出向いていって、体組成計はかってみませんかというところをいろいろやっていきたいなというふうにも考えています。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　何か保健センターのサービスとして、そういうのをやるのもいいんだけれども、

せっかく団地丸ごとでやったわけだから、団地の中でその利用者の中で月１回ぐらいみんなで集まってはかろうやとか、そういう何ていうのかな、個々に体組成計持ってきてはかりましょうかってやると、多分また70歳の人しか来なくなって、それも１対１の健康管理でしかないんだけれども、丸ごとということだから、そこのコミュニティーでみんなで健康管理しようねみたいなことを継続しなかったら、何か単に体組成計が役所を持っているというだけになってしまうと思うんですけれども、そういう動きというのはないんですか。

○松下昌代委員長　健康づくり課主幹。

○佐甲文子健康づくり課主幹　今現在も月に二、三回程度、実は膝折団地に行っています。今度、大きなものではなくて簡易的な体組成計なんですけれども、それも買わせていただいたので、月に二、三回、私たちが出向いたときに毎回皆さんで自主的にはかって自分の数字が減ったふえたというのを住民さん同士で話をしながら、あんた飲み過ぎよという話が出たりだとか、そんな感じで何ていうんでしょうね、これに参加することで例えば知り合いになった方も実はいたりして、その中で最近こうね、ああねというのは今も継続してやっていますので、今後も続けていきたいと思っています。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　そこのかかわり方聞いて少し安心しました。

　あともう一つ、団地の介護予防の部分というのは、これは介護保険の地域支援事業とかに移行できるようなものですか。それとも、そのまま単費でこの彩夏ちゃんの枠の中で、もう県の補助は入んないわけですよね。だから、特定の定義とかする必要はないわけですよね。だから、そういうふうになるのか。そのあたりの整理とかは今後は見込みってあるんですか、何か検討されている内容とか。

○松下昌代委員長　健康づくり課主幹。

○佐甲文子健康づくり課主幹　今現在は、先ほど介護予防という言葉を使いましたけれども、例えば介護保険法の介護予防という位置づけというところまでは担当課としては考えておりません。むしろそのさらに前の予防、例えば壮年期層の方たちの予防の位置づけでやっていくことが次に介護保険のお年ごろになったときに、バトンを渡すときに、元気な方たちでバトンが渡せるのかなというふうに考えていますので、ただ今後どんなふうに考えていくかというのは長寿はつらつ課との調整必要かとは思いますけれども、今現在においてはもっともっと前のというつもりで考えています。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　あとは、グランパですけれども、１期目はちょっとひやひやしていたんだけれども、２期目ぐらいから参加者がいろいろ地域社会に出るようになって、それで見えるようになって、最初のころは割と県のお金で高齢男性集めて勉強会やるけれども、果たしてどんなもんだろうねみたいなこといろんな方から言われたんだけれども、２期目からは何か地域に出るようになって、この人たち、何ていうのかな、地域の一資源なんだという認識が大分地域の女性、特に高齢の女性たちに認識され始めるようになってよかったなとは思うんですけれども、予算が減った中で今後どうやって続けて、県の支援がなくなったし、何もなくなったしということ、予算が減った中で今まで結構豪華講師陣入れて、確かにその豪華講師陣が入ったから一定レベルがぐっと上がったような感じは、参加者の認識のレベルというのが俗論に流されないで割ときちっと確固とした視点ができているなという感じはしているんで

すけれども、今後それはどういう展開されるのか。単に身近な子育て技術だけを高齢者が勉強する場なのか、やっぱり子育てってこういうもんだ、こういうふうな社会的な変化が起きているよということを今までみたいにきちっとリセットできるような内容になっているのか、そのあたりお伺いします。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　グランパ育児支援事業の養成講座のカリキュラムにおけます組み方につきましてですけれども、今年度から実は昨年度までお願いしておりましたＮＰＯ法人のほうとの関係は終わりまして、今年度から東洋大学にライフデザイン学部の子育て支援学科を中心に、子育て支援学専攻の教授の先生方を中心に講座を持っていただきました。その際に、現在活動しているグランパの皆さんからのいろいろなさまざまな子育て支援の活動の中で感じている、例えば子供の虐待に関連することであるとか、発達障害に関連するようなことであるとか、そういったグランパの活動の中から聞こえてきた声、そういった声をもとに講師の先生方にこんなテーマをお願いしたいというのを、こちらで市のほうで企画したものを東洋大学のほうに相談に行き、教授の先生方にお願いしたという経緯がございます。今年度から東洋大学の先生方に、子供の支援の活動において必要な知識と技術、それから、朝霞市で起こっている市の中でこんな今現状ですよといった点については、市の関係部署の教育長であるとか、今年度は福祉部長にもお話ししていただきましたけれども、福祉部長であるとかといったところの講師の先生方をお願いする企画を組み立てました。

　それと同時に地域の中でこういったシニア男性、定年退職前後からのシニア男性が地域デビューといいますか、地域の中でどんなふうにいろんな子供を通して、あるいはいろんな関係者、いろんな地域に住んでいる人たちと関係づくりを進めることができるかといった視点についても、ちょっと語弊があるんですけれども、組織の中で培ってきたコミュニケーションにプラスこんなコミュニケーションがあると地域の中でより友好的なコミュニケーションになるのではないかといった視点も、水平の関係とかといったコミュニケーションも講座の中に盛り込んでいっております。

　それと同時に最終的には、そういった地域の中で子供を通したさまざまな世代とのかかわり、つながりを育む活動が健康づくりにつながるという視点につきまして、東京都健康長寿医療センターの研究機関の部長さんから後ろ盾をいただく講座というような形を組んで、今年度実施しました。

　今まさに終わったばかりですけれども、今月21日に修了式を迎えるんですが、修了した今期の皆さんのレポートが今集まっている最中です。大変、今年度の修了生の皆さんも昨年度と同様レベルの感想をいただいているところが実態としてはございますので、次年度も、今年度からこの形にいたしましたので、次年度につきましてももう１年はこの形を継続できたらいいかなと考えているところでございます。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　そうですね、外部注入的な理想の話と、それから、地域の必要性と、それから、わざみたいな話と、それがバランスよく入ってくるといいんだろうなと思いますし、ある種、昔やっていた市民大学でしたっけ、朝霞市の、あれ以来割とそういう同窓会つくれるような講座というのが欠けていて、それが地域資源発掘するのに少し停滞しているようなところが

あるんで、もう本当に期待したいというか、もう去年、おととし、いろんなところに彼らが出張って、いろんなことやってくれたというのを目の当たりにしているし、何か何人か知り合いがいて、引き込まれそうになっていたりするんですけれども、本当にそういう意味では期待したいなと思います。

衛生費に関しては、私はもう以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　209ページの乳幼児健康診査事業のほう、お尋ねしたいんですけれども、お子さんが順調に育っていくためにはやっぱり８番の報償費のところですけれども、４カ月の健康診断だったり、10カ月だったり、１歳６カ月だったり、３歳児健診だったりを受けるべきだと思うんですけれども、やっぱり中にはこの健康診査があるにもかかわらず、仕事が忙しかったりとかでなかなか受診されない方もいらっしゃると思うんですけれども、そういった場合、健康診査があるよというのはどういった形で家庭に周知していただいているのかと、あと、実際受けなければいけない人数いますよね。それに対して、どの程度受診されているのか。また、その受診されない人たちに対してはどのように市が取り組んでくださっているのか、その３点お願いします。

○松下昌代委員長　健康づくり課保健係長。

○堀美穂健康づくり課保健係長　朝霞市では、乳幼児健診を４カ月健診、10カ月健診、１歳半健診、３歳児健診を行っております。それぞれの健診の周知の方法ですけれども、健診の行う前の月に前月に御案内ということでそれぞれ対象になる方に個別の通知を送らせていただいております。それ以外に保健センター業務について一覧になっています健康ガイド、それと、広報等にもお載せしております。実際に平成26年度１月現在の対象の方と受診数ですけれども、４カ月健診は、対象が1,231名で、受診されたのが1,201名、受診率97.6％です。10カ月健診は、対象が1,183名、受診者が1,132名、受診率が95.7％です。１歳半健診は、対象者が1,124名、受診者が1,081名、受診率96.2％、３歳児健診は、対象が1,105名、受診数が1,045名、受診率が94.6％となっております。

健診に見えなかった方たちに対しては、健診に見えなかった月に、健診いらっしゃらなかったけれども、また翌月にもございますので、どうぞいらっしゃってくださいということで御案内はさせていただいております。それと、特に月齢小さかったりとか、病院のほうで健診受ける方もいらっしゃいますので、病院で健診受けた方に関してはそのことをお知らせくださいということでお願いしています。健診受けられなかった方の中で御連絡いただいた方については、その病院で受けた健診の状況等をお伺いしています。それでも、こちらのほうで把握できなかったお子さんに関して、未受診訪問ということで保健師等が家庭まで訪問させていただいております。少なくとも最低２回は訪問させていただく中で、お子さんの状況をお伺いしたり、あと、いらっしゃらなかった場合にはお手紙を置いて、健診を受けていただくような勧奨するような形をとっている状況です。

以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　ありがとうございました。結構受診率が高くて安心しました。ただ、私どものほうでお預かりしている子供が１歳半健診行くんですという連絡をいただく人と、同じ年齢なのにどうしたのと思ったときがあったものですから、お尋ねしてみました。それで、病

院で健診を受けた人も状況を聞いていただいて、またさらに訪問もしていただいているということで、ありがとうございます。やっぱり何らかの事情で健診もできない人もいるようですので、どういった形でも必ず発達状況がわかるように今後もしていただけたらと思います。

それとあと、もう一つ、下のほうの母子訪問指導事業の中で、８番の報償費の中の新生児等訪問指導謝金となっているんですけれども、これはどういった頻度で訪問されて指導されているのか。また、何か問題とかが発生して、例えば成長がちょっと思わしくないなといったようなことがわかったりした場合、どういうふうな形でその子について発達状況をずっと末永く見守っていくというか、そういうことはどういうふうな形でされているのか、お尋ねしたいと思います。

○松下昌代委員長　健康づくり課保健係長。

○堀美穂健康づくり課保健係長　こちらの新生児等訪問指導謝金に関しましては、こちらは妊娠届を提出されたときに母子手帳を配布させていただいているんですけれども、そのときに赤ちゃんが生まれたら、こちらのほうで保健師、助産師等が訪問しますので、お知らせくださいということで、はがきを添付させていただいています。出産された後に、そのはがきを保健センターに出していただいて、そのはがきをもとに訪問させていただいています。時期としては、なるべく早目、生後一、二カ月の時期に訪問するというふうなことでやっているんですけれども、一応４カ月健診の前までということで実施しております。こちらは訪問を行う助産師に対しての謝金ということで計上させていただいております。助産師のほうで、訪問していただいた際に、いろいろお子さんについての気がかりがある場合やお母様についての気がかりがある場合などは、助産師からの報告を受けて、保健センターの保健師のほうが地区の担当というふうな形で担当の者がいるんですが、継続的に御相談に乗るというふうな体制で行っております。

以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　ありがとうございました。

それでは、妊娠している人、母子手帳を持った人は全て対象になるということでいいんですか。それと、地区担当ということですけれども、地区は南とか北とかそういう形で分かれているんでしょうか。それとも、別の地区担当ってあるんでしょうか。その辺も教えていただけたらと思います。

○松下昌代委員長　健康づくり課保健係長。

○堀美穂健康づくり課保健係長　はがきを出していただいた方全員が対象になっております。

それと、その地区ですけれども、今、保健センターの中では一応８地域、近くの地域ということで八つに分けて、それぞれ担当というふうな形でやっております。

○松下昌代委員長　駒牧副委員長。

○駒牧容子副委員長　今の福川委員からの関連ですけれども、乳幼児健診の最後まで連絡がつかなかった方っていうのはいらっしゃるんですか。そういう方が一番心配だなというふうに思います。

それとあと、母子訪問のほうも、はがきを出されない方がとても心配ですけれども、そういう方に対してはどのように対応されていますか。

○松下昌代委員長　健康づくり課保健係長。

○堀美穂健康づくり課保健係長　乳幼児健診で訪問等を行っても会えなかった場合、連絡もいただけなかった場合には、予防接種等を行っているかということで、保健センターで確認できる内容については確認をした上で、保健センターでは把握できていないというところで、こども未来課のほうに報告させていただいているという状況があります。

それと、訪問に関してはがきをいただけなかった方に関してですけれども、４カ月健診のときに対象者が上がってくるんですけれども、そのはがきがいただいていない方がどの方かということを全てチェックさせていただきまして、こんにちは赤ちゃん全戸訪問ということで、こちらのほうで全ての家庭について訪問させていただいている状況があります。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　まず、健康増進センターに関しまして、ページでは219ページの管理運営事業の中でありますが、昨年、大変な事故がありまして、大変、大変でした。いたく共感いたします。総括でも若干質疑したんですが、私なんか責任が朝霞市に100％あるとは思っておりませんので、委託した先ってプロですからね。プロの各地にそういった健康に関するビジネスやっているところですので。そこで起きた事故で何か朝霞市、何か市長の答弁だと、今後もやってもらわなければいけないから、特段ペナルティーは何か科さないとか、例えば明治スポーツプラザとの間で関係がもしこじれて、嫌だ言ったら、これ簡単にやめていけるもんなんですか。契約しているわけなので、ある期間は指定管理業務を続けなければいけないわけですよね。朝霞市は、もう交渉事ですから、交渉事。朝霞市の立場として、あなたのところに指定管理委託していて、あの死亡事故と、それから２件のレジオネラ菌が起きたと。朝霞市の立場としては、おたくに落ち度があると思うと、いかがですかと。交渉をして、向こうの反論がもっともだったら、そうかなと。交渉もせずに何か朝霞市が何か最初から引いているようで、そのスタンスが市民の立場として、いかがなものかどうか、どうですかね。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　健康増進センターにつきましては、本当に今年度、去年の４月からプール事故、それからレジオネラ菌等、本当お騒がせして、また御迷惑おかけして、本当に申しわけございません。

その中で、今、市が明治スポーツプラザという指定管理者との関係ということだと思いますけれども、指定管理者制度の中で現状で５年間のまず契約はしております。その中で他県、他市の例とかで挙げますと、例えばその指定管理者が例えば会社自体が例えば倒産とか、そういったことで運営ができなくなるようなケースとか、その他事情があってやめるというケースはそれはあるとは聞いています。ただ、基本的には、市としてはやはりその５年間の契約をした中で、５年間きちっとその責任を果たしていただきたいという思いがまずはある中で、１年度目はこういうことがあったんでということは正直あるんですけれども、ただ、実は今回の経緯の中でも、相手の会社のほうからも現状では会社としてもかなり赤字というか、収益が上がらないので、会社としてはやはり経営的には大変な状態になっているということは、向こうの会社からそういう話は聞いています。ただ、そこは１年間、これは今年度については、会社の立場としてはやむなしと。これだけいろんなことがあって、そこは今後２年目以降にそういったことを含めて、ぜひ挽回して名誉回復という言葉ありますし、挽回して誠実に取り組んでいきたいという意向が会社のほうからも市長とのやりとりの中でもあった

りします。そういったことが前提になっての市長の御発言というか、お話だったように思います。

あと、争うというか、その損害賠償という話になりますと、やっぱり当然、現にここで例えば会社がもうやめると。もうここは受けないで途中でやめるというようなことになれば、当然それは損害賠償云々の話には当然なるかと思います。ただ、現状では先ほどお話しさせていただいたとおり、事故やそういったことは起こっておりますが、そこのその後の対応としては真摯に市にもちろん協力している体制でやっている中では、何とか現状を、過ぎたことは戻らないですけれども、今後に期待するという意味も含めて、良好な関係を保っていきたいということが先日、市長の話でもあったように思っております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　もちろん実際、現場で市民の健康づくりのためにいい環境をつくりたいという立場で発言なので、全く十分傾聴に値すると思うんですが。こういった交渉事って、責任を追及する側は厳しい見方で感情が入ってはいけないんですね、一般論として。大変いい継続しようと思って、二人三脚でやっていらっしゃいますから、ある程度感情入ったと思うんですね。市の体制として、こういった交渉事を別な部署が一応判断するとか、つまり人間関係が入っていると、なかなか言えませんよね。それはもう人間、僕も含めてそうですよ。ただ、こういった事件が起きたときに、ほかの距離あるところも踏まえて総合的に判断して、最終的になる部分なら構わないんだけれども、朝霞市の場合は一部署が全て損害賠償含めて決定して、上に上げていくのか、これはどこかで会議があって、いろんな課の意見があって、どこかの部署の意見があって決めたのか。その過程は最終的に市長に結論する過程において、どんな過程をとったんでしょうかね。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　私どものほうで、当然、部長まで相談させていただきながらやっていく中で、あとは指定管理者のほうの全体的な運営的な管理というのはやっぱり政策の部門でやっております。ですので、根本的な考え方とか方向性というのはやっぱり確認はさせていただいております。現実的に、現副市長も市長公室長で兼務されている中で、結果として副市長にも御相談をさせていただいてきております。そういった客観的な事柄については全て報告した上で、市長にも当然御報告させていただき、現状の形になっています。ただ、実際にその例えばプール事故なんかの件も、正直どこまでどういった問題になるのかなというのは、最初の段階で私も思いました。これはもしかしたら、その指定管理者を何というか、排除してでも、やめさせてでもやるほうがいいのではないか。そういう状況がある可能性についてはもちろん検討はしました。なので、あるいは最悪の事態ということも含めて、そういった検討はさせていただいたり、それこそ弁護士さんのほうに御相談させていただいたりとかは実際にやっております。今回その現在レジオネラ菌等の対応の市と指定管理者の関係についても、顧問弁護士のほうにももちろん確認はさせてはいただいたりしているところでございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　結果的に明治スポーツプラザのほうが、なお一層指定管理の業務をするということで合意したようですけれども、それは口頭の合意なのか、双方に念書をつくったとか、何かそのようなことはどうですか。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　特に念書とかそういうことはありませんが、向こうの責任者の方と市長や我々もお話はさせていただいている中で、そういう結論というか、そういう考え方になってきているということです。特に何か文書で今後こういうふうにしますとかというのは、今回、指示としては、例えば衛生管理の体制であるとかそういったところを指示させていただき、それで文書で回答いただいたりとかということはもちろんございますが、契約をどうするかということについて文書化されているようなことというのは、それはございません。それを例えば継続するとか、そういう意味での文書はございません。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　もちろん合意形成して、現在のいろんな課題を踏まえてよりよいことを、いいことと思うんですが、市民に対する説明責任として、きちんとした合意をつくって相手方からね、きちんと合意した指定管理上の問題点が自覚して、こうしていきたいとか。市長の立場としてはそれを是とするとかね。今後一緒にやっていきますとか、何となくそういった意味で、その関係を見える形にしていったほうが何かあったときに双方の文書がないと、適当にね、ごめんなさいね、こんなことないと思いますよ、向こうは向こうで明治スポーツプラザで勝手に解釈して、何だ、朝霞市から指摘があるからああだこうだとか言われかねないので、やはり合意形成したことはある程度納得する文書でいいと思うんだけれども。何かそれを積み重ねていって、市民に対して堂々と、例えば市民が何でそんな委託しているのかと言ったときにはこのとおり責任をきちんと自覚した上で、責任のとり方としてなお一層こうやっていきたいとかあれば、是とするんですか、その点いかがですか。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　今、最後のほうで文書でとしては今後こういった形で改善していくという旨の報告とかは出てきています。ただ、お風呂の関係もちょっとあったりするので、またこの後そういった報告書を出していただくというようなことは今後また検討した上で明治スポーツプラザとも話していきたいと思います。いろんなこと、実は、少なくとも１回定例会というのは設けて話はしておりますし、それから必要に応じて、館長さんじゃなくてもっと会社の上層部の方とも話をするような機会はつくったりしております。一連のことが今後また機会を見て、そういった機会があるかもしれませんので、そういった折を見てどんなことが必要なのかはお互いに考えていきたいと思うんですが、とりあえず今後あと出てくるものとしては、ここで最終的に改善したというものは出していただこうというふうにはまた考えています。

　以上です。

○松下昌代委員長　小山委員、平成27年度の予算ということでお願いします。

○小山香委員　そこで、今回平成27年度、実はかなり指定管理の増額をしたんです。それはまだちょっと時間がないので僕の善意に解釈しますとね、双方合意して、明治スポーツプラザのほうにも責任あるんだけれども、もっともっといい指定管理をするために提案を受けて、明治スポーツプラザも赤字行っているから。そんな中でいわゆるなぜお金を出すかどうか、朝霞市としては納得できないけれども、最終的にはその金額でなったという。かいつまんで。コメントしていただければ。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　今の点でございますと、監視員の１名分の増員に対応するものですが、これにつきましてはまずその事故防止の検討委員会、ここの中でやはり市という視点から言うと、市はやはり安全に施設を利用していただく、レジオネラ菌について言えばまた別の話にはなりますけれども、レジオネラ菌も健康被害が出てはいけないので、そういった意味から安全に施設を御利用いただくためには市としてやるべきことがあるだろうということで、そういった意味で提言書の中に、監視員の位置を徹底するために市は指定管理者に対して必要な指導を行うと、これは当然やっていることですけれども、監視体制がさらに徹底されるようにと、やはりお金を、税金ですけれども出させていただくことで、市はこれだけ徹底してやりなさいということを強く指導しているということに当たると思うんです。そういった意味で目に見えるような形でやることによって、施設側のそういった監視体制を徹底させるという意味でこの提言の中にも書いていただいているんだと思いますけれども、こういった提言に基づいて市のほうでは今回増員分になる人件費について増額させていただいたという次第です。

　また、現実的にどうかという話が大切なところなので、私どものほうもちょこちょこ施設訪問をして、現在そのプールの監視体制については、これまでいつ行っても７人きっちりとした体制で実施している確認はこれまでのところとってございます。今後においてもそれを継続してやっていただき、監視をきちっとしていただくということが、またこの指定管理料も増額させていただくことなので、その点についても引き続き市としても監督指導をしていきたいと思っております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　リハビリプールは現行、無料になるんですよね。それを有料として介護保険を対象として、介護保険でプール利用料をもらおうということは検討できないんですか。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　リハビリテーションのリハビリプールですけれども、その障害をお持ちの方とか特定の方について無料で扱いさせていただいております。介護保険の話については、要するに、わくわくどーむの施設が健康増進というジャンルの位置づけをしておりまして、介護保険に適用されている施設ではないということですので、通常例えば介護保険で適用される病院とかそういった介護施設はそういった対応をしていると思いますが、わくわくどーむについてはそういう施設ではないことから、今のお話についてはすぐにできかねるかなというふうには考えております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　本当に障害を持っていらっしゃる方々がリハビリプールにいらっしゃると、監視員が１人つきっきりで監視していらっしゃるんですよ。それは無料ですよね。もちろん政策として、朝霞市が朝霞市民以外の方についても無料で見守ると。それは悪くないんだけれども、でも市の税金でやるときに果たしてそんな形が、それは研究してほしいんですが、今の話で本当に有料にして、介護保険でいろんな制度でもらうとか、あるいは免除するとか、そうして監視員の多少の人件費の一部ぐらいはやはり利用されている方から多少少しでもいただいていく工夫を検討してほしいの。検討しますよとか勉強しますとかの答弁をください。

○松下昌代委員長　要望ですか。

　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　今の新しい視点というか別の視点からの御意見だと思います。これまでそういう視点では施設運営を考えてきていないということがございますので、今後何らかの施設の運営について考えていくときに参考として今の御意見を承らせていただきたいと思います。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　今のわくわくどーむの関連で、最初に私は別のところを聞きたかったんですけれども、小山さんの意見の後で、ぜひ今、本当に少しでも市に入るようにというか、無料ばかりじゃだめですよね。それもその施設を利用している人、生の声を聞いているんですけれども、朝霞市の人は市外よりも少し安くなっていますよね。でも、それをどこで判断するんですか。ただ口で朝霞市ですよと言ったらああ朝霞市ですかっていう感じでいただいているみたいですけれども、実際に使っている人から「よく言うよ」と。前は朝霞市に住んでいたけれども、もう引越ししてふじみ野市の方にいるのに朝霞市ですって、何か証明書みたいなものを利用する方法を今後ぜひ検討していただきたいなと思っています。

　最初の予算よりも今年度上げていらっしゃいますけれども、それは監視人をふやすとかそれは向こうのことであって、何も朝霞市が負担する必要はないと私は思うんですね。こんな事故があったにもかかわらず、この事故が起きた監視人をふやすということは、もともと前まで契約していた業者は監視人が多かったと。今度新しく去年の４月から、明治スポーツクラブになってから管理体制がすごくずさんだという利用者からの声も聞いているんですよ。そんな中であってこれはいかがなものかと思いますので、ぜひ今後検討していっていただいて、もうこれ、平成27年度はやるって決めているので仕方ないとは思うんですけれども、これ以上事故とかならないようにぜひ厳しく監督をしていっていただきたいなと思います。

　それと、別の問題で施設改修事業、なさりますよね。工事の請負費で1,521万8,000円、これはここに予算書の中に防火ダンパーほかってなっているんですけれども、もう少し工事の内容を詳しく、「ほか」っていうその「ほか」の部分も教えていただけたらと思います。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　今後、料金の関係とかということですけれども、市への意見とかの中でもやはりそういう御意見もいただいたりしているのは事実でございます。少なくともこの場でお話しできることとしては、来年度、実は今回システムで入退場システムのほうの借り上げをシステムをちょっと変更していきたいということがございます。そういった中で利用のあり方については、現在指定管理者とも話を始めているところです。具体的にどういう方法になるか、また本当にいきなりそういったことができるのかもあるんですけれども、今回、来年度において検討はしたいというふうに考えているところでございます。

○松下昌代委員長　健康づくり課予防係主査。

○齊藤大介健康づくり課予防係主査　施設改修につきましては、防火ダンパーの改修工事と、それから排煙窓の改修工事ということで二つの工事のほうを予定しております。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　防火ダンパーとか排煙窓って、排煙窓は何かわかるような気がするんですけれども、防火ダンパーというのは、どういうようなもので、それをつけたことによってどういうふうに施設内がよくなるのかもあわせてお願いします。

○松下昌代委員長　健康づくり課予防係主査。

○齊藤大介健康づくり課予防係主査　防火ダンパーは、空調のダクトに設置されている設備でございまして、ダクトを通して火や煙が行かないようにそこを閉じるような設備になってございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　一つは健康増進センターですけれども、先ほど市民じゃない人がどうだとか障害者がどうだとかそういう話が出て、一つはその入退場システム、これ300万円かかるわけですよね。身分証見せてもらえば済む話ですよね。そんなものにお金をかける必要があるのかどうなのかという見解をお聞きしたいというのと、もう一つは、そんなにあの人ずるしてる、この人ずるしてるなんていう施設だったら、もうそんなもの、市でやるのはやめたらどうですか。そういう話、根本の話をしたほうがいいんじゃないですか。何か損害賠償がどうだとか、これは俺の責任じゃないとか、何じゃないとか、すぐそういう言葉が出てくるわけです、市長もね、何も。実際こうやって時間がたってみると、この間の市長みたいに全部相手の責任じゃないですよねと、レジオネラ菌というある種人間の世界ではよく感知できないものが悪さをしていていろんなトラブルの要素なわけですよ。その責任問題をめぐってこんなどったんばったんするんだったら、そもそも経営主体を切り離して補助金で済ませたらどうですかというのは思うんですよね。それができない理由って何かあるんですかと。何ていうのかな、市外の人のずるいっていう問題もそこで解決するわけですよね、市民の人だったら補助券持って行けばいいわけだし、そうじゃなかったら全額払ってもらえばいいというそれだけの話になるわけですよね。これ、僕、暴論ですよ、私はこの経営形態のほうがいいと思うけれども、そんなに指定管理者制度のもとで相手にそんな、相手をあしざまに言って責任問題にすぐ持っていってしまうような議論をするんだったら、そんな、もう統治能力ないわけだから、相手に全部あげてしまったらどうかと私なんかは思うんですけれども。そのあたりはどうかということです。

　それから、一つ戻りますけれども、妊婦の健診、訪問ですよね、１カ月、４週間までに行くということだったんですけれども、最近いろんな話では１週間か２週間で行ったほうがいいという説が出てきていて、実際それを実践している自治体があるやに聞いているんだけれども、その辺の情報って何か確認して判断されているかどうか、それをお伺いします。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　健康増進センターの件でございますが、先ほどはすみません、入退場システムのほうは、少し私のほうが説明不足だったかと思いますが、これまで使っているシステムがかなり故障とか大変多くて、結局それで要は職員が時間をとられたりというようなことがありますので、もう少し簡便なものにしたほうがより運営上もやりやすいだろうということもありますし、それからそこの中の議論として、今、委員からのお話もありましたけれども、身分証を出せばいいというお話もありましたと思うんですよね。だからいろんなやり方があるので、余り手間をかけずに、しかもそれほどお金が従前よりもかからない形でやっていきたいというのが、今のシステムのほうの考え方です。

　それから、損害賠償とか云々の話が市としてそれを求める、求めないというような話をしているわけではなくて、その危険負担としていろんなことは想定していたというお話の中の御説明でしたので、今回の件で具体的に損害賠償請求する、しないとかという話をしているということではないので、やはり第一に考えなければいけないのはやはり市民が安全で安心

して利用できる施設をつくっていきたいということでやっているところでございますので、それはちょっと済みません、私の説明不足だと思います、申しわけございません。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　済みません、妊婦というか産後の訪問ということでよかったでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○望月三枝子健康づくり課長補佐　産後の、出産後２週間以内で訪問ということは、現在、朝霞市のほうでは確実にその時期に行っているかという数は持ち合わせていませんが、生後28日１カ月未満が周産期と言われておりますので、そこまでの訪問数といたしましては、平成26年度１月末まででは92件の訪問となっております。

それから、朝霞市の場合ですと、里帰り出産も多い現状もございまして、先ほど新生児訪問の時期といたしましては、４カ月未満までという対象としております。ですので、それまでの間ですと、先ほどお伝えしたとおりトータルで1,159件の家庭訪問を平成26年１月は、常勤あるいは非常勤の健康づくり課のほうに勤務している保健師、助産師で行っているということになっております。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　フッ化物塗布の問題で、例えば３歳児健診のときに何人ぐらいの方が１回にいらっしゃるんですか。大体イメージで何人ぐらいの方が健診にいらっしゃるのか。イメージとして大ざっぱでいいです、アバウトで。

○松下昌代委員長　健康づくり課保健係長。

○堀美穂健康づくり課保健係長　大体１回の健診に見える人数は、60名前後になるかと思います。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　60名の３歳児健診にいらっしゃって、フッ化塗布を受けられるのは何人ぐらいですか。大体のイメージでいいです。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　受けられる人数、需要できる人数ですか。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　３歳児健診にいらっしゃった方の、大体どの程度の方が、アバウトでね、ごく少数なのか。３歳児健診でフッ化塗布にするでしょう。そのときにイメージとして、どんな感じなのか、イメージをつかみたいの。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　健診対象者のうちのおおよそ８割ぐらいの方がフッ化物の塗布を希望しております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうしますと、いらっしゃった方の大半の方がフッ化物塗布を受けられるというふうに理解すればいいんですよね。そこで、私ね、意見を申し上げたいんですが、いわばフッ化物塗布の問題は、健康づくり課としては公衆衛生の問題だと捉えていらっしゃるんですか。ということは、皆さんいらっしゃって大半の方が受けていらっしゃると。広い意味の

このまちの公衆衛生としてフッ化物塗布を位置づけられて、そこで実施された、つまりその機会がいい機会だからということですか。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　広く子どもの健康づくりという視点に立ち返ったときに、お口の健康づくりの視点から虫歯予防、そしてフッ化物塗布をきっかけに虫歯を予防し、おいしいものをしっかりよく噛んで食べる、そして体をつくっていきましょう、健康づくりを進めていきましょうという視点に立ち、このフッ化物塗布についても公衆衛生の機会として重要だと認識しております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　ちょっと待って、答弁がちょっととずれていますので、時間短縮しますね。

フッ化物塗布の問題は、個人の健康の問題であって、個人それぞれのお子さんの健康の問題であって、市が個人の健康に対して、仮にフッ化物塗布がいいとしても、積極的に乗り出すことが必要なのですかという意味ですよ。もし、公衆衛生の問題で市が乗り出さなければ朝霞中が虫歯児童だらけになってしまって、だったら行政としてやるべきだけれども、個人の問題についてどういう位置づけをしているかということ。まず、スタンスの問題として。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　済みません、説明がうまくなくて申しわけございません。

フッ化物を塗布することによって、虫歯の予防をするきっかけづくりを進めております。そのきっかけをつくることによって、お口の中が健康的になることで食生活が豊かになっていく、その食生活が豊かになっていきますと、子どもの健康が非常にいい影響が出るといった視点が地域の中に広がっていくことが重要だという視点から、健康づくりにつながる公衆衛生につながるというふうに私たちは考えているところですけれども、そのフッ化物塗布を希望する人は、何といいますかね、個人的な要素はあるとは思うんですけれども、そこが今回３歳児健診で希望する人もいれば、自分たちで個人的にお医者さんのほうに行って希望する人もいる、いろんな人たちがいていいんですけれども、そういった口腔機能の健康づくりの視点ということを広く広めていくきっかけとしては重要であるというふうに認識しているところですけれども。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　わかった、少し、僕のほうで誘導していきますね。

つまり、フッ化物塗布以外に虫歯予防することができなければ、フッ化物塗布を行政がすることは意味があるかもわからない。もう一つの問題として、フッ化物塗布が、副作用がなければ、それは行政がしてもいいかもわからない。フッ化物塗布についていろんな問題点が指摘されているのにもかかわらず、それが、まず公衆衛生だったらまた一つ観があるけれども、公衆衛生ではない。個人の健康の問題だとしたら、虫歯予防についてフッ化物塗布以外にあるんだったら、いろいろ弊害があるという事例のものについて市の政策として３歳児健診のときにやって、大半の方が。そのことはどうですかということですよ。急な質問であれでしたら、やはりそういう問題点があるということを理解していただいて、一つの問題としてね。どうですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○小山香委員　だから私は、もう個人の問題として、虫歯予防はフッ化物塗布以外にも予防す

る手段があるでしょう。あるんだったら、副作用があるような問題についてあえて３歳児健診のときにやることが果たしていいかどうかということですよ、どうですか。

○松下昌代委員長　健康づくり課長補佐。

○望月三枝子健康づくり課長補佐　３歳児健診におきましては、フッ化物塗布以外にも虫歯予防の視点の歯のブラッシング指導でありますとか、虫歯予防に関する歯科衛生士からの指導といったことも同時にやっておりますし、食事の指導も同時にやっております。そういったことを総合して、その中の一つにフッ化物塗布があるという状況にはなっているところですので、フッ化物塗布については選んでいただいているという前提で今の段階では進めているところでございます。あとは。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　あと１点だけ。

　健康づくりの問題としまして、フッ化物塗布をすることによって、多分、お子さんのある家のパーセンテージは化学物質過敏症になる危険性とか、あるいはそのフッ化物を水道に流すわけでしょう。すると下水が流れていくでしょう。環境にまた悪くなるじゃないですか。したがって健康づくり課が健康づくりを目指しながら、体の弱いお子さんについては過敏症になってしまうかとか、河川がフッ化になってしまうとかあるので、政策として今ここにもう一度立ち返ってみて、果たして本当に朝霞市の政策として、個人の健康のところまで踏み込んでいって、そのことがいいかどうか、虫歯予防は歯磨きだけで予防できると私は思っていますので、そういうことも踏まえて判断すべき時期に来ていると思います。いかがでしょうか。

○松下昌代委員長　健康づくり部次長。

○目崎康浩健康づくり部次長　今、委員よりいろいろな視点からのお話をいただきましてありがとうございます。

　確かに、我々もそうだと思いますけれども、歯磨きって結構なかなか継続してやっていくのってすごく難しいと思います。特に小さいお子さん、３歳ごろからやはり習慣づけるということができれば、大人になっても歯が維持できて、８０２０運動じゃありませんけれども、長く健康でいていただければ最終的には医療費の関係ともつながっていく話とも思います。方法論の話と、それから、要するに科学的に本当に問題があるというようなことであれば、それは直ちにやめなければいけないことだというふうにも思います。

　ですので、このあたりについては、時代の変化とともにいろんな御意見とかそれから新しい手法とかそういったことも出てくることもあろうかと思います。そういった視点の中で総合的に今後また検討していきたいというふうに考えてございます。

　以上でございます。

○松下昌代委員長　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、保健衛生費についての質疑を終結します。

　次に、第12款諸支出金、第１項災害援護資金貸付金について質疑を許します。

　374、375ページです。

　質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　質疑がなければ、諸支出金についての質疑を終結します。

次に、第３条第３表債務負担行為について質疑を許します。

前に戻りまして、10ページ、11ページです。

高齢者住宅整備資金利子補給補助平成27年度分です。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　質疑がなければ、債務負担行為についての質疑を終結し、以上で議案第１号の付託事項についての質疑を終結します。

これより討論を許します。

黒川委員。

〇黒川滋委員　また非常識と言われるかもしれないけれども、一応賛成は賛成なんだけれども、誰も反対しない危険性があるので、言っておくことだけはきちっと整理しておかなければいけないなと思って、討論をしたいと思います。

予算総体については、おおむね大きなミスとか変なことはないということで評価はしているんですけれども、ここはやはり市民生活に係る重大な課題あるいはこれからの課題だろうなと思うことを幾つか申し上げます。

一つはやはり民生委員さんをどう支えるかということでの、専従者をきっちり配置しなければいけない、それも公権力の行使じゃなくて、地域の人間関係の中で問題解決するための専従スタッフというものが必要だろうということで申し上げておきたいと思います。具体的に言うとコミュニティーソーシャルワーカーということになります。

それから、医療費の関係です。国保のその他繰入金から始まって、こども医療費、ひとり親医療費、この辺の見積もりが見通せないので、やはり少し運用に注意しながら、必要とあれば補正予算をということになるかというふうに思います。

それからあと、敬老事業に関しては、やはり早急に敬老会にかわるものを組み立てていく必要があるだろうというふうに思います。

児童福祉費で言うと、やはり保育園と放課後児童クラブの定員問題を解決する、特にその継続利用のところで折れないようなものが必要ではないかということを、継続利用をきちっと保証するようなことがまず最優先にやっていく必要があるだろうということを申し上げたいと思います。

以上、意見を申し上げて、賛成としたいと思います。

〇松下昌代委員長　小山委員。

〇小山香委員　１点だけ私も意見を。

一つの項目は、貧困対策の問題で、余りきのう時間なかったから途中で私も深追いはしませんでしたけれども、奨学金問題は教育委員会の問題だというふうにおっしゃられていたんですが、子ども貧困対策法の所轄がこども未来課なので、子ども貧困対策法には子どもの勉強する学費等についても貧困対策に書いてあるので、ぜひ、教育委員会だということで向こう岸の問題でなくて、教育委員会が動かなければ、じゃ、うちがやりますよと、うちが貧困対策のための奨学金をつくりますとか、ぜひこども未来課のほうで子どもの貧困対策につきましては積極的にかかわってほしいということがあります。でも、各地の自治体でもばたばた動き出したばかりなので、こども未来課におきましてはそれを課題として理解していただ

いて、その意味で、賛成討論の中の一つの附帯事項として発言させてください。ぜひ、こども未来課、子どもの未来のために、大変と思いますが精進して、朝霞市の子どもに未来を与えるように、今後ともよろしくお願いします。

○松下昌代委員長　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　ほかに討論がありませんので、討論を終結します。

これより採決します。

議案第１号の付託事項について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案の付託事項は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（午前１０時３７分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前１０時５５分）

○松下昌代委員長　次に、議案第２号を議題とします。

執行部の説明は、議案の説明資料が配布されていますので省略いたします。直ちに質疑を許します。

黒川委員。

○黒川滋委員　資料請求をしたいのは、前期高齢者交付金が、ことしの予算ではちょっと多目なので、それがどういう計算なのかということを少し整理した資料をつくっていただいたと思うので、それを提出していただきたい。それから、あと、今回から共同事業拠出金というのが割合がふえるので、そこに関してどういう動きになるのかという資料を提出していただきたい。

それから一番肝心かなめの保険給付費の積算根拠に関する資料を請求したいと思います。

○松下昌代委員長　お諮りします。

ただいまから黒川委員から資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求します。

（資料配布）

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　まず、給付費から先に押さえてしまったほうがいいと思います。

給付ですけれども、ここから読み取る限りにおいては、平成25年度、平成26年度、平成25年度並み、平成26年度の見込み額並みというような認識でよろしいんでしょうか。要するに、平成25年度、平成26年度の状況がことしの予算額ということになっているというふうに考えていいんでしょうか。

○松下昌代委員長　保険年金課専門員。

○佐久間努保険年金課専門員　金額的には、ほぼ前年並みという形になっております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　そうすると、一般会計のところでもお話ししましたけれども、比較的感染症の流行がなかった年をベースということなので、これは何かあれば、また補正になってくるということで考えてよろしいですか。

○松下昌代委員長　保険年金課長。

○神頭勇保険年金課長　今年度、今後の医療費を注視しまして、必要に応じて補正対応してまいりたいと考えております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　共同事業のほうですけれども、１円から共同事業ということになると、給付費全額が行って、給付費が全額が返ってきてみたいな認識になるんだけれども、額としては半分なので、これはこれを見る限り、いろいろな県や国の負担を全部差し引いた残額について、全て再保険しているというイメージでよろしいでしょうか。

○松下昌代委員長　保険年金課長補佐。

○鈴木恵一保険年金課長補佐　国・県補助金を除いた部分が交付対象の基準となります。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　ちょっとやっぱり怖いのが、これはひとり歩きすると、ひとり歩きというか、ひとり歩きせざるを得ない数字なんだけれども、拠出している額よりもらっている額が少ないじゃないかという議論が簡単に起こりやすいんですよね。だから、そのあたり、そういうことを言い出すと切りがない話なので、市で単独で国保をやり続けろと、僕なんかは本心ではそう思っているんだけれども、そう思っている人はそういう理解をしてもいいんだけれども、県一元化したほうが何とかなると思っている人にとっては変な誤解をすると、医療費をばんばん使ったほうがいいんだみたいな議論になってしまうんで、そうじゃないというアナウンスというのは、何というのか、これは難しい話ですけれども、素人目にできるんでしょうか。出している額よりもらっている額が少ないとなると、感情的にはあれだよねと。国保の審議会でもそんな議論が出ましたけれども、どうなんでしょうか。

○松下昌代委員長　保険年金課長補佐。

○鈴木恵一保険年金課長補佐　最終的な結果については、決算書をこちらで、決算状況等を広報するということになると思います。

　現状におきましては、予算上、交付と拠出を比べれば、共同事業に関しては、拠出が多い状況です。今年度の予算につきましては、そのほかに国・県から高額医療費に係る負担金が２分の１入ります。そのほかに県から財政調整交付金が交付となる予定であり、予算上では交付の超過となる予定で予算を計上してございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　何というのか、これは損か得かじゃなくて、再保険なんで、再保険みたいなものなんで、逆にもらう分が少ないということは、医療にかかる人が少なかったとプラスに受けとめるように啓発することが本当は必要なんですね。全市町村がなるべくそうやって保険事業とかいろいろなことをやりながら、医療費の額を減らしていけば、トータルとしてはおさまっていくということなんで、損だからと賦課してしまうと大変なことになるということ

があるんだろうなと思うんで、そういうところの啓発はやっていただけたらなというふうに思います。

それでもう一つは、前期高齢者交付金なんですけれども、おととし、ちょっといろいろあったんで、ことしふえているんで、ことしの予算組みは余り楽じゃない中、丸くおさまっているところがあるんで、これは大丈夫かなということで資料請求させてもらったんですけれども、前、私もいただいた資料でシミュレーションしたら、30枚ぐらいの資料に延々と数字を書き続けて計算したのを、とどのつまり、簡単に言うとこういうことだというのを出していただいた資料だなと思って、非常にわかりやすいと思って見ているんですけれども、要は前期高齢者の割合に応じて払ったりもらったりするんだけれども、朝霞市の国保の場合はもらうということですけれども、医療費単価が上がったのか、前期高齢者がふえたのかということで言うと、これは医療費単価も上がって、ことしは算式に使う医療費単価が上がっているというようなイメージで捉えればいいんでしょうか。

○松下昌代委員長　保険年金課長。

○神頭勇保険年金課長　医療費単価、現在、こちらに対する交付金の主なものですね。現年度概算交付金の計算の額を対象被保険者数で割りますと、前年度と比較しまして、３万396円の増となっております。参考としまして、全保険者全体では前年対比、平均で4,714円になりますので、朝霞市は全保険者と比較しますと２万5,682円増加している状況となっております。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　最後ですけれども、入ってくる額に関しては、かなりかちかちで固まってしまっていますので、あとは給付費と、その他繰入金だけが政策的な判断ということになると思うんですけれども、これは予算として出しているんで、これが完璧だと、そちらはおっしゃるんだろうと思いますけれども、出し過ぎな月もあれば、抑え過ぎて後から後から補正予算が出てきた年もあるという中で、今回の５億1,000万円というのは、やや少な目というのが正直な感想じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○松下昌代委員長　保険年金課長。

○神頭勇保険年金課長　昨日一般会計の中でも御説明差し上げたところでございますが、今年度の予算の積算に当たりまして、保険給付費の伸び率を前年の2.1％で見込んだものに対しまして、今年度は前年の見込み伸び数は見込んでおりませんので、そういった点では、比較いたしますと少ない見込みにはなっているのかなと思われます。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　あと、給付費の関係でいうと、即効性はないんだけれども、保健予防、予防事業というんですか、そのあたりはことしはどんなことを、何か新しい課題とかあれば、おっしゃっていただければいいし、例年どおりだったら、例年どおりだけど、こんな問題意識でやるみたいなことがあれば、御説明お願いします。

○松下昌代委員長　保険年金課専門員。

○池田房江保険年金課専門員　保険事業に関しましては、人間ドック、特定健診、従来どおり実施してまいる予定です。そのほかに、平成26年度から県のモデル事業の重症化予防事業の

ほうで医療費の適正化に向けた取り組みをし始めているところで、いろいろ動き始めて、多々、問題は生じてはいるんですけれども、それを朝霞市のほうで、やりやすい方式で効果を上げていくように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　保険予防で、人間ドックがお金が上がって、大体として特定健康診断と組み合わせでいろいろな事業があるということなんだけれども、それが使える病院、使えない病院、いろいろありますよね、その関係とか。そのあたりというのは、私ももらってわかりにくいなと思ったところがあって、どこの病院に行けば、基本メニュー以外でどういうことができるかというあたりですね。

何と言ったらいいんでしょうね。まずはかかりつけの近所の医者がフルメニューない場合、どこかを探さなければいけなくなるわけだけど、それがどんなふうに案内されているかというと、一覧表になってしまっていて、私ら議員みたいに住所がわかる人にはいいんだけれども、自分の住所以外余りよくわかっていない、朝霞市のどこにどういう地区があるかというのをわかっていない人にとっては非常にわかりにくいあれなんだけれども、その辺の見直しというのは何か考えていただけないんでしょうか。

○松下昌代委員長　保険年金課専門員。

○池田房江保険年金課専門員　現在、受診券と同時に配布させていただいていますパンフレットが唯一の周知の手段になっているんですけれども、その中には市内の医療機関のほうで特定健診が受けられる場所、人間ドックが受けられる場所、あとは土曜日に行っているところとか、あとはがん検診も同時にできる病院ですとか、というのが表のようになって表示させていただいています。

現在はこのやり方をさせていただいていますけれども、もっとわかりやすい方法があれば導入していきたいと思いますが、現状のところは、この内容でいこうかなというふうには考えております。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　今の関連ですけれども、住所とか電話番号、病院名が書かれていると、それにあわせて、以前は何か地図も載っていたようなことを聞いているんですけれども、市民の方々から何かそれがなくなったから余計に探しづらいということをごく最近お聞きしているんですけれども、その辺もお聞きしているんですけれども、その辺ももう一度見直しをしていただけたらなと思っていますが、どうでしょうか。

○松下昌代委員長　保険年金課長。

○神頭勇保険年金課長　昨年度までは健康カレンダーというものを市内の方にお配りしていたところに、市の地図が、全体の地図が載っておりました。そこに病院を落とし込んで御案内するような形をとっておりましたが、今年度から、保健センターガイドというものにお配りするものが変更になりましたので、その関係上、地図は載っておりません。現状においては、地図での御案内はしていない状況でございます。

以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　今年度からなしということで、今までそれを見て頼っておられた高齢者の方

とかがありますので、今年度は無理としても、また次回からはできるような方法で検討いただけるとありがたいと思いますので、要望しておきます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　保健予防なんだけれども、朝霞市の場合、大体サラリーマン退職者が国保の大半なんで、変な言い方をすると、伝染病以外はやっても手おくれみたいな話は多いわけですよね。40代ぐらいから対策を打たなければいけないということで言うと、健康保険組合とか協会けんぽとの連携というのは何かされているんですか。国保の委員さんにいらっしゃいますよね、そういう方。だけど、何かそういう働きかけというのはしているんでしょうか。

　要するにその世代から健康診断きちんとやってくれないと、一番お金のかかる医療というのが国保に来た段階で来るわけですよね。だからそこをセーブするという意味では、そういう働きかけとか、意見交換とか、受診率を健康保険組合なり、あっちで向上させてもらうような話はないんでしょうか。

○松下昌代委員長　保険年金課専門員。

○池田房江保険年金課専門員　一国保が各健康保険組合とやりとりするというのは、健康保険組合の数が膨大ですので、なかなか難しいところではあるんですけれども、保健所の管内で地域職域連携推進会議等がありまして、そういった市内の大きな健康保険組合さんと情報交換したりだとか、あとは協会けんぽでいうならば、国保の運営協議会の委員にもなっていただいている中で、協会けんぽの特定健診の受診率というのはかなり低いんですね。そういった中で、特に被扶養者の受診率が低いというところで、各自治体のほうで行っている健診とタイアップできないかというようなお話もいただいているところではございます。協力関係がとれれば、そういったことで市民の健康づくりという一環で、検討はしてまいりたいと考えております。

　あとはＪＡさんですとか、商工会さんのほうで健診を受けて、こちらの特定健診を受けていただけない方々から情報提供をいただくということで来年度は少し、こちらから出向いて情報提供していただけるように働きかけをしていきたいと思っております。

○松下昌代委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

　これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

　これより採決します。

　議案第２号について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

○松下昌代委員長　次に、議案第４号を議題とします。

　執行部の説明は、議案の説明資料が配布されていますので省略いたします。

　直ちに質疑を許します。

黒川委員。

○黒川滋委員　済みません、また資料請求になります。

保険給付費のこの予算を見る限りだと、ざっくりした項目しか載っていなくて、我々が親しみのあるデイサービスで何ぼ、何で何ぼというのがわからないで、それを補うための資料として、保険給付費のサービス種類別の給付見込み量と予算額、できれば、経年というか、あっちに載っていますけれども、介護保険事業計画のほうに載っていますけれども、経年のほうは。そういう資料をいただきたいということと、予防事業費の積算内訳をお伺いしたいということと、介護保険料の支払者別ですね。１号とか２号とか、それがどういうふうに拠出されてくるのかというのを資料として提出していただきたいと思います。

○松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま黒川委員から資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。

申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求いたします。

（資料配布）

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　いただいた資料、この場で分析してぱっと聞いているわけじゃないんであれなんですけれども、平成28年度、平成29年度までいく話だと思うんですけれども、幾つか全体的に据え置きになっているところがあるのに対して、急激な伸びを見込んでいるところがあると思うんですよね。居宅関係なんかそうかなと思うんですけれども、大ざっぱにいうと、居宅の方は大きく伸びるけれども、ああ、伸びることはないのか。伸びるものが幾つかあるんだけれども、施設のほうは余り伸びないというような内容かななんていうふうに受けとめていますけれども、一方では、介護予防、地域密着型ということでいうと、これは小規模多機能型居宅介護とかが急激に伸びているようなところもありますし、そういうところのめり張りでいうと、どういう形なのか、御説明お願いいたします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○関口豊樹長寿はつらつ課専門員　お答えいたします。全体的に居宅介護サービスの伸びが大きいことに関しましては、年々の利用率の伸びが多くなっていることに起因するものでございます。

特に居宅療養管理指導、または通所訪問リハビリテーションなどに関しましては、５期の段階におきまして、かなり大きな伸び率を見せておりましたので、おおよそ、その伸び率のところをとって平成27年度からの伸びとさせていただいております。

また施設サービスに関しましては、入居率に関しましては、およそ変化はないだろうというところを見込みまして給付の見込みを立てさせていただいております。

以上でございます。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　済みません、最後に漏れていた地域密着の分ですが、来期の計画期間中におきまして、小規模多機能居宅介護施設と定期巡回の施設、こちらのほうを計画上見込んでおります。また、小規模特養につきましても事業所のほうが来年度というお話も

ございますので、そちらが入っておりますので、そちらの部分はかなり伸びていることになっていると思います。

以上です。

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　これ、量が書いていなくて金額だけで、何とも確認しにくいんですけれども、恐らく、居宅サービスのかなめになるのが定期巡回随時対応型訪問看護介護ということは、去年もずっとお話しいただいているし、こちらもしたしということなんですけれども、計画値が急増していますけれども、これは対応する事業者というのは、ことしに限りのここの議論だけれども、その割には背後の３年間の計画があるんですね。３年間で急増ということ、これは何か裏づけがあるのかどうなのか、事業者に関して。その辺はお伺いしたいと思います。

〇松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

〇関口豊樹長寿はつらつ課専門員　定期巡回につきましては、従前は市内に事業者がありません。志木市と和光市の事業所をそれぞれ２名と１名の方が御利用しているだけでございました。

今年度につきまして、３月に新しく定期巡回施設が１カ所開所しておりましたので、その分をまず見込み、さらに定期巡回、もう１施設の開設を見込んで、給付の見込みのほうを立てております。

以上です。

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　これは田辺委員的な質問になりますけれども、定期巡回というのは割と小回りということで、小回りがきくところで複数の家を一生懸命回っていくというイメージなんだけれどもこれは圏域ごととかになっていいのか。あるいは２事業所になるにしても、圏域別に利用状況を調整しながら、ヘルパーさんが余り移動時間が長くならないようにするような工夫とか、交通手段も割と簡素な交通手段で回れるような工夫とか、そういうことは、今後されていくんでしょうか。

〇松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

〇堤田俊雄長寿はつらつ課長　定期巡回の施設につきましては、現在、１カ所、３月にオープンしております。今期の計画で見込んでいる施設につきましては、まず公募を予定しております。公募する際には、今、第３圏域、溝沼地域のところですが、そちらのほうに１カ所、３月に開所いたしましたので、少なくともまずそこを外したところで公募したいと。

地域密着の施設は、総括のときの質疑にもございましたが、やはり最終的には一つの圏域内でできるだけ完結をしたいというのがございます。それは最終的な話なので、大分先にはなると思いますが、ですので、随時ふやしていきたいと、いければいいなというふうには考えております。

以上です。

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　この３月から始まる定期巡回ですね。移動するヘルパーさんたちにとって難題みたいな話はないのか。例えば、朝霞市だと、割と高齢者が住んでいる地域というのは駐車場一つないような地域が多いわけですね。そういう中で、圏域が近くなればなるほど自転車

とかそういう手段が使えるけれども、圏域が大きいうちは軽自動車とかで移動するようなことになる可能性があるわけで、そうすると、そういうところでちょこちょこ路上駐車しながらやっていくとなると、また何かいろいろなことが起きてきたりすると思うんで、そのあたりの市民への周知とか理解とか、あるいは逆にそれこそまちづくりほうとの関係でいうと、何か工夫とかされていることはありますか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課介護保険係主査。

○石野芳和長寿はつらつ課介護保険係主査　３月に定期巡回の事業所がオープンしたんですが、事業所に確認したところ、当面の間は、電動つき自転車を購入しまして、そちらを移動の手段として行う予定と。今後につきましては、利用状況を見ながら、車等も必要な場合については検討していきたいということで伺っております。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　あと、これは昨日小山委員が指摘された問題に近い話なんだけれども、サービスがきめ細かくなればなるほど、もうこれは国のやっていることだからしようがないんだけれども、昔だったらこの半分ぐらいの紙のところでサービスメニューがおさまって、事業量を計画して、割とその中で融通をきかせていたというようなことがあるんですけれども、今後、保育なんかもこういうふうになっていくのかななんて思ったりもするんですけれども、これだけの50近いサービスを利用者がどうやってわかって使うかということに関して問題意識というのは、制度だからどうしようもないんだけれども、問題意識は何かありますか。

　これは結局、利用者がケアマネジャーを通じて、事業者と契約するというのが介護保険の一番プロトタイプの思想ですよね。ところが、自分が何を使っているか、サービスが全くわからない、きのう、戒名と申しましたけれども、漢字で10文字以上あるようなサービスをどうやって使いこなすかというのは、そのあたりは何か問題意識はありますか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　問題意識といいますか、実際にこの計画をつくるときのアンケート調査も、正式名でアンケート調査を実施したところ、回答が少ないんです。多分理解できていない方がたくさんいらっしゃると思います。

　今、黒川委員がおっしゃられたように、まず要介護認定を受けて、その後に始めて接触していただくのがケアマネジャーであったり、包括支援センターというところになってきますので、そちらの方に対して説明は十分に行っていきたいと。

　定期巡回につきましても、初めて導入するということで、今回ケアマネジャーさん向けの説明会も行っております。こういうサービスなのでということで、まずはそこから。その後、市民の方に対しては、なかなか要約して説明するのが難しい部分もありますが、パンフレット等でできるだけわかりやすくは御説明していきたいとは考えております。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　多分これのそれぞれの名称を細かく講釈するよりは、こういう課題を解決するためのカテゴリー、こういう解決をするためのカテゴリーと、そういうのが大事なんでしょうね。それで、ある種自分に関係ないなというところだけは見ないで済むような中で、この５種類とか８種類の中で、これなんだと、こういう理解をさせるようにしないと、多分選択

権の自由につながるような情報提供。わかりやすくしろというと、ただ説明を長く書いてしまったりするんだけれども、かえってわからなくなってしまうような感じはしますね。

それと、今回在宅というほうにシフトするということで説明を伺っていて、今度の３年間というのは、そういう意味では在宅のところに関しては、ちょっと急激な伸び率を掛けて、予算を組んでいるな、計画を立てているなという感じはするんですけれども、市民意識がそこまで追いついているか。

要するに在宅でいきたいという人は、皆さん結構いらっしゃるんだけれども、在宅を使うためにどういう専門家を媒介にしたらいいかとか、そういうことが市民の中にすとんと落ちているかどうか。その辺は何か調査とかされていますか。在宅を使いたいといっても、いきなり、自分で個々の事業者を当たって契約するというイメージじゃないし、逆にケアマネジャーに聞いたら、さらに一歩深い専門性がないと、多分在宅はもっと大変なわけですよね、医療との関係とか。もうわけわかんなかったら施設に入ってもらったほうがいいというふうな結論しかないわけだから。そのケアマネジャーの専門性というのは、どんなふうに担保して、御本人が在宅でいいと思ってもらえるような、在宅でもやっていけるなと確信持ってもらえるようなケアマネジャー育成というのはどんなふうにされる御予定でしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　今回、制度改正の中で、地域ケア会議の充実というところがうたわれております。そのときに、私どもも県の説明会などで、他市の地域ケア会議の模様のＤＶＤを配布されたものを私も持って帰ってきて見たんですけれども、やはりそこの部分でケアプランに対して、いろいろな視点から意見をいただく場になっています。そうしたことで、ケアマネジャーのケアプランを作成していく過程にいろいろな意見をもらうことで、ケアマネジャー自身も考えを持っていくといいますか、レベルアップが図られていくんだろうというふうに考えております。

それは説明会の話ですけれども、全てのケアマネジャーが地域ケア会議に参加できるわけではありませんので、一つの事業所からどなたかが来たら、その方は戻って同じ事業所の方に話をしていくことで、ケアプランの質が高まってくるというふうには言われております。

朝霞市のほうは今まで特定の事例、問題事例だけを抽出してケアプラン、地域ケア会議のようなものをやっていたんですが、少し頻度もふやしまして、そういう特定事例だけではなく、当たり前の事例を一つ一つ検討していくことで、ケアマネジャーの意識も高まると思っていますし、そこにかかわる事業所の方であったり、我々の意識も高くなっていくものというふうに考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　私もケア会議というのはやったほうがいいと思うんだけれども、若干心配なのは、朝霞市の会議にありがちで、みんな下を向くか、何かが言ったがために逆恨みされて、お互い足のひっぱり合いのうわさ話ばかり流されたりとか、そういうことが起きないためには何かする方法があるのかということと、それを最終的にジャッジするのは多分、行政か、行政が抱えている専門職がやらざるを得ないと思うんですね。ケアマネジャー同士で意見が、こうやって一生懸命つくったのにちゃちゃ入れられて、それはそれで一理あって、どっちも一理あるときにどっちを採用するかという議論になったときにそれをジャッジする人が必要

になると思うんだけれども。

　いつも見本に出てくるのは和光市なんだけれども、それは圧倒的に部長が権力と知識を持ってやっているからできるけれども、朝霞市の場合、それを誰がやるのかという。これは考え方ですから、ケアマネジャーだって、それぞれ皆さん、自分がベストだと思った考え方で出していて、それが意見が合わないことというのは、あるから個々のケアマネジャー同士、頼るケアマネジャーによって介護プランの中身が違ってくるんだと思うんで、こっちよりこっちじゃないのというジャッジするというのは、誰がやるのか、どういうふうにそういう人を育てるのかというのをお伺いしたいんですけれども。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　今、御指摘いただいたそのままで、今、朝霞市の職員で、隣の市の方と同じようにやれる人間がいるかというと、いないというふうに思っております。

　ただ、いないからそのままというわけにはもちろんいきませんので、しっかりと職員のほうも意識を高めていくことでやっていくしかないというのが今現在、お答えできる精一杯のところでございます。

　以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　ケアマネジャーは、毎月１回訪問することになっているんですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課介護保険係主査。

○石野芳和長寿はつらつ課介護保険係主査　はい、毎月１回以上、モニタリングということで利用者宅に訪問することになっております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうしますと、毎月１回、利用者のところを訪問されて、毎月１回ケアプランを作成するということになるんですね。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課介護保険係主査。

○石野芳和長寿はつらつ課介護保険係主査　ケアプランにつきましては、毎月作成するものではなく、毎月行ってモニタリングということで、その人の容体とサービスの利用状況等を踏まえながら、もし計画が必要な場合においては、ケアプラン、基本的に認定の有効期限とともにケアプランを作成します。容体が変化、あった場合については、そこでまた改めて計画を変更するような形となっております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　モニタリングは、当然報酬のうちに換算されることになっているんですよね。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課介護保険係主査。

○石野芳和長寿はつらつ課介護保険係主査　はい、そのとおりでございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　ちなみにどの程度加算されるんですか。ざっくりとアバウトでいいです。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課介護保険係主査。

○石野芳和長寿はつらつ課介護保険係主査　単位としまして、要介護３の方で大体１万3,000円ぐらいになります。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　利用者の方にはモニタリングを毎月やっていらっしゃって、その訪問した何か

はきちんと記録として残るんですよね。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課介護保険係主査。

○石野芳和長寿はつらつ課介護保険係主査　はい、モニタリングした記録につきましては、サービス提供記録のところに、いつ何時に訪問したかという形で記録するような形になっております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　黒川委員がおっしゃったようにいろいろなケアプランの選択があると思うんだけれども、それに関しまして、利用者のほうで、不服申し立てするようなシステムはあるんですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課介護保険係主査。

○石野芳和長寿はつらつ課介護保険係主査　利用者の方がケアマネジャーさんに対するいろいろな形の苦情等につきましては埼玉県のほうで、そういった形で申し出をする窓口があります。当然、朝霞市としてもそういった場合については市としても対応は考えております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　私の問題意識は、恐らく、利用者の方が県とは遠いところでしょう、そういうことは周知されているんですか。つまり、今言った話、このケアプランとか、疑義があるか、親族がおかしいとか、あるいはなかなかケアマネジャーがある考えに固執してとか、何か人間的な相関関係の中で疑義のあることはあるじゃないですか。そんな遠いところしか、つまり埼玉県、朝霞市でやっているケアマネジャーのお仕事が県、遠いところしか改善してほしいとか、そういうような手段が、現行はないということなんですね。現行制度では。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　ケアマネジャーとのいろいろなトラブルですとか、例えばケアプランに自分は納得いかないとかいうお話は、市民の方は第一義的にほとんど市のほうに話は来ています。市のほうで対応して、別のケアマネジャーを紹介してほしいとか、そういうことに市のほうで対応のほうはしておりますので、いきなり県のほうに行かれる方のほうが逆に少ないというふうには考えております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　ケアマネジャーにお支払いする報酬は、介護保険から出す報酬で、朝霞市が運営しているんですね。もっと積極的に、朝霞市のほうとして責任主体として、組織的に苦情があればこの窓口に来てほしいとか、あるいはケアマネジャーについては苦情が来る場合がありますからという形で利用者のそういった要望とかクレームとかいうようなことを確立していくべきではないのかと思うんですがいかがですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　ケアマネさんも２種類といいますか、要支援の人を受けている部分と、要介護の人を受けている部分。今、要支援の人の部分については、今回、この後に条例を出させていただきますけれども、市の条例で今度は管理することになりますので、そこで直接できます。

　要介護の方たちについては、予想では、平成29年度に条例をまた出させていただいて、市のほうの条例の中で指定であったり、指導するという形になってくることが国のほうで想定されているところです。そうなってくると、完全にケアプランについては市が指定権者であ

り、指導する立場になってきますので、そのときからは法的にも市の指導のもとに入るというふうになると考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　ケアマネジャーのケアプランというのは、民間の人の、いわゆる民民の行為ということで、行政行為ではないんですね。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　行政行為ではないというふうに考えております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　あと、もう１個、論点を変えまして、介護の方の給料が安くて、政策的に今度、４月に引き上げるようなことになっているようなんですが、給料引き上げという政策的なことをどんな手段で末端にお金が行くように予定されているんですか、国のほうでは１万2,000円ぐらい上げるというふうなことを言われているんだけれども、それはどんな形で末端の方に行くような工夫をされているんですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　今回、１万2,000円というふうに言われていますけれども、そちらは全体の報酬の加算の部分の中での計算で、計算上１万2,000円まで取れるということで、実際に加算を取る取らないという部分については事業所のほうの判断ということに最終的にはなってしまいます。ですので、全ての事業者に働いている方のところに届くかどうかというのは、事業所が、うちは申請しないと、加算の要件に該当しないとなってしまうと届かないと。

加算の要件を受けて事業所が取れば、その分に対しては、今もうちのほうで処遇改善加算分が本人の手元に届いているかというチェックのほうはかけさせていただいていますので、事業所が加算を上げてくれば届いているかどうかというのは確認とれると思いますが、上げてこない方については確認をするまでもなく、加算をとっていないわけですから、言われている１万2,000円の上昇はないものと考えています。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　事業所が加算を希望しないと考えられない。お金をもらえるのに、お金を要らないと考える、そんな事業所があるんですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　加算をとるための要件というのがございまして、研修体制の整備ですとか、その辺を逆にクリアできないから申請しないという事業所もあるというふうには考えられますので、ただ単純に何もしなくて、うち加算しますよということでくれるわけではないんです。一定の要件というのがありますから、それをクリアすることが難しいと考える事業所もあるかとは思います。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうしますと、加算をしない事業所は何か内部に問題があって、外部から見ると事業所としてはいろいろな意味で危ないというか、そういうところに朝霞市はお願いして、結果的に問題点、最終は利用者のほうに行くので、研修体制がないとかいうところは、ちょ

っと強く、朝霞市としてはこの機会に、その人の自由なんだけれども、一般的に予定されていることをしなくて、こんな仕事はいかがなものか。

最終的には利用者のほうにしわ寄せが行くわけです。つまり、介護する人は給料が安いと言われていますよね。モチベーションを上げるために上げようとして国がやりますよね。上がらなかったら、モチベーションが上がらなくて、最終的に利用者のほうに政策が反映されないですよね。手を挙げないところは何か問題がありませんかと、問題があるんじゃないかとか対応して、ぜひモチベーション上げるために国が予算をつくるんだから、この機会に説得するとか、処遇改善を向上するとか、そういういい機会だと思うので、その意味で手を挙げないところに対して、広い意味で行政的な何か。ありませんか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　加算を申請しているかしていないかは確認がとれますので、申請していないところに対して、なぜ加算をとらないのかという確認はとれると思うんですが、せっかくあるんだからやりなさいよというところまで指導できるかというのは。

なぜとらないのかという中で、今回、要件として出されているのが、職位であったり、職責に応じた賃金体系の整備ですとか、資質向上のための研修計画の策定であるとか、そのあたりについての話ができる事業所であればお話はしていきたいなとは思いますが、強制はできないと思っております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　朝霞市が運営している保険で事業者がいるわけなので、問題意識としては、事業所のいい運営、悪い運営は利用者のほうに影響してきまして、例えば末端の従業員に対して、広い意味の公益通報者的に、うちの事業所はこんな事業所でこれだったらいろいろな問題があるかとか、そういうシステムの制度か、今現在存在しているんですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　現状ではそういう仕組みはないというふうに思っておりますが、地域密着型の施設については市のほうである程度しっかり指導しているつもりでございます。その中でお話はできると思いますが、現在、地域密着型の施設以外については、指定権者の問題もありまして、市では行っていないというところもありますので、全てを把握して、全てのところというのも難しいですし、今言われたような仕組みをつくっていくのもすぐには難しいというふうには考えております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　昨今……。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　済みません、公益通報の仕組みというのはもちろんありまして、昨年も介護保険事業者連絡協議会というのが朝霞市にあるんですが、そこの事業所の説明に私が御挨拶に行かせていただいたときに、公益通報者制度の件について御案内をさせていただきました。それは別の件です。施設内で虐待等の発見があった場合ですとか、虐待に気づいたときには公益通報者保護制度がございますので、申し出てくださいという、そのあたりを事業所で徹底してくださいというお話はしましたが、御案内したのは、正直、そのときには虐待の関係でということでしかお話はしておりませんので。

ただ、この件に関して、公益通報者保護制度を利用して、申し出があったとしても、市が

指導して加算をとるようにというのはやはり難しいというふうに思います。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　以上の議論を踏まえまして、いろいろな意味でいい介護をしようということで、国も市も努力されていて、末端にそれが行かないこともあるので、課題としまして、もちろん民間の業者ですから、指導の限界がありますから、民間の実態を知るために、そこで働いている人たちが気楽に事業をしている朝霞市の高齢者の課のほうに。それは改善できるかわかりませんけれども、お申し出くださいとかいうシステムをつくって、現状を把握した上で改善指導もしなければいけないので、一つの課題として、つまりそういった意味で末端の方の、もちろん利用者の意見も含めて、意見を吸収するということ。課題として現在あると思うんですが、いかがでしょうか。今後の課題、問題として、そういうことを確立されていて、現状にあわせて指導すると。改善するためにはね。現在を把握するためにそういうのが今の課題と思いますが、いかがでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　なかなか難しい部分では、正直、我々も保険者として、指導する立場ということで余り気軽にというか、緊密に接することがいいのか悪いのかという部分が正直、我々は事業者を指導したり監督したりする立場でもありますので、難しい部分かなというふうに。

ただ、先ほど何回も出てしまいますが、地域密着型の事業所に関しては、年に何回も実地指導に行ったり、サービス調整会議を行ったりということでやっていますので、その中でいろいろなお話は聞けるような形にはなっているとは思っております。今後、地域密着型の施設、小規模のデイサービスは地域密着型に移行してくるということで、対象となる範囲も広がってきますので、そのときにも少しお話は聞けるようにはなると思いますが、全体としてつくっていくというのは課題ということで受けとめさせていただきたいと思います。

以上です。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　新聞で問題になっているような、いわゆる無届高齢者何とか、あるでしょう。そんなのは朝霞市にあるんですか。新聞で問題になっているような、そういった、市が監督していないような高齢者ケアハウスとか、そんなのは朝霞市にはあるのかないのか、もし。本当になければないでいいですよ、今のところ知っておりませんとか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　施設全体として、新聞に出たような高齢者マンションみたいなものは、朝霞市にはないというふうに思っております。その質疑がもし、お泊まりデイを、今、介護保険外のということであれば、そちらについては県のほうに今届け出をしている事業所が２事業所あるというふうには、県のほうのホームページの資料からは確認をしております。県のほうがこの間実地指導に入った際に、市の職員も立ち会っております。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　今の処遇改善費なんだけれども、前回のとき、結局、あれは民主党政権のときにやめて介護報酬に吸い上げましたけれども、前回のときはすごく他律的な基準が多かった

んですね。職員数とかね。そうすると、突然職員がやめられてしまうと、申請した途中でももらえなくなったり申請手続中にもらえなくなったりとか、そういうのがあったんですけれども、今回はそういう他律的な要件はあるんですか。私は労働組合にいて、介護労働者110番みたいなことをやって、今回処遇改善があるからと言って、電話でいろいろ指導したんだけれども、社会福祉協議会でさえも介護士が突然やめてしまったんで要件をとれなくなって、結局補償をもらえなかったから処遇改善できなかったとか、前回、そんな話ばかりだったんです。だから私も処遇改善なんて美名の、こんな補助金はでたらめだと思っていて、やっぱり本体の報酬できちんと手当てしなければだめだというのが持論なんだけれども、今回、そういう美名のもとでやっている制度の中で、安定的に払えなくなりそうな要件というのは何がありますか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課介護保険係主査。

○石野芳和長寿はつらつ課介護保険係主査　処遇改善加算の中で、特に職員の配置基準に対しての基準はなくなっております。ただ、事業所のほうは、処遇改善にかかった費用について計画をして、それに対して実績報告をするという形が主な要件で、あとは幾つか研修をしたりとか、処遇改善にかかった費用については、計画とかについては職員に周知するということとなっておりますので、特に職員がいなくなったとか、そういった場合については加算の対象外になるとはなっておりません。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　もう一つ、これは仕組みを聞いていなかったんですが、その処遇改善費というのは、今回、介護報酬が下がりますよね。下がるのとこれはリンクしているかどうかわからないですけれども、介護保険事業計画が前の基準で計算されているかもわからないんだけれども、結果的には縮小するけれども、処遇改善費というのはどこ経由で出るんですか。それはもう一般会計のほうから出るのか、国から直接で行くのか。それはどういう出方になっているですか。介護保険会計をここからくぐっていくのか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　処遇改善加算を含めて、介護給付費という形でお支払いをしますので、出どころとしては全て介護保険特別会計のほうから出ることになります。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　あと、介護保険料のところで、いろいろ財政的なことは聞こうと思うんですけれども、機会も大体、これだけの事務量でこのぐらいかなという感じがするんですけれども、介護予防の関係、予防事業費、これが多分２年後には要支援１、２の介護まで取り込んでという制度に変わっていくと思うんですけれども、今見ていると、やっぱり前から問題的に思っているけれども、筋トレ的な介護予防が中心になっている中で、どちらかというと地域の高齢者コミュニティーを育てるだとか、あとはお困り事の対応ですね。本当は一般施策のほうでそろそろ始めなければいけないんだけれども、よく言われるのが電球を変えろだとか、ああいうボランタリー的なこと、あるいは事業者のオプションサービス的なにやらなければいけないであろうと思っていることというのは、どこかここで助走は始まるんですか。それとももうあと２年かけて温めていくという感じですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　今の介護予防の部分、こちらにつきましては、新しい総合事業への移行を平成29年４月ということで、この後、条例案のほうを出させていただいていますので、そこの中で総合事業への移行を猶予している間というのは、そういった事業については基本的にこの中では余りやることは望ましくないというふうに言われております。

それは事業を移行しない以上、それに予算をつけるのはというような考えになっているようですが、ただ、その中でもうちは、少し今のメニューの中でできる範囲のものについては、今年度中からできることなら始めたいと。

ただ、正直来年度の、来年度というか、今回の制度改正に対するいろいろな準備、包括的支援事業の部分もそうですが、全く見えていない部分というのがありまして、その中で今回当初予算の中で新制度の対応ということで上げさせていただいているのが、お恥ずかしいんですが、今お配りした資料ですと、日常生活支援総合事業精算金という科目設定の1,000円と、包括的支援事業のほうでは、駒牧委員からも御提案をいただきました認知症チェッカーを認知症施策の認知症のケアプランの導入の入り口として、これが最低限、今見えていて、当初予算に組めたところでございます。

ただ、計画を見ていただきますと、計画のほうは少し金額が大きくなっているというのは、当然今年度中から何かしら手を打たなければいけないと。サポート医との契約というのもやらなければいけないような、今年度、始めなければいけないような感じですが、今実際に幾らかかるのかというのも見えていませんので、その幅を少しとっていくような状況で、予防についても今後は重視して行かなければいけないんですが、この予算には申しわけないんですけれども、反映できておりません。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　わかりました。

あと、ちょっと基本な事項ですけれども、要介護の３、４、５で、認定されて介護保険未利用者の問題というのは前からあったと思うんですけれども、ことしはどのぐらいいて、その方のうち内訳がしようがないよねという人と、やはり家の中に閉じこもってしまっているよねというのとあると思うんですけれども、どういうふうな状況になっていますでしょうか。未利用者の中で、３、４、５で。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○関口豊樹長寿はつらつ課専門員　平成26年10月以降に要介護３以上の認定者でサービスを利用していない方のデータで申し上げます。総数で申し上げますと180名。そのうち家族が介護している方が22名。病院に入院中の方が153名、転入などによって、今ところ情報がない方か５名となっております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　この家族の方というのは未利用者なんで、家族介護しているけれども、ヘルパーの力も何も使っていない、家族の力だけで３、４、５の方を支えているということでしょうか。そのことに関して、何か御家族から何も声が上がらないのか、逆にほうっておいてくれという反応なのか、そのあたり調査はされているんでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　申しわけございません、具体的な調査というのはまだ実施できていないところでございますので、介護を拒否されている方というのも実際にはいらっしゃるとは思います。やはり御家族の思いとしてはサービスを使ってほしい、ただ、本人が拒否をされてしまう場合と、家にそもそも入ってほしくない、他人に家に入ってほしくないという方もいらっしゃって、認定は持っているけれども、サービスを使っていないですとか、認定を受ける目的として初めから住宅の改修だけに使いたかったというような方もいらっしゃいますので、そのあたりはもう少し分析させていただきたいと思います。

以上です。

○松下昌代委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第４号について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（午前１１時５５分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後１時）

○松下昌代委員長　次に、議案第５号を議題とします。

執行部の説明は議案の説明資料が配布されていますので、省略します。

直ちに質疑を許します。

黒川委員。

○黒川滋委員　資料請求で、後期高齢者の経年別の人数と納付金の推移を並べた表を出してということでお願いしてあったんですけれども、あるようだったら請求したいと思います。

○松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま黒川委員から資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。

申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求します。

（資料配布）

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これは、中身については広域連合に聞かなければよくわからないと思うし、出

した結果についてはいろいろフィードバックをとれるようになったということを伺っているので、この伸びですね。年によって納付金と保険者数がちょっと乖離があったりはするんですけれども、でこぼこをならすと、大体同じくらいのペースで進んでいると。１人頭当たりはそんなに変わらないということで捉えてよろしいでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長補佐。

○秋元一敏長寿はつらつ課長補佐　１人当たりで捉えますと、そのとおりでございます。広域連合は２年に一度、保険料率等を改定していますので、その影響が例えば平成22年度、それから平成24年度が増になっていますので、平成22年度が減になっていますので、その辺の影響が出ていると。それから平成20年度、平成21年度につきましては、同じ保険料率ですが、平成20年度は初年度ですので、滞納繰り越し分がなかったことと、それから出納整理期間分の繰り越し分がなかったので、その影響で平成21年度が比較的増ということになっております。

　以上でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　あと、これは市の施策とかどうこうじゃないんだけれども、後期高齢の軽減措置をやめるの、やめないのという今、政策の議論が出ているかと思うんですけれども、そのあたりを少し詳しく説明していただいて、どんな見通しなのかというのをお伺いします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長補佐。

○秋元一敏長寿はつらつ課長補佐　軽減措置につきましては、国のほうでは検討が始まっておりますが、平成27年度につきましては、予算が閣議決定されているということで、継続して同様の軽減措置がされる予定です。

　それと、２割軽減と５割軽減につきましては若干拡充される予定でございます。

　以上でございます。

○松下昌代委員長　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

　これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

　これより採決します。

　議案第５号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

○松下昌代委員長　次に、議案第７号の付託事項を議題とします。

　関係部分について執行部の説明を求めます。

　福祉部長。

○三田光明福祉部長　それでは、議案第７号　平成26年度朝霞市一般会計補正予算（第７号）のうち福祉部所管の歳出の概要を申し上げます。

まず、30ページをお開きください。

第１項社会福祉費、第３目障害福祉費、障害者生活支援事業の負担金、補助及び交付金につきましては、放課後等デイサービスなどの障害児通所給付費の利用者の増加により増額するものでございます。

32ページをお開きください。

第３項児童福祉費、第４目保育園費、家庭保育室支援事業の負担金、補助及び交付金につきましては、認可外保育施設のうち平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度に伴い、小規模保育事業へ先行して移行する対象事業所が見込みより少なかったため、減額するものでございます。

次に、34ページをお開きください。

第６目幼稚園費、私立幼稚園就園等助成事業の負担金、補助及び交付金につきましては、対象児童が見込みより少なかったことなどにより減額するものでございます。

同じく第３款民生費、第４項生活保護費、第１目生活保護総務費、生活保護学習支援事業の負担金、補助及び交付金につきましては、埼玉県が行っているアスポート教育支援事業が今年度で終了することから、新たに生活保護受給世帯の中学生、高校生を対象とする学習支援事業に係る補助金を計上するもので、第２目扶助費、生活保護事業の扶助費につきましては、実績に基づき増額するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

第４表債務負担行為補正のうち障害者多機能型施設指定管理料につきましては、平成27年４月から、はあとぴあ障害者多機能型施設の生活介護の定員を５人拡大することから、指導員の増員を行うことにより増額するものでございます。

次に、放課後児童クラブ指定管理料につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年４月より放課後児童クラブの支援単位を40人とすることから、指導員の増員を行うことにより増額するものでございます。

以上が福祉部所管の歳出の概要でございます。

よろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　健康づくり部長。

○薮塚耕二健康づくり部長　議案第７号　平成26年度朝霞市一般会計補正予算（第７号）のうち民生常任委員会に付託されました健康づくり部所管の歳出につきまして概要を御説明申し上げます。

30ページをお開きください。

第３款民生費、第２項高齢者福祉費、第１目高齢者福祉総務費、埼玉県後期高齢者医療広域連合負担事業のうち、埼玉県後期高齢者医療広域連合負担金は運営経費に係る負担金で、負担額の確定に伴い減額するものでございます。

同じく埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金は、医療費に係る市の負担分で、埼玉県後期高齢者医療広域連合の試算に基づく平成26年度療養給付費負担金の所要見込み額の変更により増額するものでございます。

介護保険特別会計繰出事業は、介護給付費市負担分の伸びに伴う増額でございます。

後期高齢者医療特別会計繰出事業は、保険基盤安定負担金の確定に伴い増額するものでございます。

第２目高齢者福祉費、自立生活支援事業の負担金、補助及び交付金について、地域介護・福祉空間整備補助金及び施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金は、本年度予定していた地域密着型特別養護老人ホームが着工を延期し、補助金申請の取り下げをしたことによる減額でございます。

36ページになります。

第３款民生費、第６項保険年金費、第２目国民健康保険事業費、国民健康保険特別会計繰出事業の繰出金は、保険税軽減分及び保険者支援分に係る保険基盤安定繰出金、財政支援としてのその他繰出金については増額、高齢者が多いなどの特別な事情に係る財政安定化支援事業繰出金につきましては、基準額の確定に伴い減額するものでございます。

第４款衛生費、第１項保健衛生費、第３目予防事業費、予防接種事業の委託料は、不活化ポリオ予防接種の接種者数が当初見込みより増加したことから増額をするものでございます。

同じく予防接種事業の負担金、補助及び交付金は、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成において不足が生じたため、増額するものでございます。

以上が健康づくり部所管の歳出の概要でございます。

よろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　失礼しました。

繰越明許が漏れておりましたので、申し上げます。

８ページをごらんください。

民生費、生活保護費、生活保護学習支援事業につきましては、先ほど申し上げた、県が行っているアスポート教育支援事業が今年度で終了することから、新たに生活保護学習支援事業を行わせていただくことになりますが、この分については平成27年４月から施行するため、繰り越しとさせていただきます。

以上でございます。

○松下昌代委員長　説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

補正予算ですので、質疑は歳出等一括でお願いします。

なお、質疑に当たっては、議案等のページ数を言っていただきたいと思います。

黒川委員。

○黒川滋委員　30ページから37ページまでにかけて資料請求します。

一つは、歳入のひもつき関連で予算額には出ていないんですが、予算項目としては修正がかかっているということで、保育緊急確保事業補助金、県か国から来ているんですけれども、その補助要項など条件を示す。どんなメニューがあるのかということですね。それがどんなふうにあるのかということ、それから、県の認可介護総合支援事業費が今回余ったということでの歳入の補正もあったということと、県の小規模保育運営支援事業補助金の、これも大幅な補正があったということと、それから、県の認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金、これも大幅な修正があったということで、これは歳入ですけれども、歳出でも一般財源との関係では変動がありますので、そういうことでは資料を請求したいと、このように思います。

それからあと、障害者生活支援事業に関しての補正項目に関する積算内訳、それから生活保護学習支援事業の事業の企画書、対象人数、対象学習塾など具体的にある程度見える資料

をいただきたいと思います。

それから予防接種事業、この補正後、どういうふうなバランスになるのか、全体像のわかる資料を請求したいと思います。

○松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま黒川委員から資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。

申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求します。

（資料配布）

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　今回、32ページ、33ページ、保育関係で県の支出金は不用になったということで戻すことで、補正予算額の額としてはゼロ円として出てくるんですけれども、一般財源と県支出金、国支出金の見直しみたいなことが入っていて、入るほうでは補助金の減ということがあると思うんですけれども、それについて幾つかお伺いします。

一つは、今回、保育園費の中だと思うんですけれども、歳入のほうでは保育緊急確保事業費補助金ということの中で減額というふうにあらわれていますけれども、何が今回、事業として断念して補助金を使わないということなのか、お伺いしたいと思います。

それから、資料請求した残りの三つ、小規模保育と認可化、それから認可外保育施設の保育士資格支援事業、これらは非常に画期的な補助金だったと思うんですけれども、不用額をいっぱい出したということと、今度逆に言うと、端的に言うと、使ったところは何に使って、使わなかったところはどういう判断でこの補助金を使わなかったのか。そのことによって補助金の不用額が出てきたと思うんですけれども、そのあたりはどういういきさつなのかというのをお伺いしたいと思います。

それから、まとめて福祉課で、もう一つは、幼稚園費においても、幼稚園就園奨励金が減額になったのは何でしょうかと。どういったことなのかということをお伺いしたいと思います。34ページ、35ページですね。

ひとまずそこまでお願いいたします。

○松下昌代委員長　保育課保育総務係長。

○玄順正明保育課保育総務係長　まず、保育緊急確保のほうですけれども、こちら当初予算のときには県の補助金のみという形になっておりましたが、その後、国と県からそれぞれ補助金が来るということになりました。もともとは平成26年度当初予算では、物によって違うんですけれども、ほとんどのものが２分の１、県が負担というものが、国・県が３分の１ずつというような形になりましたので、減額になっております。また、実績に基づきまして数値が下がったという部分もございますが、事業を断念して減った部分というものは、保育園運営事業の部分ではないんですけれども、これから説明する認可化移行のほうの部分でございますので、そちらのほうはまた答弁いたします。

○松下昌代委員長　保育課保育係長。

○山木健保育課保育係長　今回、保育園関連の家庭保育室に関する補助金の減でございますが、まず、平成26年度の当初予算の積算時におきまして、家庭保育室につきましては、子ども・

子育て支援新制度、これが施行されることに伴いまして、平成27年度は認可保育園、または小規模保育施設のいずれかに移行するものと当初は考えてございました。このため、平成26年度の家庭保育室に対する予算といたしましては、今までの保護者に対しての保護者軽減費、またあと一時保育の補助金もございますが、それに加えまして新制度に移行する予定施設に対する新たな補助、この県の補助であります認可化移行支援事業の補助金及び小規模保育に移行する小規模保育運営支援事業、これを活用していきたいということで当初考えてございました。

しかしながら、家庭保育室を含めまして９施設につきましては、平成27年度も引き続き家庭保育室として運営される施設があったこと、また、認可外保育施設運営支援事業の対象施設といたしまして、補助要件でありました保育士以外に例えば嘱託医を置かなければいけないとか、そういった部分の適用ができなかったところもございます。

また、小規模保育運営支援事業のほうにつきましては、これは職員配置等のいわゆる補助要件も全て合致しなかったということでございまして、かなり大幅な減ということになってございます。

また最後に、保育士の資格を取得するための受講費用、これについても10分の10で補助が受けられるということで当初組んでおりました。当初組んでいたこの補助内容につきましては、実際に保育士登録後、新たな条件として、施設において１年間、さらに取った後、１年間勤務しなければならないという条件が今年度の要綱の中で新たに示されたことで、結果的に受講された方で１年間さらに継続という方はおりませんでしたので、今年度としてはこの補助金を使えることがなかったというようなことになってございます。

また最後、家庭保育室の保護者負担軽減費についても補正の減をさせていただいておりまして、これにつきましては、当初、家庭保育室の入所見込み数を平成24年度実績で算定しておりました。

しかしながら、今年度の見込み児童数が約3,900人と100人程度の削減がされるのではないかと、こんなことから保護者負担軽減費も削減したというようなところでございます。

○松下昌代委員長　幼稚園奨励金の減額の理由をお願いします。

保育課保育係長。

○山木健保育課保育係長　大変失礼しました。

幼稚園の補助金につきましても、今年度のまず予算の組み方としましては、平成25年度の実績ベースで組んでおりました。

しかしながら、今年度実際申請をしてみていただいたところ、幼稚園の利用者、入園者、この国庫補助の対象となる方も少なかったことから、今年度の実績予定ベースで補正を減ということでさせていただいたところでございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　この移行支援事業をうまく使えたところはよかったんですけれども、そうじゃなかったところというのは、これは自腹、それぞれの施設で自腹でおやりになったのか。もしそうだとすると、どういうところからそういう原資が出てやったのかというのは御確認されているかどうかということですね。

それから、一番下の資格の関係ですけれども、これは要するに皆さんに資格を取ったら転職されてしまったと。対象としてノミネートされていた方は、資格を取る勉強をされて資格

まで取ったけれども、途中で、１年間という拘束期間を待たずして転職されてしまったということですか。

○松下昌代委員長　保育課保育係長。

○山木健保育課保育係長　まず、この認可化移行、認可移行できなかった施設につきましては、使えるところにつきましてはこの補助を適用したところでございます。結果、この認可化移行が使えなかった施設につきましては、本来、家庭保育室としての補助として今年度はそれを使っていただいて保育運営をなされているというところでございます。

　認可化保育士資格のところでございますが、先ほど申し上げたとおり、受講して１年たたなければいけないというところで使えなかったということでございますので、実際として保育士資格の取得に受講されたという方は２名いらっしゃいます。このため平成27年度予算におきましてこの研修に関する補助のものは計上しているところでございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　先ほど移行しなかったという話があったけれども、この中でも移行したところがありますよね。小規模なり認可に移行したところ、認可は移行したところは全部通ったのかな。小規模は結構ありますよね、移行したところは。その移行のための施設改修とかそういうのはほとんど使わないで、皆さん、自腹でされたということですか。

○松下昌代委員長　保育課保育係長。

○山木健保育課保育係長　この小規模保育に移設することで、移設する改修というところについては、特に施設のほうでそれを行ったということは聞いておりません。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　事業がなかった、事業がそもそもなかったというか、そのままで移行できたというふうに捉えればいいということですね。

　それで、あと家庭保育室と幼稚園が減額になっているということは、その分、入所者数が少なかったということですけれども、経営問題とか特に起きていないですね。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　そういった部分で、経営のほうで問題が生じているというようなことは特に伺ってはおりません。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　じゃ、次は、34ページ、35ページの生活保護に関しての生活保護総務費のことですけれども、これは本会議でもお伺いしましたけれども、私なんかは、やっぱり生活保護みたいな困難家庭に生まれたきた子供というのは、多分、自立へ向けた足がかりをいろいろやりながらもチャンスがないとか、勉強するチャンスがないとか、支援してくれるチャンスがないとか、保護してくれる人に出会うチャンスがないとか、あるいはそもそも財布のところで断念せざるを得ないような状況があるというところで、県として目玉事業としてこういうものを推進して、全国的にも注目されて、その経緯というものは本屋に平積みで売られて、新聞にも取り上げられるということなんだけれども、県がたった２年でやめたと。お金出すのをやめてしまったというのは本当に残念なことだと思うんですね。市の単独事業としてかわりにこういう形でやるということなんだけれども、人を関与させないで支援するということに関して、これでよかったのかなというのは、この間、本会議でも申しましたけれども、思うところなんですね。

実際には、まだ今年度中までは学生たちが介護施設でいろいろ教えたり何したりしていて、補助金にかえて塾にかわると、その関係が切れてしまいますよね。切れることに関して何か手当を考えたりフォローアップを考えたりするのかどうなのか。塾でそういう生活保護家庭の子供たちのサポートとか悩みとか、場合によっては、親がいろいろ人生を邪魔してきたりとかすることもあると思うんですね、経済事情とか。あるいは親そのものが生活が崩壊していたりしていて、そういうときに塾が相談相手になるというのも、かなり限定的な場面じゃないかなというふうに思うんですけれども、そういうものを今まではアスポートがやっているというふれ込みだったと思うんですけれども、そういうものの代替機能というのはどういうふうにしていくのか、お考えでしょうか。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　御答弁申し上げます。

まず、人を関与、今までのアスポートと違ってできないというか、する形がとれないということでよかったのかという部分でございますが、確かに、アスポート事業においては、学習を教える以外に指導員なり教えてくださるボランティアの方とのフォローアップというか、聴取、お話し合い、指導等はあったということは非常に大きなメリットだったと思っております。だからこそ全国的にも注目された部分はあるかと思うんです。それに比べますと、新しい事業につきましては、確かに塾に行く部分の一部の支援という形で、塾がそういうフォローをしてくれるかというところについては、塾ごとにはわかりませんが、原則としては望めないのかなということは考えております。私どもも確かにその部分があることがさらにベターであるとは考えておりますが、今のところ、一切、アスポートが終わって全てやらないというよりは、多少でも新しいところで事業を行うほうがよいかと思ってこの事業を予算化させていただいたということでございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　勉強だけ取り出すとそういうことなんだろうと思うんですね。この制度を切りかえるに当たって、この制度のメリット、デメリットをどのように確認したかということが、多分、すごく気になっているところで、行かれていたお子様とか、あるいはアスポート事業にかかわっていた大学生ボランティアとか、そういう方々から効果とか、それから効果がなかったとしても、何か意味みたいなものはそれぞれあると思うので、そういうことは確認されましたか。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　実際お伺いするとか確認はしてございません。

ただし、毎月１回、学習支援、アスポートに通っているところにつきましては報告が上がってございまして、こういうことのお話をしたという部分は、非常に簡潔ではございますが、ありました。そういう部分では、確かに生徒さんにとっていい部分もあったんだとは認識しております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　先日の本会議の質疑で部長が特に強調していたのは、数みたいなことを言っていらっしゃったと思うんですけれども、今回、予算額は６学年分10人だから60人分ということだと思うんですけれども、これは全部使われればの話ですけれども、現に今、アスポートに行かれている方というのは市でどのくらい、何人ぐらい認知されていたのかということと、

途中でいなくなったり、無理に強制して１年間行かなければ何もしないとかそういう制度じゃないので、途中でいなくなったりとかする方も当然いらっしゃると思うんだけれども、その辺の数字をどこをとってどういうふうに言うかはそちらにお任せしますけれども、何人ぐらい行っていらっしゃったのか、お伺いします。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　アスポートへの参加人数でございますが、まず、今年度の実績、１月までの数字でございますが、生活保護のうち対象となる中学生、高校生の人数が、それぞれ中学生46名、高校生40名、直近の数字で合わせて86名でございました。アスポートへの参加の人数ですが、月ごとの人数を平均いたしますと、中学生で4.1人、高校生で2.0人、合わせて6.1人ということで、合計で見ますと、中・高校生の生活保護世帯の生徒さん86人のうち7.1％ということでございました。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　この数字だけ見ると、恐らく部長の説得力というのは、行政的に１桁しかいないじゃないかということで、そういう評価になるのかなというのはわからないでもないんですね。見直さざるを得ないという数字だと思うんですよ。

ただ、これは、始まってというか、本格的に始まってまだ２年もたっていないぐらいですよね。どのぐらいたったのか、２年ぐらいたったのか。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　平成22年から開始かと思いますので、ここで４年経過するということです。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　あと、先ほど言ったように、市の職員が直接行っていないということなので、いわばあっせんしているだけの状態だったわけですね、当事者にとっては。いいんだよということが、とにかく実際見てきたわけではない状態だったということですね。だから、そこにちょっとウイークポイントがあるかな。それから、新しい制度設計をするときも、結局、そこが抜けているかなという感じがして。

貧困支援というのは、保育園とか、介護なんかと違って、ボランティア参加がすごくしにくい分野で、逆にそうやって公的機関が音頭を取ってやってくれないと、なかなか支援者というのがつくられないようなところが、プライバシーとかそういうものにかかわってくるので、「あんた、貧しいんだろう。応援してやるよ」みたいなことは、かかわり方はできないわけだから、やっぱりそういう形でないと、役所が音頭を取らないと、なかなか支援の輪が広がらない世界。そういう中で大学生とかが参加してやってくれていたということなんだけれども、今回、これは制度を切りかえてしまうと、残ってアスポートをやり続けるところは、そういうものが残るけれども、朝霞市みたいに補助金を切りかえてしまうと、支援する人たちを手放してしまうことになりますよね。またこういうお兄さんたちに応援を求めようと考えたときに手づるがなくなってしまうというか、そういうことで言うと、勉強している子たちを、勉強だけじゃなくて人間関係として支える仕組みというか、そういうものというのは何か考えていないんですか。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　委員おっしゃったとおり、人間関係もしくはボランティアとしてやってくださっている大学生とのつながりというんですか、それは確かに新しい事業では見えてこな

い部分ではございます。その部分、かわるような効果的なものというのは今のところは考えてはございませんが、ただし、逆に言うと、アスポートへ今まで通っていた生徒さんについては、県のほうでも事業を終結するということで、一切そのままという部分もよろしくないというふうには考えております。その部分で、形は違い、いろいろな御意見があることも私どもも理解しておりますが、まず、とりあえず１年やってみて、その効果を検証しつつ、その継続なのか、新たな形をとっていく、もしくは制度を見直してやっていくことがいいのか、その辺を検討させていただきたいと考えております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　そこがちょっと残念だし、制度改定するときにやっぱり大学生に接触してどうだったということを聞いておけば、１年待ったら、いろいろなことをちょっと考えてみるからみたいな話が続くんだけれども、会ってもないうちに制度改正をどんとやってしまって関係が切れてしまって、１年たったところで、じゃ、何か考えようかといったときに、もうその大学生はひょっとしたら大学生じゃなくなってしまっている可能性だってあるし、もしそういうことが続くということであれば、後輩をつかまえてきてなんかやっているかもわからないけれども、それもなくなってしまうわけですよね。そこでもうちょっとなかなか、また県とか大きなところが音頭を取らない限り、あるいはＮＰＯ法人でほっとポットみたいなところが音頭を取らない限り、もう多分、これは再生しないだろうなと私なんかは思っているんですけれども、じゃ、一方で、学習支援ということでしたら、この間、本会議でも問題になりましたけれども、半額支援ということは、半額生活保護費を削らなければいけないわけですよね。これは全額支援にはできなかったんですか。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　今回、この事業、アスポート終了に際してかわりのものをと考えたときに、アスポート的に継続する方法、もしくは今回のようなやり方だけれども、支援額をどうするかという部分は検討いたしました。その部分につきましては、財政的な状況等も含めて検討した結果、今回はこういう形でということでやったものでございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　今現在使っている方が月平均で6.1人ですよね。こうやっていくと、10人ぐらいから４人ぐらいに落ちているようなイメージだと思うんですけれども、その一番高い10人とっても、多分、今回のあれは使い切れない。それに５割増しとかいっても使い切れないし、一部負担だったら、恐らくこの6.1人すらも割り込む可能性だってあるわけですよね。

さっき言った、僕は、福祉とかコミュニティー的な、福祉みたいな意味では大学生がいたほうがいいとか、もとのやり方がいいと思うんだけれども、こっちに切りかえるんだったらこっちに切りかえるで、勉強に特化してもうちょっとちゃんとやらなかったら、生活保護費を切り詰めるということは、生活保護費を切り詰めてまで子供を勉強させるような、家族の数とかそれによるけれども、そこまで立派な御家庭だったら、多分、塾なんか行かなくても学校でちゃんと勉強してきますよね。親だってそういうことを気にしているわけだから、勉強をちゃんとやってきたかとか、宿題をやったかとかチェックしますよね。多分、それ以前の状態の家庭だからこそ、公的機関がお金を出してまで学習フォローをしなければいけないようなところがあるんじゃないかと思うんですけれども、これはやっぱり半額じゃなければだめな理由というのはあるんですか。プレミアム商品券なんか８割持つわけですよね。その

あたり、どう考えるんですか。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　まず、生活保護費のほうから私どもで支援できない部分を生活保護世帯のほうで負担いただく形にはなるということ、それは確かにそのとおりという形にはなると思います。

　ただし、まず、生活保護費というのは、私どもで基準にしたがって支給させていただいておりますが、その内訳、積算があるわけではなくて、基準に基づいて、生活扶助費であれば、その分をお渡しして、あとは世帯ごとにその使い道を決めてその範囲内でやっていただくということになります。確かに一部支援でございますので、その部分をその世帯の中でクリアできるのかできないかという問題は生じることは考えておりましたが、その部分でも例えばお子さんのためにやってあげると。その部分は切り詰めるというか節約いただくと考えていただく世帯もあるのかなという部分と、あとは負担を強いるわけではございますが、逆に言うと、月額１万円の支援があれば、その部分はもともと塾に行かせたいと考えておられる世帯がおられれば、支援として有効な部分もあるのかなというところでは申し上げましたが、財政的な部分もございまして、全額補助できれば一番よろしい部分はあるかと思うんですが、今回の事業として考えたものでございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これは、ふたをあけて半分以上予算が余ってしまったら、その読みは外れたということですよね。要するに、ちゃんと全額出してあげればよかったという話になってしまいますよね。ふたをあけて、今、60人でしたか、予算を確保しているんですよね。使ったのが30人以下だったら、結果としては全額出したほうがよかったという話になるんですよね、評価としては。もったいないことをしたなということになりかねないわけですよね。今現在が平均で6.1人ですから、恐らくこれは、私なんかが見ても、どう考えても３倍ぐらいが限界じゃないかなと思っているんですよね、全額負担にしても。ましてや一部負担だったら、僕がもし当事者の親だったら、「学校でちゃんと勉強して来いよ」としか言いようがなくて、「授業をちゃんと聞いてこいよ」としか言いようがなくてという感じはするんですけれども、だったら、やるんだったら、もうちょっとという感じはするんですけれども、この辺は意見の違いになるので、水かけ論になると思うので、私の質疑はここで終わりにします。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　今の生活保護学習支援事業につきまして、事前資料を見ておりますと、塾と協定を結ぶんですよね。生活保護を受けていらっしゃる方が、自分が生活していく上において自分が受けていることを第三者に開示しなければいけないと、これは非常に人権侵害じゃないんでしょうかね、こういう政策を立てること自体が。一般的には、生活保護を受けていることというのは、大半の方はやっぱり隠しておきたいわけですよね。でも、市の制度を受けるためには塾に行って、「済みません、私、生活保護を受けているんです」、こういうことをさせていいんですかね。もちろん中には恥を忍んで、あるいは、ごめんなさい、子供のために言えるでしょう。でも、多くの方はここで一つ葛藤が生じますよ、やっぱり一般的に。つまり、人権侵害を強要する結果になりませんか。人として言いたくないこと、隠しておきたいこと、秘密にしたいこと、塾に行って、塾があるお子さんが生活保護を受けていることを塾が知って、また教師が知って、また何らかの形で学んでいる子供が知って、めぐりめぐ

って塾の子供同士であの子はああだこうだとか、つまり、２次、３次の人権被害が起きる可能性は考えられませんか。

今、いろんなところでいじめ問題、朝霞市でも対策委員会を設けてやろうとしているわけじゃないですか。それを政策として、いじめが起きるような環境を誘導する結果になることは想像できませんか。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　今回の事業を実施するに当たっては、確かに塾の方には生活保護という部分は伝えなければならないところはあるかと思います。

ただし、それは協定を塾と結ばせていただきたいとは考えておりますが、そのときには内容を重々御説明させていただいて、扱うことが生活保護の受給者世帯のお子さんということをお伝えした上で、個人情報の保護の部分は重々配慮いただきたいとお願いしたいとは考えております。

また、制度を使うに当たっては、その世帯の方にも、塾には申しわけないけれども、この部分としては伝えるので、その部分、御了解をというところで、御了解はとらせていただきたいとは考えております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　いじめが起きる可能性は全くないと確信を持っていらっしゃるんですか、将来、このことを通じて。つまり、１番目に、塾との間でいわゆる秘密保持契約とか、守秘義務とか、きちんと締結するんですか。このことに関して、保護者が生活保護を受けている。お子さんが生活保護を受けている。これに関して塾で保護するように協定書か何かに秘密保持契約でも入れるんですか、まず第一の問題として。入れますか、協定の中に秘密保持契約を。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　協定としてお願いするので、秘密保持の契約まではお願いできないものかと考えております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そこで、万が一、これが漏れて、もちろん全ての問題がいじめになるかどうかという断定はしておりません。でも、蓋然性として、非常にいじめ問題というのは、起きてくるじゃないですか、例えば昔は給食費。昔のお子さんは給食袋を持って学校に出していましたよ。でも、あるお子さんは出していない。どうしてかなと。生活保護を受けているという形でいじめ問題があったじゃないですか。だから、教育委員会は学校給食の袋をやめたんじゃないですか。

したがって、もし朝霞市の政策をして万が一いじめ問題が塾で出てきて、そのときは福祉課が、起きるかもわからないんだけれども、選択としてとるんだと。僕は起きる土壌があると思う。可能性があると思う。もし起きたとき、しようがないと、選択として。そういうことなんですか。例えば、現段階として起きないと。いろんな意味で、仮に経営者、教師、それから同じ勉強している子供に、ある人が生活保護を受けていることがもし知れ渡ってもいじめなんか起きるわけがないというふうに断定されているんですか。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　いじめが発生してしまうかどうかについては、起きないとは私も当然断定はできないものでございます。その点も含めて塾とお願い、協定を結ぶ際には取り扱いにつ

いては重々お願いしたいということで考えております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　いじめが起きる蓋然性がある政策を市がやっていいんですか。つまり、民間がやる部分には民間に注意できるけれども、市が政策を推進する過程でいじめが起きる蓋然性があることをわかりながら、そういう政策をやることが、つまり朝霞市が人権侵害の起点になっていると、そういう政策をやっていいんですか。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　生活保護世帯に関する生活保護の法律に基づく扶助等以外にさまざまな市の方でも施策を打ったり、また、支援、いわゆるケースワーカーが支援したり、市として支援する場面があるかと思うんですね。例えば、住宅、アパートを借りる場合の支援だとか、そういう場合においては、今回の事業もそうですけれども、やはり第三者の方に生活保護世帯の方だという部分を相互に理解しながらさまざまな事業を進めなければいけない場面が出てくると思うんです。今回の場合も、今、おっしゃったように、そういう場面が想定されるだろうと。その中でリスクとして、今、委員がおっしゃったようなリスクはどう捉えるんだということだと思います。

　だから、その部分については、先ほど課長のほうでも申し上げたように、リスクがありませんとは申し上げようがないんですけれども、当然、そのリスクはできるだけなくすための努力は我々としてはしたい。だけれども、やはり生活保護受給世帯における、この平成26年から27年にわたって、修学、いわゆる学習支援の部分で変わっていく部分に対して、今、市として何ができるかという仕組みとしてこういう形を考えさせていただいていますので、その中でそのリスクをできるだけ下げる。前回の総括の質疑でも御指摘をたくさんいただきましたので、その辺はそういうことを含めて協定なり相手方の事業者に対してのお願いなりというのは、当然考えていかなければならないと思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　じゃ、第三者、そこで学んでいる生徒さんに対して理解を求めるんですね。第三者、一緒に勉強している生徒さんに対して「あなた方は、今、一緒に生活保護を受けている子供と勉強するんです」、皆さん、生活保護についてこんなものだと、そんなことをやられるんですか。第三者、子供に対して。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　申しわけございません。私はそういうお話はしておりません。あくまで塾の経営者が塾に通う保護者から経費を徴収する際に市のほうでお手伝いしますよという事業を今度市がやりますという御説明をして、それを塾の事業者の方が経営の中でのやりとりで市のほうのことを理解していただいて、そういう手当てをしていただくということですから、そこには塾に通っている例えば講師である先生であったり、実際に塾に行っている子供たちはかかわらないというのが大前提になるはずです。今、おっしゃられたのは子供に教えるかと。第三者というのは、先ほど言ったように、生活保護世帯の支援をするに当たって、法以外でも第三者の方と市としてもかかわりを持たなければいけないという例で申し上げただけですので、今回の事例で子供たちにそのことを教えますとかという話は、私のほうでは申し上げているつもりはございません。あくまで塾事業者にそういう生活保護世帯だという

ことを御理解いただき、それを漏らさないようにしていただく中で、保護者の方にも申しわけないけれども、御協力いただくという形で仕組みを今回つくりたい。その仕組みに関しては、皆様方のほうでも、委員の方々、また総括の質疑でもいろいろな御指摘をいただいています。

だから、決してこれが100点の仕組みだとは思っておりませんので、課長が申し上げたように、単年度の中で事業としては組み立てをさせていただいて、全てを振り返っていく。また、先ほど黒川委員のほうでもおっしゃられた、今年度まであるアスポートのほうの支援はどうするんだという部分についても、我々のほうでも、アスポートがここで切れるわけですけれども、その辺は、アスポートのほうとも連絡をとって、朝霞市ではこういう事業に切りかえざるを得ないんだと、そういう部分のお話もして、どういう関係が今後続けられるかということも模索はしてみたいと思っております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　この家庭が塾に行かせて、もし栄養失調になった場合、今の生活費最低基準は、国がこの生活費だったら最低限度の文化的水準を守れると。つまり、栄養失調になるわけはないということを出しておりますよね。塾に行くためにそのお金を回して、そして、栄養不良になったということは考えられないんですか。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　確かにおっしゃるように、今の生活保護制度の国で求めている最低限度文化的な生活を営めるだけの費用という中で、その部分の考え方としては、今、委員がおっしゃったように、それだけで、それを全部使わないと栄養失調になるとかという部分までは、そこまでの額というふうなことではなくて、あくまで、いわゆる国の制度、生活保護制度の中でも枠といいますか、その費用の中では少しの部分は、その方々がどういう生活をしていくかという部分はあるのかなと。

確かにおっしゃるように、制度で言う基準等で言われれば、おっしゃる部分の御指摘はもっともですので、それについて我々のほうは生活保護世帯、今回の制度を御利用なさりたいというお話をいただく中で御相談に乗っていくというか、整理をさせていただくしかないのかなと思っております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　質問を変えます。

とりあえず１年ですが、子供は１年で人生が決まるんですよ。我々は失敗しても来年がある。高校へ行くときに失敗した人を浪人させますか。できないでしょう。何でこんな人権問題のたくさん論議があることをとりあえずやっていいんですか。被害者は子供ですよ。子供のためにやる政策をとりあえずやって、反省して、いいほうにしましょうと。生きている人間は日々機会を失っていくんですよ。何でとりあえずなんですか。何で完璧なものをつくらないんですか。僕はとりあえずというのは理解できない。人権侵害で、とりあえず人権侵害したとか許されるわけないじゃないですか。だから、なぜとりあえずなんですか。なぜ完璧なものをつくろうとしないんですか。

○松下昌代委員長　この際、暫時休憩します。

（午後１時５２分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後１時５２分）

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　今回の制度、私どものほうで予算化させていただいているという部分につきましては、先ほど来申し上げているとおり、埼玉県のほうで今までやってきた事業が今年度で終わりになってしまうと。そうした中でこのまま終わりになってしまって朝霞市として何も手だてがないということになりますと、先ほど委員もおっしゃったように、子供たちが次の年、平成27年度から何も、勉強の場所もなくなってしまうということがまず起きてしまう。だから、まず、我々のほうとしては、何とかそういう学習したいという子供たちの場をつくりたいという中で、朝霞市の置かれている今の状況、または子供たちが置かれている状況という部分を踏まえて今回の制度を提案させていただきました。

だから、おっしゃるように、制度そのものはいろいろ質疑を総括でもいただいたように、100点の取れる制度にはなっていないというのは、重々我々もわかっておりますので、今後、生活保護世帯の子供たちに対しては、毎年、当然いらっしゃるわけですから、その子たちに対して少しでもよりよい制度をつくっていきたいということで、単年度での見直しも、一度つくったからもう見直しませんよというスタンスではなくて、よりよいものになっていくように見直しをしていきたいという意味で申し上げたわけで、それは期間をそういう形で考えながらやっていきませんと、一度要綱なりつくってやり始めてそれでおしまいですということは考えておりませんという意味で申し上げました。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　以上を前提として、政策をつくるときに市民に対して提案、プロポーザルを考えませんでしたか。つまり、予算が800万円ある。市民の皆さんの中で貧窮、困窮している家庭、生活保護でもいいですよ。その中で面倒を見てくれることを考えてくれる方はいませんかと。朝霞市には退職した先生だっていっぱいいますよ。高学歴の人だっていっぱいいますよ、13万市民に。提案してみて誰も手を挙げなかった。だったら、とりあえず理解してあげてもいい。でも、そんな努力をされていないんじゃないですか、全く安易に。僕がもし朝霞市が……、ある程度期待を持ちたい。800万円予算がある。「皆さん、提案してください。プロポーザルがあったら提案してください」、僕は多くの方が参加してくることを期待したいと思う。もちろんそれは小山の思いだけだよ、誰も手を挙げなかったら。それはもう僕の思いだけだ。でも、その後の問題としてやむを得ずと。今回のこの政策を実現する前に市民に対して、市民団体に対してプロポーザルというようなことは想定されましたか。想定されたけれどもとしたら、なぜ実行しなかったんですか。そこを教えてください。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　我々のほうで今回の事業を考える際に市民の方にそういう形でプロポーザルをするということはやっておりません。

ただ、この事業を組み立てるに当たっては、先ほど黒川委員のほうからも御指摘があったように、事情聴取が足らなかったのではないかと、そういう反省はもちろん持っていますけれども、我々が持っている資料、国・県の資料、そういうものも含めて、また子供たちの出欠状況とか、そういうものを踏まえて判断させていただいて今回の方法をとらせていただい

たという部分ですので、我々の持っている素材で検討はさせていただいたというところではございます。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　関連で、余りにも小山委員の話を聞いていて、小山委員、それはわかる。生活保護を受けていて、こういうふうに県が補助金をくれなくなった。じゃ、朝霞市としてどうしようかと見守っていける制度を考えてくださったわけです。でも、私から言わせると、生活保護を受けているからそういうふうにやってもらえているけれども、生活保護を受けていなくて苦しい人もまだいっぱいいるんですよ。塾にも通いたい、でも、お母さんもお父さんも一生懸命働いているけれども、塾に行けるお金も出してくれと言えない、そういう子たちはどういうふうに市は考えてくれているのか、それはわからないでしょう。生活保護を受けている子だけが守られているという感じに私は今、話を聞いていて感じるので、だから、市のほうでは……。

（何事か呼ぶ者あり）

○福川鷹子委員　でも、小山委員の言い方を見ていると、いや、もう恵まれ過ぎていると私は思えてしまうのね。自分の知っている中でやっぱり保護は受けたくないと一生懸命努力している。でも、塾も行かせられない。だから、お母さんが見てあげている部分もあったりして、そういう子を見ているから。

（何事か呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　今回の制度を考えるに当たりましては、基本的には生活困窮世帯の子供たちに対する修学支援というのがまず大前提でございました。それと同時に県がやっている事業が終了するという二つが重なる中で朝霞市として何ができるかということで考えさせていただいた事業でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　少々意地悪な質問で、朝霞市の学校に通っていると、基本的には学力不足になるという認識でしょうか。

それから、もう一つは福祉事業ですよね。教育事業じゃないですよね。そのあたりで、あえて生活保護の子供たちのために学校外の場所で何かやるということの意義というのが、ちょっと違っているのではないか。だから、僕は小山委員が言っていることは違和感があって、別に学習塾じゃなくてもいいわけだし、チャンスなんて１回しかないなんていうのもうそだし、留年したって何したって頑張っている人はいるし、逆に、やっぱりこういう生活保護とか生活困窮の家庭の子供たちが一番困っているのは、自分の置かれた苦しい状況をそのままあらわせるようなコミュニティーの場所がないわけです。だから、コミュニティー福祉の問題なわけですよ。そこがすぽんと抜けて、勉強で、勉強さえやれば再生産が起きないみたいな論理になると、さっき福川委員が言っていたように、ずるいじゃないかという議論が出てくるわけですよね。

そうじゃなしに、やっぱり生活に困っている人たちが、生活保護も含めて、そうじゃない人も含めてたまり場になって、自助だの互助だのできる空間というのが本当は必要だったんじゃないんですかというのが一番の問題意識です。それをうまく浸透させるために「勉強」という名前をつけたのが僕はアスポートだというふうに若干理解、そういうふうに理解して

いるんだけれども、勉強だけ取り出してしまうと、何か変なことが起きていくし、もっと言ってしまうと、学校で勉強して何で勉強が追いつかないのという疑問から来れば、そもそも朝霞市の教育というのは学力不足になるということを前提に動かしているんですかという疑問につながるわけですよね。だから、そのあたりはどういうふうに整理されているのか。どういうふうに認識されているのか、お伺いします。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　まず、先ほども申し上げましたけれども、今回の事業に当たるに当たって、県は貧困の連鎖を断ち切るためと、これは掲げてやっているというのはもう間違いない事実で、それが事業のつくり方によって、先ほど黒川委員がお話しされたように、子供たちの場、今、私、「場」という言葉を使っていますけれども、そういう居場所ができてくるという副次的ないい部分があるという事業だというのは当然認識しております。

　先ほどの朝霞市の教育のほうのお話で言えば、決してそういうことを我々は考えているわけではなくて、中学生、高校生が日常生活の中で勉強する中でさらに勉強したいと。例えば、そのきっかけが高校に進学したい、または大学に進学したい、就職したいというときに、少しでも社会に出て通用したいとかいろんな思いがあると思うんですけれども、そういう子供たちの、いわゆる理由は別として勉強したいという思いを受けている場だと思うんですね。それが今回、残念ながら県のほうが事業が撤退する中で市町村に役割を求められた。それで、朝霞市としてどういう形がつくれるかということで、今回こういう形をとらせていただきました。もちろん、これは財政的な、朝霞市の置かれている状況であるとかいろんなことも踏まえて今、考えさせていただいていますけれども、ですから、そういう意味で言えば、まず子供たちに対して何かをしたい。そういうことがまず大前提でつくらせていただいています。

　ただ、おっしゃったような御指摘の部分、先ほどお話があったような人間関係でのいい部分というんですか、そういう部分が今回、我々のほうで考えている制度ではなかなか具体的化できないじゃないか、具現化できないじゃないかという御指摘も当然わかりますし、また、第三者の塾事業者というものを入れることに伴って、生活保護世帯のいわゆるプライバシーの問題、そういうことも出てくるということも理解しておりますので、その辺は、今回の事業の中でできるだけ組み立ての段階で配慮させていただいて、さらに少しでもこの制度がいいものになるようにはしたいし、また逆に、この制度がやはり無理があるのであれば、事業そのものは別立てを考えていかなければならない。

　ただ、子供たちに対する支援というものは、何らかの形では続けていきたいというのが、今、我々の考えでございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　私は、プライバシーに関しては、そんなことを言い出したら、学校なんか幾らでもプライバシーがばれてしまう場面がいっぱいあって、例えば遠足代とかああいうところで払う場面で露骨に出てくるわけですよね。だから、そういう意味では、塾の場合は経営者というワンクッションが入るので、僕はそれはそれだなというふうには思ってはいるんですよ。

　ただ、やっぱり一部負担で生活保護法というものがあると、どうしても現金の介在が子供を通して行われること、子供が持っていく形になるわけですよね。あるいは預金通帳でも振替の判こを押したりとか、そういう手続として出てくるわけですよね。そこで、やっぱりち

ょっと心配だなというのはあるんだけれども、むしろ僕は逆に、そういうプライバシーは守られるべきだけれども、一方では、過度に隠すことによって本当に事業で行った塾で勉強だけが切り取られてセットされるというのも、またちょっと変だなとも思っているんですね。できれば、街場のちっちゃい塾でその子の家庭事情まで含めて理解してもらって支えてくれるようなところが受けてくれたら一番いいなとは思っているんだけれども、余りプライバシーを気にすると、そこができないということを前提に動いてしまいますよね。だから、そのあたりをバランス感覚的にはどういうふうにお考えなのか。もちろん、自分が知られたくないことは知られてほしくないというのはそのとおりなんだけれども、そうじゃなしに、やっぱり支援という意味では、若干そういうものも必要だという部分もあると思うんですよね。そういう人がいたところで差別をしない人間にしていくことも周りに対しては大事だと思うんですけれども、何もしなければ、差別する人間のところにぽんと放り込んじゃうわけだけれども、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　おっしゃる部分、我々のほうも思いは基本的に同じです。

ただ、その部分に関しては、一つは、この事業をやることによって違った意味で子供に負荷がかかることだけは、先ほど来お話があったように負荷がかかるだろうということが小山委員の御指摘だと思うので、その部分はできる限り軽減はしていきたいと。そのためには塾事業者なり保護者の方ともよく協議していきたい。その部分は、今回、総括でもたくさん御指摘いただいたので、そういうことは、大前提としては、子供の負荷を減らした中で子供の気持ちに沿って使ってもらえるような形がつくれればいいなというふうに考えております。

○松下昌代委員長　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、以上で議案第７号の付託事項についての質疑を終結します。

これより討論を許します。

小山委員。

○小山香委員　先ほどの１点だけ、生活保護学習支援事業につきましては多くの疑義がありましたので、これはやっぱり納得できませんので、反対します。

いろんな議論がありまして、それは皆さん、委員、いろんな立場で真剣に議論したと思います。私は、今の議論を踏まえながら、私なりの考えを踏まえて反対討論いたします。

私は、基本的には塾は大嫌いです。でも、文部科学省は認知してしまったんですね。昔、文部科学省は塾が大嫌いで、塾なんか認知するなと。でも、文部科学省の大変な論争の中で、もう今や文部科学省は塾を認知して、それは必要なものであると。また、九州のある市は、実際、この学習塾を九州の学校教育の中に、塾のノウハウを導入するなり。したがって、好むと好まざるとにかかわらず、僕は塾は嫌いですよ。塾はもう子供の学習の中で存在しているわけですよね。これは悲しいかいいかは別にしましょう。もちろん、学校の先生の授業が大変ふえてくるなり、あるいは学校の先生のあれがあるからね。昔は、学校で補習、補講もありました。でも、今はやりません。いろんな意味で塾がそういうことを担っています。

そう考えてくると、本来、生活最低費を計算したときに、つまり、以前は、エアコンは生活保護の方は入れてはいけない、ぜいたくだと。生活保護の考え方は、大体７割使っていた

らいいと。恐らく７割のお子さんは塾に行っていると思うんですよね。本来、標準世帯の中に７割の方がもし行っていらしゃったら、カウントすべきかもわからない。

しかし、政策的に、厚生労働者は、標準施策の中にそれを入れないので、つまり、市民生活をする上で塾がもう必要となっていることがあるのにもかかわらず、最低生活費をカウントするときにそれを入れないことが１個の原因になっているわけですね。したがって、ある都道府県では、もう数年前から、塾の負担、生活保護の負担はもうやっているところもありますよね。そうやって見れば、子供の学力をつけさせるために塾云々という点につきましては、もちろん、我々の人生を生きるとき、別に塾だけ、勉強だけが人生のものでないことはわかっています。しかしながら、ある程度学力というのは、やっぱり人が生きていくときに最低限度身につけてほしいですよね。その問題です。

それから、先ほど、僕がイメージしているのは、塾で勉強しているときに「何であの子は夏期の合宿に来ないのかな」、「なぜあの子は統一テストを受けないのかな」と不思議に思いますよ、恐らく。そのときに、ひょっとして「あの子は生活保護を受けている」とか、そんなことで余計な心配をかけたくありません。だから、塾で、そんな意味で、全く完璧に同じような授業を受けているんだったら心配ないんだけれども、やっぱり授業の関係で、このコースはとる。週２回あるうち、１万円の範囲内だったら１個しか受けられない。そこで顕在化していくというのが心配になるんですね。

僕は、多くの問題点があって、ぜひ執行部の方に対して……、最大の問題点はやっぱりプロポーザルをして、こんな大変な、いい事業があって、これまでは県がやっていた。県が引き揚げる。国がこれだけお金を出そうとしている。「皆さん、この財政難でいい知恵を出してください」と、それをやった上だったらいいんだと思うけれども、それもやらずに安易に起案されて、それを通されて、私どもには、改善していかなければいけないんですねというのは……、子供というのは、一日一日が成長の種なんですよね。その日に学んだこと、出会った人、それが将来の芽になってくるので、子供たちの一日一日を大切にしてあげたいというので、やっぱり完璧な制度設計をしてもらいたい。

それから、私は、従来から、困窮者については生活保護世帯だけではなくて、塾に行けない人もいらっしゃいますから、それは政策としてやっていくべきだと思っていますので、そんな観点から、今回の生活学習支援事業については、大変な思いを持って執行部の方が提案されたようですが、やはり人権侵害の観点から考えますと、いい政策を実現しながらでも、つまり、最低生活費を割り込むような、家計の状況を追い込むような政策はやはり憲法13条、25条に抵触する疑いがあるので、反対いたします。

〇松下昌代委員長　じゃ、議案第７号に反対ということですね。小山委員。

〇小山香委員　そうなると思います、全体。

〇松下昌代委員長　駒牧副委員長。

〇駒牧容子副委員長　私は、議案第７号に対して賛成の立場で討論いたします。

先ほどから議論になっています生活保護の関係ですけれども、埼玉県が行っているアスポート事業が今年度で終了することから、新たに開始する生活保護世帯の中学生、高校生を対象とする生活保護世帯学習支援事業にかかわる補助金は、貧困の連鎖の解消につながるために必要な措置と考えられます。

私ごとですけれども、我が家も生活の苦しいときに子供が塾に行くというときがありまし

た。私は、事業主さんに、夫婦で自分の家庭のことをしっかり説明して、低額にしてもらえるように説明したところ、本当に事業主さんはそこのところは察してくれて、それに対して対応してくださったんですね。事業主さんに丁寧にこちらが説明することで、事業主さんは別に従業員の皆さんに話すこともありませんし、周りの子供にまで伝わるということは、それはありませんので、私は、この点は、全く塾に行けない生活困窮者の家庭に対して少しでも光が差すということは非常に大切なことだと思います。

塾というところは、今の現状では、学習をするだけというところではなく、情報収集も学校だけではできないところがあるので、塾が絶対的に大切だということは言いませんけれども、非常に大切な機関であると私は考えております。なので、この点について賛成といたします。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　まず、補正予算全体が国のばらまき政策、しかも、次の年度でやればいいことをわざと年度内に押し込んでぎりぎりやっているということでは、本当に国の身勝手な、安倍政権の身勝手なやり方というか、これは残して次の年の予算をきっちりつくれば、いろんなことをみんなゆっくり考えながら予算組みできたと思うのに、それができなかったということは非常に残念だと思います。これは本会議で言うべきことです。

その中で、今回、追加予算だとかいろんなところで言うと、それは成り行きで出てきたものなので、政策的なことで言うと、やっぱり一番大きいのは、今、議論になっている学習支援というところだと思うんですね。私は、貧困家庭の子供に一番支援として大事なのは、安心できる子供のネットワークがある場所だと思うんですよね。ともすれば、悪い人たちが誘いに来たりとか、居場所がないということで引きこもったりとか、そういうことに陥りがちだということは、このアスポートの問題意識としてあったわけです。それにプラス、世代の再生産を何とかしようという、割と埼玉県的な解釈がくっついてアスポートという事業になったわけですけれども、そこの部分をまずきちっと解決するのが本当は福祉の仕事なんじゃないか。

そういう意味で言うと、その思想というのは、児童館とか、学童保育とか、そういうことを運営していく、あるいはこども未来課あたりの事業、青少年健全育成なんかの事業に通底するものだと思うんだけれども、まず、子供が安心して、子供同士がつながれる場所をつくれると。特に貧困家庭というのは可能性が少ないわけだから、少ない者同士の中で入っていく。そこにボランティアが入っていくという構図をまずきちっと立てないと、なかなか一部の意識ある、たまたま貧困な家庭だけがこの制度を使えるきっかけになるんじゃないか。残りの構造的な貧困の問題を抱えている御家庭というのは、例えば飲酒だとか、仕事に定着できない親とか、そういうところのもとに生まれた子供たちからすると、この支援だと不十分じゃないかというふうに思うんですね。それだったら、前のアスポートのほうが思想的にはしっかりしているということだと思うんです。だから、そこの部分をきちっと継承できる保証がないということでは非常に不安に思っている。

それから、ことし１年、これで走って、また来年というそれがすごく不安定なものだろうというふうに思うんですね。それから、よしんばこの制度を認めるとしても、過去の利用実績から言えば、本当は全額補助をできたはずだし、全額補助をすれば、変なお金のやりとりが起きないから、差別が顕在化するような場所が見えないで済むわけですよね。そこをなぜ

しなかったのか。それはプレミアム商品券的な補助から出ているので、やろうと思えばできないことはなかったんじゃないか。もう少し補助率を上げるとかいろいろできたと思うんだけれども、なぜそうしなかったのかという意味では問題だろうと。副次的な問題だろうと。

主としては子供の居場所、子供が安心して子供同士を支える居場所というのがまずあって、それをたまたま学習塾というふうにアスポートは言っていただけで、そこをまずきちっとつくることが本当は大事だと思うんですね。それが本当の福祉の役割で、勉強のほうはどちらかといったら、隣のほうでやってもらわなければ困ることで、学校へ行っただけで基本的な基礎学力がきちっとなるようにやってもらわなければ困る話だと思うので、そこで言うと、やっぱりちょっとあれなのかなと思います。

それから、手続的にもやっぱりボランティアの子たち、特にボランティアで入った大学生たちの意見を生で聞かなかったということは、もったいないことをしたなと思っていて、そこで聞いて顔つなぎができれば、１年後、いろいろ復活できた可能性があったんだけれども、そこで切れてしまって大学を卒業されてしまったりしたら、もうそこから先はただの、変な言い方をすると、社会人として生きるわけですから、ボランティアというのも限定的にならざるを得ないし、後輩を見つけてくるチャンスもないということになってしまうので、本当にもったいないことをしたなというふうに思っています。そういう意味では、今回、補正予算、この政策的な部分だけで判断すれば、まずいなと思うので、反対したいと思います。

〇松下昌代委員長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　ほかに討論がありませんので、討論を終結します。

これより採決します。

議案第７号の付託事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（可否同数）

〇松下昌代委員長　ただいまの採決について、委員長は可否同数と判断します。

よって、委員会条例第17条第１項の規定により委員長において本案に対する可否を採決します。

本案について、委員長は可決と採決します。

〇松下昌代委員長　次に、議案第８号を議題とします。

執行部の説明を求めます。

健康づくり部長。

〇薮塚耕二健康づくり部長　議案第８号　平成26年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の概要につきまして御説明申し上げます。

１ページをごらんください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ２億6,872万4,000円の減額で、これを含めました累計額を122億8,577万1,000円とするものでございます。

まず、主な歳入について御説明申し上げます。

８ページをお開きください。

第１款国民健康保険税は、今年度の調定、収入状況から収納見込み額を算定し、一般被保険者及び退職被保険者等に係るものを合わせ、5,486万3,000円を減額するものでございます。

第３款国庫支出金、第１項国庫負担金、第１目療養給付費等負担金は、歳出の一般被保険者に係る保険給付費の減額に伴う再算定により、療養給付費等負担金を3,272万5,000円減額し、第２目の高額療養費共同事業負担金は実績により801万3,000円を減額しております。

第６款県支出金、第１項県負担金の高額医療費共同事業負担金は、国庫支出金と同様、実績により801万3,000円を減額し、第２項県補助金の財政調整交付金は、歳出の保険給付費の減額に伴う再算定により736万2,000円減額するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

第７款共同事業交付金、第１項共同事業交付金は、実績により高額医療費共同事業交付金を6,675万2,000円減額し、保険財政共同安定化事業交付金を１億7,460万4,000円減額するものでございます。

第９款繰入金、第１項一般会計繰入金は、実績等に伴い保険基盤安定繰入金で保険税軽減分と保険者支援分を増額、財政安定化支援事業繰入金を減額し、その他につきましては、一般会計からの法定外繰入金で、補正予算の収支不足に対応するため3,000万円を増額するものでございます。

次に、主な歳出について御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

第２款保険給付費は、平成26年度における医療費の伸びを過去の医療費動向から勘案し、減額補正するもので、第１項療養諸費は一般及び退職被保険者等療養給付事業、一般及び退職被保険者療養費支給事業をあわせ、交付金を１億2,762万7,000円減額しております。

第２項高額療養費は、一般及び退職被保険者等高額療養費支給事業で、交付金を1,629万2,000円減額するものでございます。これによる保険給付費の補正額は１億4,391万9,000円の減額でございます。

次に、14ページでございます。

第７款共同事業拠出金は、実績により高額医療費共同事業拠出金及び保険財政安定化事業拠出金で9,350万8,000円を減額するものでございます。

第８款保健事業費は、実績により特定健康診査等事業費及び保健衛生普及費の合計で3,130万3,000円を減額するものでございます。

以上が補正３号の概要でございます。

よろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

黒川委員。

○黒川滋委員　なかなか説明を聞いているのもつかみづらいし、２ページ、３ページの予算を見てもつかみづらいんですけれども、端的に言うと、こういうことですね。共同事業交付金に入ってくるお金が思ったより少なかった。それから、保険税も予定より少なかった。その帳尻合わせをどうするかということで言うと、保険給付費が思ったより伸びなかったので、その分を縮めた。そうすると、逆に、入ってくる国庫支出金、県支出金も縮んだと。いろいろもろもろ寄せて集めて上げてということをやって、それで、最後に一般会計繰入金と基金繰入金で帳尻を整理したというような補正予算の内容ということで、肝は、共同事業交付金が思ったより少なかった。それから、税収が思ったより少なかったと、そういうふうに理解すればよろしいということですね。

〇松下昌代委員長　保険年金課長。

〇神頭勇保険年金課長　御指摘のとおりでございます。主な要因としては、税収の減、医療費の伸びがなかったということ、あと共同事業の入りが少なかったという点になります。

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　しようがないよねと言うしかないんだけれども、共同事業交付金だけは２億円と、ちょっとオーダーが大きいので、これはどういう事情があったのか、お伺いいたします。

〇松下昌代委員長　保険年金課長。

〇神頭勇保険年金課長　共同事業の額に関しましては、毎年、年明けに社会保険診療報酬支払基金から交付拠出額及び交付額の数値が示されます。

失礼いたしました。

訂正させていただきます。こちらは、社会保険診療報酬支払基金ではなく、国民健康保険団体連合会から、今年度に関しましては１月28日に数値が示されまして、その数値を計上させていただいたものでございます。

〇松下昌代委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第８号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

〇松下昌代委員長　次に、議案第10号を議題とします。

執行部の説明を求めます。

健康づくり部長。

〇薮塚耕二健康づくり部長　議案第10号　平成26年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第３号）の概要について御説明申し上げます。

１ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,448万9,000円を増額するもので、歳入歳出予算の総額を55億7,766万8,000円とするものでございます。

８ページをお開きください。

初めに、歳入につきましては、歳出の保険給付費の補正に係る財源の再算定を行ったことに伴い、第３款国庫支出金、第１項国庫負担金で461万5,000円、第４款支払基金交付金、第１項支払基金交付金で707万4,000円、第５款県支出金、第１項県負担金で331万1,000円を増額するものです。

第６款財産収入、第１項財産運用収入は、基金の運用利子で９万1,000円の増額、第７款繰入金、第１項一般会計繰入金は、保険給付費の補正に係るもので304万8,000円をそれぞれ

増額するものでございます。

また、第２項基金繰入金は、不足する財源に充当するため保険給付費支払基金を取り崩すもので、635万円を計上いたしました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

10ページをごらんください。

第２款保険給付費、第１項介護サービス等諸費は、サービス利用件数等の変動に伴い、保険給付費の合計で2,439万7,000円を増額するもので、第１目の居宅介護等サービス給付費について増額するものでございます。

また、第５款基金積立金、第１項基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立事業など９万2,000円増額するものでございます。

以上が今回の補正の概要でございます。

よろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第10号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます、

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○松下昌代委員長　次に、議案第11号を議題とします。

執行部の説明を求めます。

健康づくり部長。

○藪塚耕二健康づくり部長　議案第11号　平成26年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきまして、御説明申し上げます。

１ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ338万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を10億8,035万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入につきまして御説明申し上げます。

８ページをお開きください。

第２款繰入金につきましては、県と市の保険基盤安定負担金の確定により338万4,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

10ページをお開きください。

第２款後期高齢者医療広域連合納付金につきましても、同様に県と市の保険基盤安定負担

金の確定に伴い、338万4,000円を増額するものでございます。

以上が今回の補正の概要でございます。

よろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第11号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（午後２時３１分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後２時４５分）

○松下昌代委員長　次に、議案第13号を議題とします。

執行部の説明を求めます。

福祉部長。

○三田光明福祉部長　議案第13号　朝霞市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして概要を申し上げます。

本議案は、平成27年４月から施行される子ども・子育て支援新制度に伴い、児童福祉法が改正されたため、必要な文言を修正するものでございます。

なお、この改正につきましては、平成27年４月１日から施行したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

黒川委員。

○黒川滋委員　これは本会議で質疑があったことですけれども、欠けるを必要とするということに変化はということで聞かれて、あのときたしか答弁は、そんな変化はないというんだけれども、実際は幾つか適用範囲は拡大されましたよね。そこはもう一回ちゃんと説明したほうがいいんじゃないかなと思います。質疑の趣旨が若干違うんですけれども、こっちはどっちかというと対象が本当は違うでしょうということでお伺いしたいと思います。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　新制度で、従来保育に欠ける判定と保育所の入所判定を同時に行っていたものを保育の必要性の認定と入所決定を切り離すことによりまして、潜在的なニーズを顕

在化させることを一つの趣旨としております。このため、労働等の保育を必要とする事由について認定をしていく制度設計とされたらと考えております。

また、従来保育園の入園については、保護者以外に同居の祖父母までも含めて保育に欠ける対象となっておりましたけれども、新制度では原則保護者の保育を必要とする事由等のみとなったというところでございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　二つ、今の質疑の後を入れると、何か就学だとか就職活動だとか、そのあたりは市の条例としては、そんなに変わらないのかもわからないけれども、国の定義としては広がったんじゃないんですかということが一つ。

それからもう一つは、今の話でいうと、必要性と入所決定を分離したということだったと思うんですけれども、今回、継続利用の方々に関して利用証というんですか、保険証みたいなのが送られてきたんだけれども、この制度の考え方というのは、利用の権利と利用の決定というのを分離したというのがそもそもの設計思想としてあるわけですよね。だから、介護保険と一緒ですよね。要介護認定で保険証、要介護認定されることと実際の介護施設利用するのというのは、ケアプランと保険証みたいな関係があるわけじゃないですか。これでいうと、今回継続利用の方は保険証しか送られてこなかったという事務手続は、これは妥当なんですか。ケアプランに値するような、この施設を使っていいですよという調整結果の数値というのが今回、継続利用の方は来ていないんですよね。それはよかったんでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　新制度に伴って、今御説明したように、保育は必要性とその認定が必要ということで、確かに新規の方については、利用の申し込みと認定の申請をしていただいて、その両方についての決定の通知をさせていただいております。

ただ、継続の方につきましては、保育の認定、その部分の申請のみを必要としておりますので、その決定のみをさせていただいたと。手続としては、これは妥当と考えております。その辺の周知については、事前に保護者の方たちにお手紙のみでのお知らせだったので、中にはその辺で内容がわからないというような方もいらしたかもしれないんですけれども、一応手続としては妥当な手続であったものです。

○松下昌代委員長　保育課保育係長。

○山木健保育課保育係長　黒川委員御指摘の国とおり、国のもともとの保育の実施に関する部分の規定といたしましては、やはり求職中ですとか、以前は育休に関する規定がありませんでした。そういった意味では、今回改めて拡大をされたものというふうな認識でございます。

また、先ほどの認定証の部分だけしか送らなかったところについての補足だけ説明させていただきますと、保育の実施の決定につきましては、当初入所決定のときに１年単位ではなく、就学前までということで、利用は小学校まで使えますよということを送っていることから、今回認定証だけの送付とさせていただいたところもございます。

○松下昌代委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

　これより採決します。

　議案第13号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

○松下昌代委員長　次に、議案第18号を議題とします。

　執行部の説明を求めます。

　健康づくり部長。

○薮塚耕二健康づくり部長　議案第18号　朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

　改正内容につきましては、第６期介護保険事業計画に基づき、第１号被保険者保険料に係る平成27年度から平成29年度までの所得段階区分及び保険料率について、現行の13段階区分であるそれぞれの所得段階区分及び保険料率を改正するものでございます。

　また、従来、介護予防給付で行われていた要支援１・２の方の訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行し、新たに再編された介護予防・日常生活支援総合事業に関して、各自治体の判断による実施までの経過措置につきましては、総合事業への移行準備の状況を踏まえ、平成29年４月からの実施とすると規定するものでございます。

　この改正につきましては、平成27年４月１日より施行したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

　黒川委員。

○黒川滋委員　資料請求をしたいと思います。

　４点、介護保険料改定の計算資料、それから介護保険事業計画推進委員会で提出されたシミュレーション資料、それから近隣市を含む過去も含めた介護保険料資料、社会保障審議会部会に出された今回の改定に当たっての考え方のような関連資料、出せる範囲でお願いしたいと思います。

○松下昌代委員長　お諮りします。

　ただいま黒川委員から、資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

　それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求します。

（資料配布）

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　一つは、この算定のもとになっている介護給付というのは、現行の介護報酬水準を前提に組み立てているのか、国が引き下げを示しましたよね、それを前提に組み上げているのかということをまず一つお伺いしたいのと、それからこの資料を見ると、シミュレーションの資料、２枚目以降のシミュレーションの資料見ると、結論が一番後ろの４枚目の資

料ですよね。３枚目の資料、だから一番下に4,652円というのが今の提案のもとになっている資料で、その上の4,449円というのが、これが国の言われたとおりにやってみた原案ということですよね。それでいうと、違いはというと、もちろん基準の保険料が200円、提案のほうが高いということなんだけれども、低所得者対策が原案は一番低い人で半額だったのを条例案で出てきたのは0.39ということでの軽減だというふうに捉えていいと、それが二つ目ですね。国の軽減措置というのは絶対値ではなくて、その軽減した後からさらに引かなければいけないという内容なんですね。例えば、0.5だったら0.3にできるけれども、0.39でスタートすると0.19までいくという、こういう軽減措置になっているということですね。0.39であっても0.3じゃなくてということですよね。その３点御答弁お願いします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　まず、今回の提案しておりますもととなっている給付の見込みにつきましては、介護報酬の改定及び地域区分の改定、こちらは余り報道されておりませんが、地域区分の改定も含めた上での額となっております。

　お配りいたしました資料につきましては、今、委員おっしゃったとおりで、ただ１点資料の説明でお話をさせていただきたいんですが、このお配りしたものは、その会議に出したときの資料とは若干数字が違います。それは報酬改定前のものを会議には示しております。ただ、ここでまた違うのが出てしまうと、委員の皆様が混乱してしまうといけないということで、段階料率は同じですが、報酬改定を反映したものを今回はお配りさせていただいております。

　最後に、国のほうの段階、先ほどの軽減につきましては、委員おっしゃるとおりで、一番下の第１段階の方を0.3までということではなく、各保険者が設定した段階から、平成29年度については第１段階の方を0.05引き下げる、平成29年からはさらに0.15引き下げるという、今回お配りした資料の中に国のほうの段階の軽減の仕方の資料が一緒に入っていると思うんですが、そちらのとおりで、ただ率については、市のほうで決定していいということになっております。

　以上でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　この提案されたものでいくと、当初は全段階値上げで、平成27年の値上げで、28年、29年と徐々に下がっていく人たちもいると。低いほうは低いにこしたことはないんだけれども、いろんな税制との兼ね合いで、所得があるのに最低段階に行く人がこの負担感でいいのかという疑問がある一方で、高所得者は僕からすれば若干ですけれども、高所得者からすると、介護保険単体だけでこれだけの値上げになるというような受けとめがあるんじゃないかと思うんですけれども、審議会の中ではどんな、いろいろ御意見出ていたと思うんですけれども、そういう本会議では割といいんじゃないかという意見しか紹介されなかったと思うんですけれども、その高所得者の割と意見を言う方というのは、私も前、所属していたので、いらっしゃったなと思うんですけれども、その方はどんなふうにおっしゃっていたんでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　まず、全体的な意見ということでございますが、全体的な意見といたしましては、まずお示しした順番、配ってあるとおりですが、初めにこちらでお示し

したのは最初の２枚、第８案、第９案となっているものをお示しいたしました。実は、その第８案というものにつきましては、我々のほうで今第１段階の方が0.39というのが一番下になっているんですが、来年度0.05減額されたときに、今の0.39まで下がるということで、１枚まず御提案をいたしました。その次、もう１枚あわせてお示ししたのが国に合わせたもので、これでやると基準額は一番低くなるということと、近隣市、埼玉県内ほとんど多くの市で、一番下の基準は0.5に設定してあるというようなお話をさせていただきました。

その際に、推進会議のほうから、今回の国の公費による軽減については、現段階を基準に、そこから軽減するのが国の政策の意図するところであるというお話が出ました。そこで、うちのほうで、そのときいろんなシミュレーションしたものを持っておりましたので、今の段階からそのまま落ちていくものを追加の資料としてお配りさせていただきました。これが一番推進会議で、今の朝霞市のこれまで介護保険制度に関しては低所得者の方に負担が行かないようにという設定をされていたので、それにも沿っているし、国の制度改正の趣旨にも沿うという御意見をいただきました。一方では、やはり低所得者にばかり配慮する必要はないという御意見と、高所得者の方は税金も高く払う、保険料、保険税、そういうものもある意味、最高額を払っている方もいる、なおかつ介護保険まで高い方ばかりというのはいかがなものかという意見も確かにいただきました。

そうした意見も踏まえまして、１月26日に第５回の会議が行われたんですが、その１月26日では推進会議の意見として、この一番低い値を示す第６案、こちらのほうを会議の意見としていただいてよろしいですかということで、本来であればもう一度会議をしてお示しすべきところだったんですが、報酬改定がその後に２月６日の予定ということで、２月６日に報酬改定をした後に、もう一度お示しするのは難しい、会議をするのは難しいということで、最終的な決定については、推進会議の意見をもって判断をさせてくださいということでお話をいたしました。

最後、一任していただくだけでは、当然申しわけないという、失礼ですので、２月20日の日に推進会議の皆様のほうには、今回市のほうで最終的に決定した案についてはこの案で、推進会議でいただいた一番意見の多かった案で決定をいたしましたので、これで議会のほうへ上程させていただきますということで御承認くださいという、通知のほうとあわせて決定した保険料段階についてお送りしているところでございます。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　そういう審議経過があって、いろいろもんだ結果として出てきたということで、できるだけそれを尊重したほうがいいんだろうというふうに思うんですけれども、そうすると、これは第４段階、第５段階、第６段階ぐらいで、例えば夫婦共働きで老後になって、どちらかがお亡くなりになって、遺族年金で第４、第５段階ぐらいの年金水準もらえるのと、本人年金でもそれぐらいもらえる人がいて、どっちを選択しようかといったときに、これは介護だけじゃなくて、いろんなものが絡んできますけれども、でも税制から転用しているからみんな同じですかね、そうすると。税制から転用しているわけですからね、国保も。

そのときに、適切な助言というのは誰がしているんですか。例えば、夫が先に死んで妻が専業主婦でだったら遺族年金なので、余り問題なくこの最低ランクのところへ行くけれども、共働きの夫婦で妻のほうが収入がよくて夫が低くて、妻が先立たれたと。年金額は遺族年金

と本人年金とそんなに変わらないというときに、どっちを選択すべきかということでいうと、基本は本人年金というふうに理解するんだけれども、こういうものを考えると、ファイナンシャルプランナー的には遺族年金とってしまったほうがいいわけですよね。今までは逆に、逆パターンだったら大体みんな遺族年金のほうを選んだわけですよね、共働きで夫が先に死んだ場合は。その逆の場合なんかは結構混乱すると思うんですよね。そういうのの支援とかは保険年金課になるのかな、その辺なんかと連携しながら指導するんですか。そうしないと、これは介護保険料なんかは５倍ぐらい違うわけですよね、今度の軽減入ると。当然、国保なんかも軽減入るから、あそこも変わってきますよね。そのあたりはどういうふうにされるんですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　そのあたりについて、当然広く周知はしておりません。ただ、もし御相談があって、どちらがいいでしょうという、遺族年金と通常の年金とのことではなくて、ほかのことでも相談があった場合に、介護保険だけ見て話をしてしまうと、ほかのいろんなものも影響が出てくる可能性もあります。ですので、そのあたりについては、御相談があればうちのほうで、介護保険はこうだけれども、国保はこうなってしまいますよですとか、その辺まで調べがきちっとつけばお勧めすることもできるかとは思いますが、それはあくまでも本当に御相談があったときには、私どものほうでわかる範囲、調べられる範囲で税制面の影響ですとか、調べて御案内はさせていただきたいと思っておりますが、一概に遺族年金がいいですよとか、そのあたりをＰＲするというのはちょっと難しいかなと思います。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　当然、一概になんかできないので、どっちかが亡くなるでしょう、どっちかを選択しなさいという話になるじゃないですか。そうすると、国保と介護と、後期高齢はまたそれに連動するもの、みんなそれに連動するわけだけれども、それとあと市民税、所得税、それから場合によっては相続税ということもあるんだけれども、そのあたりうまく整理しないと、後で損だ得だ、誰も教えてくれなかったみたいな、取るだけ取ってというような話になりはしないかと。あの裁定って遡及できないでしょう、１回裁定してしまったら、よほど手続ミスでもない限りは、年金の裁定というのは。そういうのは、ここまで何か差がつくと、今まではそんなせいぜい２倍ぐらいだったからいいけれども、やっぱり５倍も差がつくと、それで国保も軽減措置入るわけだから、そうするとやっぱりちょっと気をつけてあげないとというのは感じはするんですけれども、どうなんですかね。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　先ほどの御質疑の中でいただいた言葉で申しわけないんですが、多分、今65歳以上であったり、１号被保険者になっている方というのは、ほとんど御主人のほうがしっかり働いていて、奥様は割と年金が少ない方が多いんではないかと、そういうことで、今までこういう相談もほとんどなかったと思います。ただ、今は私の周りを見ても夫婦共働きで、どちらのほうが有利かという話は今後出てくることにはなろうかと思いますので、少し研究をさせていただきたいということで御理解いただければと思います。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　あと、介護保険料の議論をするときっていつも何かこの辺、周辺市同士での何かつばぜり合いというかはありますけれども、その評価でいくと、今回ようやく志木市が人

並みの保険料になった感じがしますし、和光市、新座市が大体同じような水準ですかね。朝霞市が若干基準額は高目だけれども、低所得者対策がきいているというような感じでなんですけれども、そのあたり説明したとき、恐らく職員は計算結果だからこうですよと淡々と言うことだったと思うんですけれども、市長とか副市長に説明したときあるいは企画サイドに説明したときは、これでいいのかどうなのかという確認はどんなふうに、それは政治的にはこれでも大丈夫だよというサインは来ているんでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　まず初めに、今お示ししている８案、９案、実はこの二つを持って市長、副市長の前で、あと総務部長いる前で介護保険、その特別会計の査定の席で、そこで一旦お話をしました。ただ、これについては、やはり執行部だけで決めるのは当然おかしいということで、これをもって推進会議にまずかけたいということで話をいたしました。推進会議、先ほどお話ししましたような意見が出ましたので、その意見を持って市長のところに伺いました。実際、志木市、和光市、新座市と、基準額だけで比較されてしまうと差が出てしまいますと。ただ、推進会議の意見としては低所得者への手厚い政策ということで、この案が一番いいということで出ています、いかがいたしましょうではないですがという説明をさせていただきました。その上で市長も納得をしていただいて、もう朝霞市はそういうことでやってきたということで、推進会議からも意見をいただいているんであれば、その意見を尊重すると、この形でいいよということで了解はいただいております。

　以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　承知しました。

　それと、今回のその改定で値上げ分が大体約500円ですけれども、その500円の内訳というのが先回もちょっと内訳、３年前も内訳が何かというのはある程度特定したほうがいいんじゃないんですかという話をして、先回は報酬改定分もあったんだけれども、今回は報酬は引き下げになるので、報酬引き下げ分のマイナスと介護料の増加と１人当たりの介護単価の上昇と、それぞれどのぐらいのその500円の中の内訳になるかという計算はされていますか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　まず、先ほどの報酬改定の影響につきましては、マイナスの影響が出ております。済みません、数字のほうは後ほど。報酬改定だけを見ますと、マイナスの影響として、保険料に対する影響でよろしいですか。保険料に対する影響ですとマイナス99円で、先ほどもう一つ申し上げました地域区分の改定、こちらがプラス改定です。今、朝霞市は、この地域区分というのは職員の人件費、我々公務員の地域手当と同じところで、今６％のものが10％に増額の改定をされております。こちらの改定の影響で、保険料に対する影響としてプラス85円で、合計、これは両方とも改定されましたので、今のは単体で改定されたときの影響ですから、最終的には両方の改定なので、掛け算をしたりするので、少し数字がずれるんですが、その影響で最終的にはマイナス16円、保険料への影響としては出ています。

　それ以外については、まずあとは給付費の上昇分と、もう一点が今回は改定の中で、新聞報道等でも出ていますが、第２号被保険者の負担割合が28％に変更をされています。１％減です。１号被保険者については、その分、22％分ということになるんですが、こちらは保険

料に対する影響が、済みません、年額で約200円なので、月額で約16.6円なので、約16円がその１％引き上げになった分の、申しわけございません、１カ月分です。１カ月分200円上昇をするというのが21％から22％になった影響分で、残りは給付費の増加というふうに考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これは低所得者対策部分もあるから、正確に言うと100円が給付費の上昇、200円が第２号被保険者、200円が低所得者対策0.39にした分というふうに捉えたほうがいいんですか。実質、国基準でいけば4,400円なので、300円ですよね。だから、それでいくと第２号が200円取られるということは、給付費の上昇分は100円ということでよろしいんでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　この分につきましては、給付費の上昇分、そういうよりも、ごめんなさい、低所得者への軽減というのはもともと0.39でしたので、そこについては特に、そこに配慮したから上がっているという考え方が正しい……

（何事か呼ぶ者あり）

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　確かに基準額はそうですが、前回からの上昇ということで見れば、第１段階の方は前回も0.39で、今回も0.39の率を使っています。今後下がっていく分というのは公費で入ってきますので、そこまで値上げの影響に入れてしまうと、低所得の人に配慮したから上がっているじゃないかという、そういう考えになってしまいますので、そこは少し違うかなというふうに思っております。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　ということは逆ですね。給付費が300円で、本来0.5にすると、それが200円カットされてならされるけれども、だから給付費は300円だけれども、200円分が今回それを復元するのを断念した分というふうに捉えればいいんですね。

それで、第２号被保険者の分が下がったということは、これは200円のうち100円は企業の社会保険料負担が軽減されたということですね。だから、実質法人税減税みたいなことになっているということですね。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　本人負担分と企業の負担分というのがありますので、本人負担で50円とか100円下がりますよということが報道されていたと思いますので、それに上乗せした分は企業の分が浮いた分ということになるかと思います。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　また、何か格好のネタを政府は投下してきたなと、１％いじることによって。その何か政策効果と説明されていますか。私、いろんなものを調べたんだけれども、29％を28％に下げたことで、何かメリットはあるんですかと思って、いろいろ調べたんですね。介護保険ってずっと割合固定していて、これが社会合意みたいにしてずっと来ていて、そのパーセントをいじるということというのは、ずっとタブーみたいになっていたじゃないですか。

ここで何の説明もなくすっとやられてしまったところがあって、これは何か国は説明していますかね。いろんなものを調べたんだけれども、出てこなくてですね。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　政策的なメリットというのは、私も把握しておりませんが、人口構成の変化というのは出ております。２号が40歳から64歳、それは65歳以上が１号で、その被保険者数の人数構成が人口構成で変わったので、負担割合として低年齢の方、２号被保険者の分を下げたというふうに、昨年の後期高齢者の医療保険の保険料の改正の際にもたしか同じように、人口構成が変わったので、１号の方に少し負担していただかなければならなくなったというふうに、今回も私の理解では同様に、人口構造の変化で１号の方がふえたので、その分、２号の方が少し減ったのかなというふうに考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　ほかに質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第18号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○松下昌代委員長　次に、議案第22号を議題とします。

執行部の説明を求めます。

健康づくり部長。

○薮塚耕二健康づくり部長　議案第22号　朝霞市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

改正内容につきましては、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められております指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービス事業の対象となる事業について厚生労働省令に従い、サービスごとの人員、設備、運営に関する基準等の改正を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、平成27年４月１日より施行したいと考えてございます。お願いいたします。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

黒川委員。

○黒川滋委員　資料請求をお願いします。

膨大な条例ですけれども、どこがどういうふうに変わったのかというのが全くわからないので、条例の説明資料、それから改正内容、あとはもう一つは孫引きが非常に本文は多いので、もしあればですけれども、各条例の孫引きの説明をした資料をいただけたらと思います。

それからあと、改正を要求する政府の資料があれば、社会保障審議会等の資料があればいただきたい。それからあと、対象事業者、これは本会議でも話題になっていましたけれども、対象事業者のリストをいただきたい。

以上でございます。

〇松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま黒川委員から、資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求します。

（資料配布）

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　これは今いただいた資料を見ながらということになりますけれども、記録の保存年限が延びたのは、むしろよかったんだろうと思うんですけれども、これは全体的な趣旨としては市町村が規制を決めなければならないということと、その中には若干規制緩和が含まれているというふうに捉えていいんでしょうか。規制緩和があるとしたら、その内容をこの資料に従って御指摘ください。

〇松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

〇堤田俊雄長寿はつらつ課長　まずこの今お配りした資料で申し上げますと、記録の保存年限、これまで省令から一度条例に落ちてきた時点ではまだ２年ということで、記録の保存年限をそのまま省令に遵守して起こしておりました。今回、この後、議案第33号で指定介護予防支援事業者の関係の条例を出させていただくんですが、こちらをうちのほうで省令から落とす際に、先行している自治体であるとかいろいろ調べた中で、やはり介護報酬の消滅時効、介護保険法上は２年の消滅時効ですが、自治法上の請求権として市が請求する場合には５年間可能であるということで、そちらを５年間に改めました。そちらを５年間に改めるのに合わせて、今回提出している条例改正の中で、地域密着型の施設についても記録の保存年限を２年から５年に改めるものでございます。

基準の緩和の⑵につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターの配置基準ということで、こちらにつきましては、併設されている施設については今までも可能だったものが、今回、対象範囲が同一敷地内にある場合には可能であるというふうに緩和されております。ただ、今うちの市内に建っている施設は併設の施設ですので、ここに関しては特に影響はないと考えております。

⑶の小規模多機能型居宅介護、こちらが現在、登録定員が25人まで、これが29人に緩和されます。こちらにつきましては、今市内に１カ所、対象施設がございます。登録定員は25人で行っておりますが、面積基準等を図面で調べた限りでは、29人まで登録はできるような面積は持っております。ただ、事業所からすぐに29人というようなお話は聞いておりません。あくまでも、ここは登録定員のお話で、29人まで緩和されました。

看護職員が兼務可能な施設設備についてというところで、こちらにつきましても、同一敷地内また隣接するというのが追加されたんですが、もともとこちらについても併設の施設となっておりますので、今回の改正ですぐに影響があるとは考えておりません。

⑷の複合型サービスにつきましては、これはもう名称をわかりやすくするために、今まで複合型サービスと言われていたものが看護小規模多機能型居宅介護というように改められると。これまでは小規模多機能型居宅介護が訪問型看護サービスをやっている場合に複合サービスと言っていたんですが、この名称が改まるということと、小規模多機能と同じように登録定員の緩和が行われます。ただ、こちらは市内に対象施設はございません。

⑸の認知症対応型共同生活介護、こちらはグループホームと言われているものですけれども、グループホームにつきましては、現在、一つの事業所で２ユニット、１ユニットを９人の共同生活住居ですが、これが現状の条例では２ユニットまでしか設置ができないということになっているんですが、地域の実情等で用地が確保な場合には３ユニットまで可能であるということに改正をされております。ですので、できる規定にされたということですから、誰でも彼でもできるということではなく、当然地域の実情で朝霞市がそれほど用地の取得が困難な地域とは考えておりませんので、こちらについてもすぐに影響があるものとは考えておりません。

⑹が認知症対応型通所介護の中で、午前中、お昼過ぎですか、議論が一度出ましたお泊りデイ、これはあくまでも認知症対応型の通所介護におけるお泊りデイサービス、こちらについては、今市内に施設が３カ所ございますが、これまでにお泊りデイ、介護保険制度外のサービスをしたという実績はもちろんございませんし、地域密着のその３施設だけですので、届け出ではなくて、事前にきちっと連絡をいただけるように指導はしてまいりたいと考えております。

⑺の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、これは小規模特養のことですけれども、小規模特養にサテライト施設をつくる場合の基準ですが、小規模特養自体がまだ市内には１カ所もございませんので、ここについてもすぐに影響が出るものではないと考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　施設基準の緩和をする問題意識というのは、私なんかは保育のほうばかりやってきてから、やっぱり需要に応じて緩和しつつ、質を守りつつみたいな攻防戦の中で落ちついてきたというのはあるんですけれども、もちろんこれも規制緩和派からの攻撃を厚生労働省がうまくかわしながら、経産省から横やり入って押し込んだみたいな世界があるわけですけれども、朝霞市で緩和する必要性というのは何かあったんでしょうか、条例改正して緩和していく必要性というのは。なければ、変な言い方をすると、25人のままでいいじゃないかとか、そういう議論って成り立ち得ると思うんですけれども、どうなんでしょうか。

それから、先ほど朝霞市にはないというところでの話がありましたけれども、これはもし出てきた場合は、この条例に従って認めていくことにならざるを得ないのか、その行政手続条例の改正なんかはありますよね、そういうのを含めると、むやみやたらに多分職権でとめたりとかはできなくなると思うんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　まず初めに、小規模多機能の関係の登録定員の緩和の部分ですけれども、こちらにつきましては、まず登録定員というのは、実際にその日に通ってくる定員ではなく、そこの事業所と契約をする定員です。

実際、うちのほうで小規模多機能の登録定員を緩和する必要があるかということでは、

我々は今回の計画の中で、小規模多機能１カ所の整備を計画しているということで、この施設の必要性は感じております。登録定員を緩和して、なおかつ通所の定員を変えるということであれば、職員配置基準が緩和されているわけではありませんので、しっかりした面積が整っていれば、それはもう認めざるを得ないかなというふうには考えております。

ほかの施設につきましても、出てくればそのような形で対応をとは思いますが、地域密着型の施設につきましては、運営委員会というのが市の中にございますので、当然そちらに諮った上で、そこでおかしいじゃないかとか必要ないだろうという御意見出ることも考えられます。ですから、そちらにかけた上でしっかり議論をして認めるものは認め、認めないものは認めないということでやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　その会議にかけて、だめと言ってだめにしても、これは違法行政にはならないですね。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　今回はすることができるというような規定になっておりますので、これを認めなければならないという書かれ方には条文はなっていない、差し支えないことを明確化するとか、地域の実情に応じてできるというような形の条例ですので、もしその会議体なり、あるいは市のほうで判断して、明らかにサービスが低下するから、これは認められないというようなことがあれば、却下することもできるというふうに考えております。

○松下昌代委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

黒川委員。

○黒川滋委員　一応、そんなでたらめなものではないので、賛成はしますけれども、これは介護保険制度のこの施設が複雑化してしまっているのはしようがないんだけれども、いささか保育とか学童に比べると、ちょっと規制の内容が市民のコントロールを超え始めているなという感じがしているんですよね。だから、その辺、わかりやすくというか、もし改正が行われるとしたなら、もっと次回以降、ある程度わかりやすく整理された、条例自体はきれいにならないので、をしていただきたいということを意見付して賛成としたいと思います。

○松下昌代委員長　ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　ほかに討論がありませんので、討論を終結します。

これより採決します。

議案第22号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○松下昌代委員長　次に、議案第23号を議題とします。

執行部の説明を求めます。
　健康づくり部長。

○薮塚耕二健康づくり部長　議案第23号　朝霞市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

　改正内容につきましては、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められております指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業の対象となる事業について、サービスごとの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の改正を行うものでございます。

　なお、この改正につきましては、平成27年４月１日から施行したいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。
　黒川委員。

○黒川滋委員　第22号議案と同様に条例改正説明の関連資料、それから改正を要求する政府の資料、それから対象事業者のリストを求めます。

○松下昌代委員長　お諮りします。
　ただいま黒川委員から、資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。
　それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求します。

（資料配布）

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これは第22号と同様のものを、介護予防に該当する施設においての同様の条例改正というふうに理解すればよろしいでしょうか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　はい、そのとおりでございます。

○松下昌代委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。
　これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。
　これより採決します。
　議案第23号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○松下昌代委員長　次に、議案第24号を議題とします。

執行部の説明を求めます。

福祉部長。

○三田光明福祉部長　議案第24号　朝霞市保育園等運営審議会条例の一部を改正する条例につきまして概要を申し上げます。

本議案は、平成27年４月から施行される子ども・子育て支援新制度に伴い、小規模保育事業等の地域型保育事業所の運営について、市が指導監督を行うことになるため、朝霞市保育園等運営審議会の所掌事務等について、必要な改正を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、平成27年４月１日から施行したいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

黒川委員。

○黒川滋委員　資料請求をお願いします。

これは表向きはそんなに変わらない話なので、委員構成がどうなっているかということ、職名がわかるような形で資料提供をお願いいたします。

○松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま黒川委員から、資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求します。

（資料配布）

○松下昌代委員長　質疑はありませんか。

黒川委員。

○黒川滋委員　改正は必要、新制度のもとで必要な改正だという認識をしているんですけれども、運営審議会が市と運営のことだけが議題かと思うと、いろいろ保護者が絡むようなこともあったりするんですね。メンバーを見ると、民生委員、児童委員と保育園等の運営者の代表だけになっていて、保護者の利害にかかわるところでの判断に関しては、最終決定、結構ここで保育料なんかをする場合も、保育料なんかはここになるわけで、この状態でいいのかということと、どう考えたらいいのかな、そういうことですね。３者構成みたいな話でいくと、保育園の運営者と利用者と公益委員みたいな、そういう構成が本当は望ましいんでしょうけれども、こういう構成にしているのは何か理由があるんでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　保育園の運営審議会の所掌をしている事務としましては、保育園等の運営に関すること、それから入園の選考に関すること等がございます。ここに今保護者が入っていないというところですけれども、実際、保護者の御意見を聞いたほうがいい場面というのはもちろんあると思います。例えば、今回の保育料の見直しなんかにつきましては、今回については子ども・子育て会議という会議体が別にございまして、そちらのほうで保護者の

方々の御意見というのもお聞きすることができておりました。そういったところの御意見を反映して運営審議会に報告することによって、今回の見直しに当たったところですけれども、そういった保護者の意見を聞く場というのは別で設けてあるということが一つ、あとこの運営審議会では入園選考も行うことになっておりますので、そういうところから保護者の方が入っていたほうがいいのか、あるいは悪いのかというところの議論はあるかと思いますけれども、そういったところから、現在のところは保護者の方は委員としては入っていないというところで考えております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　入所選考って具体的に個人名とか個人情報を出して審査するんですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　しておりません。今、出しておりますのは年齢ごとの入った保育園名、あとは点数を出しております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　そうした場合、決定に影響を及ぼすということに関して、具体的な弊害というのは余りないように思いますし、場合によっては、その入所決定のところだけ除斥したっていいわけですよね。その他運営に関しては規制にしても、あれにしても、余りにも保護者参加がない中でクレームだけが保育課に来ているような状況なんじゃないんですか。物を言いたいときは全てクレームとして処理されてしまうんじゃないんですか。そこがやっぱり市としての保育園運営のあり方の問題だし、それは運営審議会の改革を通じてやらないとまずいんじゃないかなと、この新制度においてはと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　まず、選考に関しましては、通常の選考に関しては今申し上げたようなデータです。あとは、もう一つは育成の入園というのもございまして、そちらについても特に個人名は出さないんですけれども、ある程度はどの園にその子が入るというようなところで推測されてしまうようなところもございます。ただ、委員おっしゃるように、その間だけ退席という方法もあるかとは思います。

　また、広く捉えれば委員おっしゃるように、ここの場にいろいろな保育園等の決め事に関して、保護者の方々の意見を聞くべきだという意見も以前からお聞きしております。この件については、必ずこうあるべきだというものではないと思いますので、今後の検討課題にはさせていただきたいとは存じます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　やっぱりかつては公立保育園があって、公立保育園の保護者会が保護者の意見を集約する機能がいろんな意味はあったけれども、あったわけですよね。その中で押し返したり蒸し返したり、この中で調整したりというのがあって、利用者参加というのが曲がりなりにもあったと。今、私立の保育園がふえて、そこがそもそもその機能が全くない、問題があると個別散発的に言ってくる、多分それは保育課のほうがもっと言われていると思うんですけれども、そういう状況って、いや、そのまま放置しておくと制度不信につながったりとか、あるいは保育園制度を動かすのは主権者である市民である、利用者そのものなんだということを忘れて、全部お客様根性で保育課をつるし上げることだけによって解決するという手法につながっていく可能性が、そういう態度を招いてしまう可能性はありますよ。だから、

やっぱりどこかで参加という仕掛けをつくらなければいけないななんて思っていたりするんですけれども、それからあとカナリア理論じゃないけれども、やっぱり危険があったら察知するというのは保護者の声からというのもありますけれども、そういうところでの保育園利用者のもう少し社会的統合みたいなことを含めて考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の認識はどうなんですかね。ずっとお客様でいてくれればいいんですかね。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　現在のところは、保護者の方々からのお話を聞く場面としては、今おっしゃられたような、年に１回、公立保育園の保護者の方と市との話し合いの場を設けさせていただいております。ただ、この場では何も市がつるし上げに遭っているというところではなくて、実際に保護者の方々の思いをお聞きして、市としてどの程度……

（「私、逆なことを言っているのよ。そういうものがないと、個別散発的に窓口でつるし上げられるんじゃないんですかと」と呼ぶ者あり）

○麦田伸之保育課長　済みません、そういったところでの御意見は聞かせていただいております。

一方で、民間の保育園には確かにそういった保護者会がないというところも聞いております。ただ、そこに関しては、市のほうでなかなかどうこうできるところではないという認識ではおります。

もう一つは、保護者の方々の御意見を聞くというところでは、先ほど申し上げた子ども・子育て会議というのが平成25年度からですか、発足しております。その中では、保護者の方にも入っていただいております。公立保育園の保護者の方、民間の保育園の保護者の方、またＰＴＡの方、放課後児童クラブの保護者の方等、さまざまな分野の保護者の方も入っておりまして、その中で新しい計画の策定にも携わっていただいております。そういった中で御意見等はお聞きする場面は、今はもう一応形としてはあるのかなと思っておりますので、そういった場をさらに活用していけたらいいのかなというふうには考えております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　それともう一つ、この委員名を見ると、公益委員であるはずの児童委員の方に保育園経営者の割合が非常に高いんですよね。結果としては、これは経営者の意見が過半数以上になっているんじゃないですか。そうしたら、何か半ば運営者の都合だけで意思決定される危険性ってないんですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　委員の中には６名の児童委員の方に入っていただいております。確かに委員御指摘のとおり、そのうちの２名の方が保育園の事業者であります。一応そういった話し合いの場の中で、条例の中でも第８条の中で自己または親族の利害に関係のある事項について、その議事に加わることができないというところはございますので、直接的なそういった利害が絡むようなことであれば、その方に退席していただくというような措置もとらせていきたいとは思っておりますので、そういった意味では、いわゆる経営者の方が利害に絡むことでの発言はないというようなことでは考えております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　いや、ただ市民から見たら、公益委員だと思って信じていたら、これは経営者

の判断で、発言も聞いていても全部の経営者の論理ですよね。それで、商売がたきのことをあれこれ言ったり、そんなことばかりやっているわけで、そういう運営ってどうなんですかということ、要するに経営者がここで児童委員として入ってきたとしてもいいけれども、それは当然児童委員としての発言としてのモラルであって、他の保育園があれこれ言ったり、あるいは自分の園に有利不利になるようなことを間接的に言っていたら、公益委員としての資質が疑われるわけですよね。そのあたりは何にもしないで保護者だけが排除されて、運営者だけが委員にたくさん占めていてという構造というのは、これは新制度の理念から全く、合わせると問題なんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　御指摘の児童委員の方のお仕事の関係からの問題の提起かと思います。ただ、児童委員のほうの選任につきましては、これは民生委員、児童委員のほうの協議会にお願いして出していただいているという部分がございますので、今の黒川委員のほうの御指摘もこちらのほうでも了解できる部分はございますので、その辺は推薦をいただいていますので、その推薦について、この方はだめとかというのは我々言える立場じゃございませんが、そういうことも危惧されているということがあるということはお伝えしながら、民生委員児童委員協議会のほうには推薦のほうをお願いしていきたいと思います。現状では、今推薦という形をとらせていただいていますので、御了解をいただきたいと思います。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　来た人には公益委員あるいは児童委員であるということを言い含めていますか、選任されたときに。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　特にそういった念押しというようなことはしておりませんが、私どもとしてはもちろん児童委員としての発言をいただきたいというふうには考えております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　逆に、保育園の経営者代表で来ている人たちがいるわけですよね。ここをきちっと保育園の利害関係の意見の代表にしなかったら、業界秩序はぐちゃぐちゃになるんじゃないですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　その辺は委員おっしゃるとおりだと思いますので、その辺については今後、今、部長から答弁させていただいたように、選任、推薦の段階からそういったことをも含めてお願いはしてまいりたいと思います。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　委員の関係でお尋ねしたいと思います。

　５番の知識経験者５名ありますよね。これを見ますと、何か北のほうになるというんですか、朝霞台の向こう側の方がほとんど、例えば大山保育園とか、あと宮戸、あとすくすく保育室、この辺は何か向こう、北朝霞寄りの方が多く見受けられているんですけれども、この辺は地域とかを考えないで選ばれているんでしょうかね。その辺お聞きしたいことと、あともう一つは、もし仮にこの児童委員の中の代表の人で、自分が出られないから、その同じ職場の中の誰かをかわりに出すとか、そういうことも可能でしょうか。その２点お願いします。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　まず、この知識経験者の方々につきましては、一応、私どもでこういった団体から、こういった関係の方からお願いをしたいということでやっておりまして、特にこの件について地域区分というんですか、地域的なバランスはとっているというものではございません。

　また、代理者の出席ですけれども、こちらにつきましては、あくまでもこの方本人への委嘱をしておりますので、基本的に代理の出席というのは認めておりません。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　それでは、５番の知識経験者の地域のことは特に考えていないというお話でしたけれども、やっぱり地域性によっても全然保護者とか子供たちの状態も違ってくる場合がありますので、広く市内全域を見渡したときに、やっぱりこの地域はこういうところはあるけれども、この地域ではこんなというふうなこともありますので、できましたら広い地域から選ぶように、今後はしていただけたらなと思います。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　基本的にこちらの委員を選ぶときに関しましては、この児童委員の方々に関しては各地域からお願いをしております。そういった意味で、地域のそれぞれの御意見を聞けるようにということで配慮はさせてもらっているんですが、こちらの事業者の方々につきまして、地域的なバランスをとることができるかどうかというのは、その選任の段階で、やはりこれも推薦をいただいたりするものですので、そこまでできるかどうかというところは、今お答えすることはできないんですけれども、一応あくまでも推薦をいただいているものということになっております。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　推薦といいますと、どういう形の推薦で選ばれてくるんですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　例えば、民間保育園でしたら、民間保育園の協議会がございますので、そちらのほうから代表の方に出ていただいたりですとか、こちらの幼稚園につきましても、同様に東上地区の私立幼稚園協会というのがございますので、そちらのほうから出ていただいたりとか、そういった形で推薦をいただいているところです。

　ただ、その下のほうになってきますと、例えば宮戸保育園ですと、公設民営が２カ所しかありませんので、そのどちらかにもお願いしているというようなところでございます。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　保育室の代表となっていますけれども、保育室でもそういうふうな園長会議とか、そういうのをやっていて、そこから推薦で上がってきているんですかね。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　家庭保育室でよろしいんですよね。こちらについては、団体はあるんですけれども、そちらのほうに、家庭保育室に関しては推薦の依頼は行っておりませんで、なっていただける方、こちらのほうから適当と思われる方をお願いしているというのが現実でございます。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　このすくすく保育室の代表の方は児童委員もなさっているんですけれども、その辺もあわせて、地域的なことも考えて選ばれたんですかね。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　先ほど御答弁したように、こちらの知識経験者については、特に地域的なところでの配慮はしておりませんで、児童委員に関してのみ地域的な配慮をしております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　知識経験者、前はここの中に大学の先生がいらっしゃったと思うんだけれども、昔はいらっしゃったように思うんですけれども、最近は入れていないんでしょうか。要は、このメンツだけ見ると、ドメスティックなんですよね、朝霞市の中の。客観的にどうなんだという議論になったときに、そういうときに担保して物を言えるのが固有名詞では言えるけれども、職名では全部市の何らかのしがらみのある人たちですよね。何か一歩客観的に議論がわけわからない方向に行ったときに、こうなんじゃないんですかと、高齢者福祉推進会議でいったら高野先生みたいな、ばしっと言ってくれる人がいなくていいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　済みません、この中に以前、大学の先生がいらしたかどうかというのは、申しわけございません、今、前のデータがないものですので、お答えできないんですが、こちらの知識経験者につきましては、市内の保育の実情をおわかりいただけている方ということで選任をさせていただいておりますので、ここにどういった方が適当かということについて、先ほどの保護者の方も入ったほうがいいんじゃないかというところもいろいろな御意見をいただいておりますので、それら全体を含めて、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　答弁をメモしましたけれども、子ども・子育て会議は保育園のいろんな規則をつくるときに、ここに諮問でもするんですか。何か先ほどの説明では、保護者は子ども・子育て会議にいるから到底問題ないような発言されたが、そこで保育園に関連する何か規則つくるときに、そこで皆さん方に諮問なり答申を求める、そんなことをやっていらっしゃるんですか、その会議で。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　子ども・子育て会議につきましては、あくまで御意見を聞く場ということで諮問をしているところではございません。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうすると、僕もきょうも初めて認識改めるんですけれども、保育園の当事者の一方が全く参加していなくて、いろんなのを決められて、やっぱり当事者というか、いわゆる保護者側が何かそこで決められて、何か行政のやり方として私は理解できない。今、あれだから議論を聞いていて、黒川委員言っていることについてもっともだと思って、なぜこんな、つまりこれまで保育園という条例がなかったのよね。要綱行政やっていて、出してあったでしょう。それでも、いわゆる保育園の値段決める場合に、保育料のね。だから、したがって何らかの形で市民参加が保障されていないような感じがあったじゃないですか。したがって、そう捉えると、やっぱり市民の言えることを検討するようなことを検討しないと、この保育園審議会の権威というか、正当性というか、それがやっぱり疑義があるので、それは優先順位としては、やっぱり市民の方、利用者の方を入れることは、私は急務と思います。それはいかがですかね。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　今、先ほどから黒川委員からも御指摘をいただいておりますので、その件については、保護者を入れる件につきましても、知識経験者をどういった方を選ぶかということにつきましても、今後の検討課題とはさせていただきたいとは思います。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　児童委員のお仕事といったら、多分18歳ぐらいまでの対象をされているわけですよね。この保育園審議会の児童委員の役割とかという方は、そうしたあれですか、年齢の下のほうの方について、実際問題いろいろ対応をとっていらっしゃるんですか、実態、イメージとして。もし、僕もごめんなさい、児童委員の方がここにいらっしゃるときには、日常的にこの方々が小さな子供に対して、何らかの形でかかわっていらっしゃるんだったら、それは参加してほしいんですけれども、広く一般に児童委員の方って民生委員、何か当然、児童委員になっていらっしゃって、特段、そんなことにもしかかわっていらっしゃらなかったら、児童委員の方を６名も何か入れる理由が私、見出せないんだけれども。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　児童委員の方々、複数いらっしゃると思うんですけれども、この方々はその中でも各地区の主任児童委員という立場の方々です。ですので、私どもとしては、この方々が各地域でのいわゆる子供のための活動をされている方々ということで認識しておりますので、直接この方々が本当に、じゃ、乳幼児のことに携わっているかどうかというのは確認しておりませんけれども、そういったことを地域のことを全般的に把握されている方という認識ではおります。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　今、この児童委員の方は地域の主任児童委員ということとおっしゃられましたよね。関連しますけれども、地域の主任児童委員の方がいろんな地域の子供たちについて市のほうに問題が上がってきていますか。今、選考される基準として地域主任やっていらっしゃるんだから、名前の名称からいくと、地域で子供についてやっているような名前に見受けられるんだけれども、実際問題として、その方が市のほうに主任児童委員として特別、地域で年間でも、こんな子供問題あるかないかとか、上がっているんだったらわかるんだけれども、たまたま名前だけの話のような気がするんですけれども、どうですかね。

○松下昌代委員長　この際、暫時休憩します。

（午後３時５９分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後３時５９分）

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　主任児童委員のほうからの意見ということですけれども、一番わかりやすい事例でいえば児童虐待の関係、地域でそういうのが起きた場合には、もう主任児童委員に現場に出向いていただいて、またはそういうお話があったりということで、この主任児童委員というのは民生委員とは別にそういう役割があって、非常に地域で子供たちのことにかかわっていくという部分は、日常的に市のほうとのやりとりがあります。ただ、今は主力は

やはり虐待ですとか、比較的そういう負荷がかっているお子さんたちのことを扱うことが多いかとは思いますけれども。

〇松下昌代委員長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

黒川委員。

〇黒川滋委員　また、邪道な討論ですけれども、基本的には、これは最小限の改正はやらざるを得ないと思うので、これ自体は賛成いたします。

ただ、やっぱり新制度に合った器と酒というんですか、やっぱり器と中身をやっていただかないと、新制度そのものがすごい殺伐とした制度設計になっているようなところがあるので、保育園の運営そのものがもうちょっと地域に目を向けたり、あるいは保護者集団という集団に対して目を向けていくという、そういう観点をきちっとつくらないと、多分単なるサービスの取引みたいになってしまう危険性があるので、それとやっぱり保護者自身が意見を言う場をきちっとつくって、そのルートにきちっと乗っかっていくように保護者が頑張れば、意見言える場があるというふうにしないと、全部ダイレクトに役所に来て、全部違う要求がばんばん突きつけられてきて、その調整だけで手いっぱいになるような危険性があるので、そういうことを含めて、もうちょっと運営審議会のありようというのを一工夫する必要があると。それで、それは多分条例改正、若干必要になるんじゃないかということを申し添えて賛成としたいと思います。

〇松下昌代委員長　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　ほかに討論がありませんので、討論を終結します。

これより採決します。

議案第24号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇松下昌代委員長　次に、議案第26号を議題とします。

執行部の説明を求めます。

健康づくり部長。

〇藪塚耕二健康づくり部長　議案第26号　朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会条例を廃止する条例につきまして御説明いたします。

朝霞市健康増進センタープール事故防止等検討委員会につきましては、平成26年７月より健康増進センターのリハビリプールにおける死亡事故について、必要な調査等を行ってまいりましたが、平成26年11月に市長に提言が行われ、委員会の所掌が完了したことから、本条例を廃止するものでございます。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行したいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第26号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

（午後４時３分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後４時２０分）

○松下昌代委員長　次に、議案第30号を議題とします。

執行部の説明を求めます。

福祉部長。

○三田光明福祉部長　議案第30号　朝霞市いじめ問題調査委員会条例につきまして概要を申し上げます。

本議案は、いじめ防止対策推進法第30条第２項の規定により、朝霞市立小・中学校に在籍する児童・生徒がかかわる重大事態の報告を受けた市長が、当該報告にかかわる重大事態への対処または同種の事態の発生予防のため必要があると認めたとき、調査を行うに当たり、朝霞市いじめ問題調査委員会を附属機関として設置する必要があることから、委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的として、地方自治法第138条の４第３項の規定により、新たに制定するものでございます。

なお、本条例につきましては、平成27年４月１日から施行したいと考えております。よろしくお願いします。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

黒川委員。

○黒川滋委員　どのレベルのものを要求するか悩ましいんですけれども、検討経緯を調べる庁内委員会等の資料があれば御提出お願いいたします。

○松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま黒川委員から資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求いたします。

（資料配布）

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　資料は検討経過なので、いつごろ始まっているとかそういうのをあれしようかと思ったんですけれども、なければないで、口頭でお伺いしようと思います。今回、本会議でも申し上げましたけれども、子供の人権侵害って何もいじめだけじゃなくて、体罰、きょうもテレビでありましたけれども、体罰もあったり、それからだましたりとかそういうのもあるし、脅迫もあったり、いろいろなことあると思うんですね。そういうことでいうと、子供そのものを保護するということが、多分こども未来課などを中心に、福祉課の役割としてあって、だからこそ、いじめが教育委員会で解決できないときに、大津市であったみたいに市長職権でどうこうするときにはこれで受け皿をつくっておきましょうということだったと思うんですね。そうすると、いじめだけだと大して仕事量ないし、人権侵害というといろいろな視点があるということでいうと、本会議ではオンブズマンになぜしなかったということをお伺いいたしました。それは、いろいろな議論あるんだけれども、結局は議論不足ということでいうと、親玉のほうの28号、29号の検討そのものが遅かったし、私自身も、12月議会で一般質問したけれども、何というのかな、検討はしているけれども何をやっているかよくわからないような答弁で、まだ骨格自体、骨格自体も余りはっきりしないような答弁だったように認識しています。実態としては中で本当は詰めていって、舞台回しまで決まっていたのかもわからないけれども、少なくとも一般質問で確認できるのは、まだまだこれからというところで、３月議会に次出すみたいな話だったんだ。だから、検討準備期間が短かったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そのあたりで、検討の経緯ですね、簡単に、大ざっぱなタイムスケジュール、いつごろから始まってどの辺で要綱的なものが決まって、それが条例案になったかというあたりをちょっと追って説明してください。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　今回の条例につきましての経緯を説明いたします。

今回の教育委員会の、いじめ関係の条例案も含めまして３条例ですけれども、昨年の12月24日に内部での例規の検討会がございました。その後、年が明けまして、１月19日に政策調整会議に諮りました。その後、見直し点等がございましたので、２月９日に再度、政策調整会議がございまして、２月16日に庁議で報告させていただきまして、今回の議案として出させていただいた次第でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　市長に、市長の近くに行くことは、この１月19日、２月９日、２月16日ということだと思うんですけれども、担当課レベルの検討というのがこれいつ、本当に12月24日から始まったんですか。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　今回のいじめ３条例につきましては、市長部局で受けますのは、いわゆる再調査機関としての、今回提案させていただいていますいじめ問題調査委員会条例のところになります。そういうことの、いろいろ、そこに至るまでのいろいろな調整はあったんですが、最終的には教育委員会との歩調を合わせて、今回３条例を提案しようという話になりました。やはり、なかなか教育委員会のほうでは、今回の議案を出す段階においてさまざ

まな内部での、やはり調整があったようです。そういうこともありまして、結局、我々のほうとしても結局、教育委員会との足並みそろえた形での議案提出というふうになった次第でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　大変さはわかるんだけれども、結局その、こういうことですか。教育委員会の中で、内部でこう検討して、どこを福祉課にやってもらうかということ決まって、福祉課に振り込まれてきたのが12月24日ということですか。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　以前から、この３条例についての整備については、昨年の６月ぐらいからはいろいろ内部での話し合いがございました。ただ、案の固まりがなかなか、教育委員会のほうでもなかなかまとめ切れなくて、具体的に上がってきたのが昨年の12月から、具体的に例規のレベルまで上がってきたということになります。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　そうするとこれ、30号議案に関しては、提案をされているのは福祉部ですけれども、最終調整は福祉部の責任でやったかと思うんですけれども、原案を振り込んできたのは教育委員会というのかな、仕掛かり品のところまで持ち込んで、最後、磨くところだけが福祉課に持ち込まれたようなイメージですか。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　案的なものについては教育委員会のほうから提案がございましたのは事実でございます。ただし、我々のほうで、福祉部のほうで改めて議案として出す以上は、部の中で再度検討しなければならないということでございましたので、部長含めまして、さまざまな点について見直し提案をした点はございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　いじめ問題は、教育委員会とか学校現場の中だけで何とかしようということが今まで悲劇の原因として多くあったということでは、教育委員会をないがしろにするなという議論あるけれども、現実問題解決能力なかったことが多くて、そういう意味では、市長部局が最後のヘッジ、市民を守るという観点で、教育の独立性を超えてこうやってヘッジするということ自体はいいのかなと思うんですけれども、この間の本会議の話じゃないんだけれども、今後、そういう意味でいうと、こどもになるのか福祉になるのか、いろいろな守備範囲が変わってくると思うんですけれども、権利擁護というか、権利的な、人権的な問題解決機関として、先進自治体なんか幾つかでやっているような機関にやっていくような頭出しになればいいななんて私なんか思うんだけれども、そういう検討をこの動かしながらしていくようなことというのはお考えないんでしょうか。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　今回提案させていただきましたいじめ問題調査委員会条例の中では、具体的には、この中ではないかと。いわゆる教育委員会の専門委員会が行った調査に対する再調査機関という形での位置づけでございますので、この調査委員会そのものの中に今委員おっしゃったようなものについては盛り込む予定はございません。ただ、総括質疑の中で福祉部長も御答弁差し上げましたとおり、我々福祉部及び健康づくり部の中で、今後、ですから子供の人権やさまざまな方の人権が配慮できるような、いわゆる尊重していくような仕組

みづくりについては検討していこうということについては部内の中でも考えてございまして、考えているところでございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　今答弁では尊重していくというような言い方だったと思うんですけれども、いいことを言ってみんなで確認し合っているような、そういう人権運動というのはもう限界だと思っているんですよ。具体的に、やはりひどいことに遭った人の問題を解決、聞き出して解決して解きほぐして関係性を修復していくような、場合によっては関係分離ということもありますけれども、そういうことをやっていくような支援というのが、いじめでもそうだし、虐待でもそうだし、暴力沙汰でもそうだし、あとはだましたりだまされたり精神的な問題とかも、そういうのも含めて、人権侵害みたいなことが起きたときには、誰かが入ってそれを交通整理して、関係性を整理していくというのが必要になるし、だから、そういう意味では、いろいろな自治体でそういうふうな仕組みというのが始まっているんだと思うんですよね。

もう一つは、子供自身がトラブルの解決を主体的に役所に働きかけていけるような、学校の先生とか保護者の善意にすがるしかないような状況じゃなくて、役所に行って誰か門たたけばひどい状況が解決されていくということで動いていく人が必要だということだと思うんですね。そういう意味では、これがそうじゃないという話になったりとか、次に出てくるものが配慮だとか何だとか、そういう精神訓だと、ちょっとは何かこう認識がという感じなんですよね。そして、この大もとの法律をつくった議員たちも、結局これのモデルケースというのは、そういう子供オンブズマンとかそういう、子供苦情解決委員会とか、そういう各地の自治体のをモデルにして、本来はこれを29号みたいなもので提案しようと思ったんだけれども、実際にはダイレクトにやってしまうと余りうまくいかないということで、ここで解決し切れないときはこっちに来るというような絵を描いているわけです。だから、こっちが29号の市長部局版というよりは、むしろもとあったそういう苦情解決機関とか子供の権利擁護機関みたいなものを、このいじめ問題でどう定義するかというのが本当は30号で提案されるべきものだったんだろうと思うんですね。だから、そういう意味では、認識がまだもうちょっと要るのかななんて思ったりするんですけれども、そういった先進事例の取り組みとか、あるいは法律が本来立法趣旨というか、そういうことで目指そうとしたものとかを、今後どうやって具現化しようとするかというのは何か考えありますか。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　確かに、委員おっしゃる点については、私たちのほうとして、今後の研究課題という形で、また考えていかなければならない点であるということは十分認識してございます。ただし、今回につきましては、繰り返しになって申しわけないんですけれども、国のいじめ防止対策推進法に基づいた形での、いわゆる教育委員会のほうで設置します専門委員会、そこで行った調査に対する再調査機関という形での位置づけでの条例整備をしたというところになりますので、委員がおっしゃった、いわゆる第三者委員会的な、オンブズマン的な役割のところについては、今回の条例の中には盛り込みませんでした。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　もう一つは、この29号から30号にわたってくる段階でどういう判断がされるかということが大事だと思うんですよね。29号でこれでいいんだと。教育委員会も言い切って、マスコミの前で、いや、これで解明終わりましたって言い切って、いや、でもそうじゃない

でしょうっていう話があったときに、あの大津市のああいう何というのかな、蛮勇を振るうような市長が出てこない限り第30号は発動されないのか、何らかの内規みたいなものを持っていて、こういうときは必ず30号を開くというふうに何か設定されているのか。ここで読むと、市長が必要があるときっていうふうになっているので、これ、何も基準がないと、市長が、大津市長みたいにああいう、もうとにかく法律も条例も飛び越してこれやらなければいけないんだとなったときに、市役所内の秩序も構わずにどんとやれというふうな、ああいう市長が出てこない限り救済されないのか、何らかの内規みたいなのをもって、この基準を超えたらこういうことをするということになるのか、その辺はどういうふうになっているんですか。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　委員おっしゃったような、例えばこういう事例、こういうことが満たされたから自動的にこの再調査機関で調査を行うという規定はございません。ただし、市長みずから御判断される場合とか、あと、実際被害、いじめの被害を受けた保護者やあるいはお子さんが調査委員会、専門委員会が行った調査に対して何かしらの十分な満足が得られなかった場合については、逆に今度私たちがその意を酌みまして、この再調査を行う必要性を市長のほうに伝えていかなければならないのかなと思っております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　じゃ、それはいずれにせよ市長か公務員が動かなかったら動かないということで、教育委員会の報告をそのままよしとしてしまうということに対して、当事者や周りの人が納得できなかったときに、市長や市役所が動かなかったときというのは、これは発動されないか、逆に市役所取り囲んでわあわあ大声を上げて開かせるしかないということなんですかね。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　今の条例の中での組み立ての中では、申しわけないんですけれども、自動的な形でのこの再調査機関が動くということはございません。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　内規とかそういうものも整備する予定はないんですか。こういう申し立てがあったら開くとか、こういう人から疑義が出たら、こういう人に、例えば弁護士さんだとか人権擁護委員とか、そういう人たちから疑義が出たら、とりあえず市長として開く判断をするとか、そういうものも全くないでこのままいくということですか。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　今委員おっしゃったような点については、一つの再調査を行うところの目安かと、判断の材料になるかと思います。また、私たちも、先ほど御答弁申し上げましたとおり、保護者の方、あるいはいじめを受けているお子さん御自身から何かしらの専門委員会が行った調査に対して調査が不十分だ等々の、十分調査結果に対して満足が得られない場合については、一つの、この再調査を行う一つの判断材料になろうかと思います。そういうことが、今委員おっしゃったことも含めまして何項目かあれば、再調査の必要があるというふうに判断できるのではないかと思います。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　いじめにしろ体罰にしろ何にしろ、被害を受けた人たちが全く納得のいかない

結論を公的機関から出されたときに、それをひっくり返すのに物すごい立証責任要るし、それから、立証責任だけじゃなくて運動も要るわけですよ。運動が立ち行かないから、結局みんなマスコミを動員して市役所に圧力かけるわけですよね。そういう解決の仕方がいいんですかということがそもそもこういう問題意識としてあるわけですよね。そうすると、これすぐやれっていうことではないけれども、できるだけ早く、やはり自動的に、こういう要件満たしたら、被害者としてはこっちの調査委員会が開かれて、ここできちっと白黒、ある程度はっきりさせてくれるんだという担保がなかったら、だから、結局は大津市と同じこと起きますよということだと思うんですよね。わあわあ騒いで、結局政治的圧力で委員会開かされて、どっちかといったら灰色の黒寄りだったのが真っ黒みたいな結論書かされたりとかね、何かそういうことになってしまうことになりませんかということだと思うんですね。そういうことでいうと、ちゃんとやらなければそこはまずいんじゃないかな。せっかくのこの第30号議案が、ただの機能しない委員会になる危険性あるんじゃないかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○松下昌代委員長　福祉部次長。

○猪股敏裕福祉部次長　このいじめ問題調査委員会が、市長の要請により開催される、招集されるという形になりますが、ここの点の、いわゆるハードルにつきましては、委員おっしゃったようなところについて、まだ内規までは定めておりませんが、ただ、委員がおっしゃったような点については十分配慮されなければならないかと思いますし、逆に発動、この会によって再調査が行われなければ、やはり調査に対する対応が不十分だというところも十分認識できることです。そういうことを考えました場合、私たちのほうとしても、何らかしら、内規的なという形までの整理については考えさせていただきました上で、なるべくこの調査委員会が開催されまして、保護者の方に対する救済が十分行われるような形をとっていかなければならないと考えてございます。この点につきましては、今回初めて条例制定させていただきますので、研究させていただければと思っております。

○松下昌代委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第30号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

○松下昌代委員長　次に、議案第32号を議題とします。

執行部の説明を求めます。

三田部長。

〇三田光明福祉部長　議案第32号　朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例につきまして概要を申し上げます。

本議案は、平成27年４月から施行される子ども・子育て支援新制度に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の額などを定めるため、新たに制定するものでございます。

なお、本条例につきましては、平成27年４月１日から施行したいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

〇松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

黒川委員。

〇黒川滋委員　資料請求をしたいと思います。一つは、保育園運営審議会とか子ども・子育て会議に提出した、この改正案とか、あるいはほかの案、それからあと周辺市の保育料、どういう所得水準の人がどういう保育料を払っているかという比較資料が提出されていたと思うんですけれども、それを御提出をお願いしたいということと、階層別の保育園、保育室の在籍児童数、場合によっては新しい新年度のそういう児童数、できれば公立、私立、家庭保育室ぐらいに分かれているとなおいいんですけれども、ある範囲で結構です。

それから、県内各市の兄弟姉妹在園の割引の内容、把握できる範囲で資料提供お願いしたい。それから、市内幼稚園の授業料、わかる範囲で資料提供お願いしたいと思います。

〇松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま黒川委員から資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求いたします。

（資料配布）

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　事前調整が悪かったのかな、ここに出てきている保育料の議論というのは、これは最高額の話だけですよね。所得階層別に、何ていうのかな、所得が上がるごとにどういう保育料になっているかというのを各市並べてというのが各委員会に配られたんじゃないかと思うんですけれども、参考資料としてね。それはなかったんでしょうか。事前調整が私悪かったのかな。

〇松下昌代委員長　この際、暫時休憩します。

（午後４時４１分）

〇松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後４時４２分）

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　とは言っても、それを見ないと、何というのかな、どこに配慮したとかどこに、褒めようと思っている部分もあったのに褒められないというこのじくじたるあれですけれど

も、一つは、じゃ幼稚園のほうから先行きましょうかね。幼稚園がわかりやすいんでね。

幼稚園の保育料って、これ基本一律ですよね。それで、これに所得によって軽減が入ったり補助が入ったりするような内容ですか。それとも、どんな家庭もこれ一律で、それに一律の県の補助金が入るようなイメージでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課保育係長。

○山木健保育課保育係長　まず、現行の幼稚園の保育料に対する補助制度につきましては、その方の世帯の所得に応じて軽減費を出しているというところでございます。保育料は一緒でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　そうすると、この金額に軽減が入るということと、条例で出てくるこれは何だろう、何号と言うんですかね、１号なのかな、幼稚園は。１号の保育料というのを比較していくような感じになるんですね。この幼稚園の保育料の定額部分から所得によって補助が変わると。それと１号の保育料を比較するようなイメージで考えればいいんでしょうか、払う側の立場としてはね。それから、受け取る側の園の側としては、この１号の場合は、この保護者が負担した保育料ぽっきりなのか、保育園みたいに裏側で公費がまたくっついて入ってくるのか、その辺がどういうふうな、１号に関して私、余り不勉強なもので、どういうふうな形になるのかを教えてください。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　まず、現行の幼稚園のいわゆる保育料と新制度の保育料ですけれども、委員おっしゃるとおり、現行については、この一律の保育料に対して所得階層ごとに補助金が交付されるというものでございます。

新制度におきましては、こちらの別表の１にありますとおり、こちらの所得割額ですね、市県民税の所得割額に応じて保育料をいただくというものでございます。事業者のほうにつきましては、いわゆる公定価格がございますので、そこから国が定めた保育料がまず引かれます。その差額分について、市と国と県からまず交付されると。あとは、国が定めた保育料と、この市が定めた保育料の差額があった場合には、その部分について市が単独で持ち出すというような形になっております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　そうするとこれ、余り、変な言い方すると、保護者負担としては、高所得者というか、中高所得者はどっこいどっこいだけれども、低所得者になると新制度に乗っかったほうが、保護者はメリットあると。ただ、園側も、この保育料そのまましかもらっていないところを、新制度になると公費が上に乗っかって入ってくるということでいうと、いうような理解でよろしいんですね。

○松下昌代委員長　保育課長補佐。

○平塚誠保育課長補佐　市内の幼稚園、８園ございますけれども、今、現行の幼稚園の保育料につきましては、その幼稚園単位で保育料、また入園料が定められております。また、新制度になりますと、公定価格に基づいて単価が決められますので、その関係で、その幼稚園によっては出てしまう、潤うところもありますし下回るところもあるというところがございます。

また、利用者負担につきましては、やはりその低所得者の方に対しましては、国基準でお

りますと５段階に、国基準で利用者負担を、負担分けてはおりますけれども、第２段階であります市民税の非課税世帯につきましては、朝霞市においては、国が示した3,000円という利用者負担のところを、保育園と同等に利用者負担をゼロ円に今回議案として上程させていただいておりますので、負担軽減の部分は考えております。

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　幼稚園に関しては、だからそういう意味では、そんなに保護者にとっては、保育料という観点では、そこは逆に幼稚園が幼稚園たることにこだわる理由もないし、こっちの制度でもあっちの制度でも、そんなに保護者としては、一部の３万円近い保育料を取るような幼稚園以外は、余りそういうことでの差はないというふうに捉えたらいいと思うんです。

　次は、じゃ、多子世帯なんですけれども、いただいた資料は大体朝霞市と同じパターンということなんだけれども、果たして悩ましいのは、上の子から下の子に向けて割引をやることがいいことなのかどうなのかってね。説明としては非常にわかりやすいんだけれども、計算式でいうと、今ちょうど手元に来たんであれですけれども、今回決まったのがこれの改正２案というのですよね。そうすると、多子世帯でいくと、改正２案の、例えば上の子が４歳、５歳、５歳児で下の子が２歳児でというパターンだった場合、上の子が満額だと、大金持ちだとしましょう、51万円以上住民税払ってくれるという方だと２万6,600円、上の子になりますよね。下の子がじゃどうなるかというと、２歳だから５万3,700円の割る２ということで、２万6,800円か900円ぐらいですね。そうすると、複雑な計算やっている割には余り変わらないんですよね、下の子が割り引かないときと割り引くときとね。もう一つは、保育園にかかるコストが１人でも２人でも３人でもそんなに変わらなくなっているわけ、結果的には。

　そうすると、こんな難しい制度を入れる必要があるのかと。一番下の子の保育料に１人分取りますという制度のほうが実は簡素でやりやすいんじゃないかとか思ったりもするし、人数に応じて取らなければいけないという発想があるんだったら、逆に下から勘定していって、上の子は半分、さらに上の子はゼロみたいな、そういう勘定のほうが素直じゃないかなと思ったりするんですね。今はほとんど認可と小規模に統合されてきたので、余りそういう格差はないんだけれども、前は家庭保育室があって、家庭保育室はほとんど人数割りで取っているわけですよね。それに対して、制度に乗っかった保育園は１人でも２人でも３人でも預けてもそんなに変わらないという金額で、そこらあたりの差がちょっと問題だなと思うんですけれども、これはいろんなところで議論が出たと思うんですけれども、認識としては、このやり方が一番合理的だと思うようなところはどういうところでしょうか。

〇松下昌代委員長　保育課長。

〇麦田伸之保育課長　この仕組みですけれども、基本的に国が定めている保育料の考え方が、まずこの考え方に立っております。結局、私どもとしては、なるべくだったら国が定めた保育料の考え方で計算したほうが、いわゆる給付の仕組みというのはつくりやすいわけです。それを考え方等を変えてしまうと、ある世帯は市独自の計算をして、その差額分を国に請求したりですとか、そういったことで、事務の整理上というのもなんですけれども、煩雑さが出てしまうということもございますので、そういったところから、わかりやすい形としては２人目を半額というところで考えさせていただくのが妥当と考えております。

〇松下昌代委員長　黒川委員。

〇黒川滋委員　意見は違うけれども、事務の煩瑣とかそういうのを考えるとわからないでもな

いし、県内的な常識で言うとそういうことなんだろうなというのもわからないでもないんだけれども、システム、何ていうのかな、費用負担の納得性みたいな、これが当事者にとっては安ければ安いほどいいんだけれども、周りの人から見てどうかとか、幼稚園の人は完全に頭数で変わってくるわけですよね。１年ずつ３人在籍すれば７万5,000円ぐらいいくわけですよね。だから、そういうところでいろんな議論が出てくるんだろうななんて思いながら、ちょっとそれを心配しながら、あれだと思うし、逆に累加でどんどん取る場合は、保護者の徴収上限額みたいな考え方が要るのかななんて思ったりして、例えば所得で言うと月給30万円だったらその25％までとかそういう上限で、子供が３人いようが４人いようがそこまでしか取りませんというような考え方なんかも本当はあって、それを家庭保育室まで共通してそういう制度にするとか、ことはあってもいいのかななんて思ったりもいろいろしました。

それで、今、新しい保育料表が来たのであれですけれども、この改定１案、４案というのは最初から捨て駒的に提案されているというふうに伺って、２案、３案どっちにするかみたいな話だったと思うんです。それで、実際には年少扶養控除がなくなるので全体的には上がるわけですけれども、ワンランクかツーランクぐらい上がる結果にはなってしまうんですけれども、この表的には低所得者を抑えて、あとは何か少しずつ上げていく。それで最後は30％だったり25％だったりという数字にしてあると思うんですけれども、この料金案に関して、子ども・子育て会議、保育園運営審議会、それからパブリックコメントはとったのかとっていないのかわからないですけれども、そういった保育課に対する意見ということではどんな声が寄せられていましたでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課長補佐。

○平塚誠保育課長補佐　こちらの保育料に対しまして、保育園等運営審議会、また子ども・子育て会議の委員のほうから御意見をいただきました。その中では、３歳以上の年齢、上のお子さんですね、そのお子さんの年齢の保育料の区分が詳細に分かれていないというところで、もう少し細分化したらどうかということ、また並びに保育料のほうは県内全域の中で朝霞市は比較的低いほうのグループに属しておりますので、そういった保育料の見直しは定期的に行っていくべきではないかというような御意見もいただいたところです。それからあとは、また当然、低所得者の方への保育料については据え置いたらいいんじゃないかというような御意見もいただいたところでございます。

以上でございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　あと、この間、本会議で斉藤議員が問題にされましたけれども、当事者との手続ですよね。そこは子ども・子育て会議で御意見いただいたということだけれども、私もその場にいましたけれども、多少意見があったけれども、余り本質的な意見ではないまま、特にまた当事者とはいっても一般委員で入った当事者の方が発言していて、どっちかというと団体選出枠とか民間保育園の保護者枠とか、そういう方はほとんど発言されなかったというふうに覚えているんですね。

それからもう一つは、保育園運営審議会も若干傍聴しましたけれども、何ていうのかな、こういうことを言うから規制改革会議にばかにされるんだろうなと思うんだけれども、要するに料金に関して、結局上げようが下げようが保育園経営者は痛まないわけですよね、懐が。その立場をすっかり忘れて、保護者が甘えているかのような議論を延々展開したんですよね。

そういうのを見たときに、やっぱり保護者参加しないで決めているのって本当によかったのか。結果としては、この金額というのは、私は、そんなにとっぴでもないし、特に３、４、５歳という比較的安過ぎるところを重点的に手をつけたんで、幼稚園との均衡なんかを考えると、ある程度所得のある人が払っていないような料金体系ですから、これはこれで一つ妥当な線なんだろうというふうに思うんだけれども、何かそういう決め方をしてしまったのがよかったのかどうなのか。一方では、都市建設部なんかは丁寧に丁寧にパブリックコメントを呼びかけたり座談会をやったりして、そちらは今忙しかったから座談会をやれとまでは言わなかったけれども、どうだったのか。それから、当事者団体とはどんな協議をしたのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　まず、保護者の意見についてなんですけれども、確かに子ども・子育て会議の席上では余り保護者の方々からの活発な意見というのはいただけなかったんですが、こちらも急な投げかけではありましたので、その後、日にちを設けて、御意見のある方は事務局のほうに言ってくださいということを申し上げたところ、保護者の方から御意見はいただけております。その中では、例えば急激な負担増には配慮してもらいたいとか、そういった御意見はいただいておりますので、そういった部分については運営審議会のほうにも御報告はさせてもらったところです。

運営審議会の中で、黒川委員がおっしゃっているような発言も確かにございました。ただ、やはり印象としてになりますけれども、委員全体がそういった意見を持っているわけではなく、それに完全に流されているわけではなかったということも感じておりますので、その結果、このような見直しの結果につながっているものかなというふうには考えております。

ただ、こちらとしても、時間のない中での作業になってしまったところは本当に反省しているところですので、次回、定期的な見直しをしたほうがいいというような答申もいただいておりますので、そういった際にはもう少し時間をかけて、こういった見直しというのはしていきたいということは考えております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　今回、割と保護者それぞれに私語でいろいろ聞いて、委員たちとかロビーでつかまえて私語で聞いている限りは、とにかく安ければ安いほどいいということだけではなくて、やっぱり適切に保育財源をつくって整備につなげていくことが必要だという認識はあったし、低所得者に対しても非常に手厳しいことを言うわけじゃなくて、むしろそこはちゃんとやったほうがよくて、払える階層から払うような改正にしてほしいということで、２案、３案のあたりで保護者も揺れ動いたという形だったような感触を持っているんですけれども、多分恐らくこれは開いて議論しても多くの保護者はそう感じていると思うんです。というのは、朝霞市の保護者の半分ぐらいは家庭保育室を使っていて、物すごい高い保育料を払ってきた経験からすると、制度が整備されて、公費が入って、国のお金が入って、多少値上げしてもということは、低所得者対策さえちゃんとやってくれればという感覚だと思うんです。そういう意味では、そういう感じがします。

今回、ちょっとやっぱりきついんじゃないかなと思うのは、所得水準でいくと、所得割額が11万円までの階層は据え置きですよね。基本据え置きで、その上からが上がっていくわけですけれども、Ｃの８までは据え置き、Ｃの９が若干上がる、Ｃの10からが急激に上がるん

だけれども、何ていうのかな、Cの12、13ぐらいまでいくとある程度所得のある方だと思うんですけれども、Cの９と10の間というのは段差が大きいんだけれども、ここは結構、何ていうのか、言葉悪い言い方をすると、中の下と中の中の境目のあたりの所得水準じゃないかと思うんですけれども、この辺というのは、例えば夫婦共働きと同じぐらいの収入だと仮定すると、給与所得者だとすると額面収入はどのぐらいなんですか、夫婦２人で。これは御家庭で11万円ということ、14万円とかそういうことですよね。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　こちらのほうで事前に準備した資料によりますと、Cの９あたりで世帯年収になりますけれども大体700万円ぐらいというふうに見込んでおります。以下、Cの10にいって800万円ぐらい、Cの11にいって900万円ぐらいと、そのぐらいの年収の世帯であると見込んでおります。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　Cの10、11ぐらいだと、大体フルタイム正社員で若い人たちぐらいのイメージですけれども、多分Cの９と10というのはフルタイムであっても新入社員ぐらいの収入ですよね。それがちょっと上がると、パーンと上がるような感じというふうにつくられているような感じですね。もとが低かったのでちょっと違和感があるなという感じはするんですけれども、そこがちょっとネックかななんていうふうに受けとめているんですけれども、そういうあたりも本当はもうちょっと説明が要ったのかななんて思うんですね。だから、そういうことも含めて、そこはむしろ逆に個々の保護者に聞くよりは当事者団体にチェックしてもらうというのが本当は必要だったんだろうと思うんですけれども、当事者団体との協議はしていないんですね。公立保育園だけですけれども、保護者会みたいなところとは、こういう値上げをしますからみたいなことでの折衝とか協議とかはしていないですよね。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　この額を設定するに当たってのいわゆる話し合い、交渉、説明というのはしておりませんが、実際にこの見直しをしている間に、いわゆる保護者団体との話し合いの場というのがちょうどございましたので、その席ではこういった内容での見直しを検討させていただいているというような御説明をさせていただきました。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　それでいただいた意見というのはどのような意見ですか。例えば賛成とか反対とか、反対であっても、ある種しようがない反対なのか、強硬に反対なのかといろいろあると思うんですけれども、そのあたりどんな感じのニュアンスだったんでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　その場で私どもとしては、こういった経緯から見直しを検討させていただいているというようなところも細かく説明させていただいたつもりでおりますので、特にその中で反対とか、そういった御意見はいただくことはありませんでした。ただ、どういった考え方で見直すのかとかというところの御質問はいただきましたけれども、特に反対とか賛成とかというような御意見はいただいてはおりません。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　人の財布から取るお金を変えるということだから、買わなくていいというものじゃないんで、やっぱりそこの話し合いとか説明とかがある程度どれぐらいされているかと

いうのが大事だし、そういう公式な委員会がさっきの話としてあったけれども、もう一つはやっぱり当事者団体というのがあるので、そことの話し合いとまでいかなくても、何となく打診みたいなことをしつつ、しようがないよねという声ぐらいはもらうという努力をされたというふうに認識してよろしいんですよね。

その上で、これを出すに当たって、今回は本当に大混乱の中で、制度そのものが変わるし、何も変わるし、その中で保育料という政治的には大きいけれども、やることとしてはわかっていることをやらざるを得ないということの中で、やむを得なかったかななんて思うところはあるんですけれども、懸念されることは、今回の値上げが、財政効果というところで表をいただいていますよね、最初にいただいたところの２枚目。当初２億3,000万円必要だという話の中で、２億3,000万円調達しないと新制度に移行できない中でということでの提案理由だったんですけれども、それでいくなら、その半分ぐらいは調達しないとまずいんだろうと思うんだけれども、というと３案というのが普通妥当かなと思うんだけれども、２案でおさめたということは、皆さん、保護者たちは、この後、再値上げとかそういうことを想定しておいたほうがいいのか、単なる物価水準とかサービス供給量に合わせて、介護保険みたいに、それで上がるということだけじゃなくて、財政を調整するための値上げがまたもう一回ぐらいあるのかということを考えておいたほうがいいのかどうなのか、その辺は見通しというのはどういうふうにお考えですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　まず、この２案に落ちついた経緯ですけれども、こちらとしては四つの案を委員にまず示させていただきまして、かなり委員の中でも意見が割れたところもございました。そのため、最終的に委員によります票入れで、多数決の形でこの２案に決めさせていただいたところでございます。

今後の見直しについてですけれども、先ほどちょっとお話しさせてもらったとおり、この審議会の中では定期的な見直しを行ったほうがいいというような答申もいただいております。その見直しというのは、値上げだけに限ったものではなくて、そのときの社会情勢に応じて、この保育料が適当なのかどうなのかというふうなところでの御審議をしていただく必要があるのかなと思っております。ですので、今回については、この新制度が始まるために生じる市の財政負担を市民の皆さん、保護者の皆様にも負担をしていただきたいというところでの見直しでございました。今後についてそういったことが生じるかにつきましては、また国の制度等がどうなってくるかわかりませんが、現状でいけば、そういった意味での御負担を求めるということではなくて、今後の社会情勢の中での保育料の見直しが考えらえるのかなというふうには考えてございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　あともう一つは、今回、久しぶりに大きな値上げをするということだったと思うので、どの子も保育園に行ったらかかる経費というのがあると思うんですよね、例えば保育園の主食費とか。これは今保育料に入っていないがために、低所得者は軽減措置の対象外になっていますよね。あるいは保育園によって当たり外れがあると。高いところで3,500円ぐらいだし、安いところで1,500円ぐらいと。そういうものを本体の中に取り込んで値上げの中で調整するというのが、本来やったほうがよかったんだろうなと思うんだけれども、それを排除した理由というのは何かあったんでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　主食費につきましては、現在、公設保育園においては各保育園で徴収をしており、民間保育園でも園が決めた額を徴収しております。これらについては、もちろん現場の保育士にとっては負担になっているということも十分承知しておりますし、また今回の運営審議会の議論の中でもそういったお話は出ました。もちろん保育料に組み込んだほうがわかりやすいというのはあるんですけれども、現在この部分は、まずは統一も今し切れていない状況がございます。そういった中で今すぐ組み込むということがなかなか難しいところもございましたので、それについては今後の検討課題というふうにはさせていただきたいと考えております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　検討課題だけれども、やっぱり何ていうのかな、少なくとも好きな保育園にぱっと入れるというわけじゃないところがありますよね。それによって3,000円の固定費か1,500円の固定費かということになると思うので、もし次そうやって改定して値上げするようなことがあるときにはやっぱりそこを取り込まないと、そういうもろもろのわけのわからないと言ったら変だけれども、本来基礎的な経費でしょうと保護者は思っているものが後から請求が来るようなところというのは整理しておかないと、それは例えば遠足だとか教材費だとか、そういうのは個々の園によって保育方針が違うので何とも言えないようなところもあって、むしろそこは園内の保護者と経営者との民主主義みたいなものをきっちりやって、そこでやってほしいんだけれども、そうじゃないところは、どこの園に行ってもかかるというものに関しては少し整理していかないと、ちょっとやっぱりかわいそうな場合も出てくるだろうなという感じがするし、納得性のいかない保育園に決まった保護者にとってみれば、踏んだり蹴ったりみたいな結果になる可能性もあるので、少しその辺は考えてほしいということと、それから、ちょっと気になったのが、12月定例会で石川議員の質問に対して、基本保育時間は何ですかという問いかけで、そこから出てきたのが、２号、３号、何か嫌な言い方ですけれども、保育園の利用資格を認定された子供たちが、例えば勤務時間160時間と認められて入所決定して、保護者の勤務の関係で保育に欠ける時間が12時から８時とか、私を応援していただいたゼンセン同盟、スーパー部会、パート懇話会かな、の保護者なんかそういう方々ですよね。そういう変則勤務の方の話を聞くと、この間の答弁だと、16時半以降は何をされてもやむを得なくて、19時以降は段階的に延長保育だと。何時からスタートしても関係ないんだと。認定は160時間で認定されるんだけれども、利用する権利は160時間なくて、超えたところからぱっぱぱっぱ取られるということというのは、これは何も手をつけないんですか。

　一方では、保育園の、園の方針として、みんな同じ時間に登園してもらわなければ困るという園でやっているところは、それはたまらないわけですよね。朝８時にみんな登園させて、みんな統一で保育をやって、あとはどんどんオプションでやるしかないと考えているところは、そういうところはしようがないんだけれども、いや、保護者の方々の保育の欠ける時間をとにかく手当てするのがうちの方針だとやって、そういう12時から出勤の保護者の方は例えば10時とか11時にお預かりするような保育園がもし出てきたときに、実質基本保育時間が５時間とか６時間しかないような、この間の説明だと思うんですけれども、それでいいんですか。

○**松下昌代委員長**　保育課長。

○**麦田伸之保育課長**　新制度においては、短時間保育、標準時間保育という制度ができております。時間については、短時間が８時半から４時半、標準が午前７時から午後６時までということになっております。そういった中で、例えばお昼から預けたいというような方がいらした場合ですけれども、標準時間であれば１日最大11時間の保育ということになるんですけれども、実際には保育園、施設の開設時間というのがございますので、それが公設の場合ですと午後７時まで、民間の場合ですと最長でも今午後８時までということになっておりますので、実際にお受けできるその時間までということになってしまいます。さらに民間の場合で、午後７時を過ぎた場合には特別延長保育で延長保育料がかかってしまうというところがございますので、新制度においては、運用としてはそういった運用をさせていただきたい。

　ただ、お昼から預けるという方でも、黒川委員おっしゃられたように、いわゆる保育園の保育の運営上、朝から来てほしいという、あるいは保護者の方々が朝から預けたいというようなことであれば、それは保育園のほうに相談をしていただいて、朝から預かれるような体制はとってまいりたいというふうには考えております。

○**松下昌代委員長**　黒川委員。

○**黒川滋委員**　12時から勤務でも朝から預けている場合は、それはもう延長だと思うんですよ、私は。それはだって何時間も無制限に人を手当てするなんてことはあり得ないわけだから、そこはしようがないと思うんだけれども、やっぱり一番課題なのは、恒常的にそういう変則勤務をしなければいけない人たちが、ほかの９時５時の、皆さんのような公務員の人よりも不利な扱いを受けることというのはどう考えたらいいのか。

　一方では、逆に園としても運営の都合がありますよね、保育士を何時から何時まで手当てするのかとか。特にゼロ、１、２歳はまだ人数に応じて可変できるけれども、３歳児以上になると基本担任と、せいぜいいても副担任ぐらいしかいないから、その人たちをこんなしたり、こんなしたり、１人の人間をやれるわけないので、そこら辺の難しさは当然あるとは思うんだけれども、何ていうのかな、勤務時間が変則になっている。変則になっている背景には、いろんなものが夜遅くまで商売をやるようになっているし、皆さんも多分それを利用されていると思うんです。利用されて生活を助けられている部分があると思うんです。そういう人たちがいる中で、そういう問題に対してもうちょっと直視して、少なくても、結論はそんなすぐには出せないと思うんですけれども、どうしていくべきかという検討というのは必要じゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○**松下昌代委員長**　保育課長。

○**麦田伸之保育課長**　その部分については、今回の制度が始まるところで、特に保育時間、変則というんですか、変則な勤務の方の保育時間というのは内部でもよく議論はさせていただきました。結果として、先ほど答弁させてもらったような取り扱いをさせていただきたいというふうに考えております。結局、国のほうでも、今、国が示している見解では、私が先ほど答弁させてもらったような施設の保育時間に合わせるというのが妥当であるというような見解はいただいております。

　ただ、おっしゃるように、人によってはそれによって公平さに欠ける方も出てくるというのは十分承知しているところですので、今後この制度を運用していく中で、何が一番ベストなのかというところは引き続き検討していかなければいけないことだと考えております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　黒川委員が資料要求してもらった朝霞市、和光市、志木市、新座市の保育料比較表があるんですが、問題は、数字が書いてあるんですが、保育時間は全部同じですか。違っているのに単価を並べられても比較できない。つまり、今、朝霞市が書いてあるのは、朝霞市の５万3,700円というのは保育時間11時間と理解していいですね。そうすると、和光市、新座市、志木市も保育時間11時間という前提で表があると理解していいんですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　基本的には11時間で同じで考えております。ただ、一つ違うところが、朝霞市の場合ですと、いわゆる11時間というのは朝７時から午後６時までと考えているんですけれども、６時以降、延長保育料を取っている市と取っていない市があります。朝霞市の場合はその部分を取っていないということがございますので、ここに書いてある保育料に関しては全て同じ条件ということになっております。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうしますと、今、延長保育の質問をしておりませんので、この数字は、朝霞４市、朝７時から６時までの料金だということでいいですよね。

　次に教えてほしいのは、私、にわか勉強で保育園利用案内を見ておりまして、７時から６時までが標準的な保育時間。これを見ておりましたら、延長保育は７時からなので、夕方６時から７時までは、これは何の時間ですか。

　つまり、７時から６時までと今言われましたね。標準的な時間が。６時から７時までがどこにも書いていないのですが、７時からになると延長保育でお金を取られてしまうと。夕方の６時から７時までは、結局、何の状態。もうお子さん帰っていただいて、７時からまた来てもらう。そういうふうにこの表を見る限り理解できないんだけれども。何の時間ですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　新制度上での時間の考え方ですけれども、まず基本的な保育園の開設時間は午前７時から午後７時までがまず基本的な時間になります。その中で、短時間保育の方というのは午前８時半から午後４時半までが保育時間です。また、標準時間の方は午前７時から午後６時までが保育時間になります。その中で、そこの出っ張った部分、例えば短時間であれば４時半から７時までの間というのは、これは延長保育時間になります。さらに、民間保育園の一部では午後８時までの保育をやっておりますので、午後７時から午後８時までについては特別延長保育時間と呼んでおります。この違いは、午後７時から午後８時までは料金をいただいておりますが、それ以外の延長保育時間というのは、朝霞市の場合では延長保育料をいただいておりません。そういった違いがございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうしますと、実は標準保育は７時から６時と言いながら、実は７時から７時までだと、延長保育もらっていませんから、そう理解すればいいんだよね。そうしたら、なぜ堂々と、朝霞市は７時から７時までなんだとうたって、だから私、延長保育は７時から６時までと言いながら、６時から７時までの間のところは説明していないので、それは何なのか、つまり実際問題、延長しても１時間分は無料なんでしょう。そうしたら、ここに書いてあげたらどうですか。６時までなんだけれども、朝霞市は１時間サービスしていますと、無料ですとうたうべきではないか、こう質問して初めて、何か延長保育は７時からなんだと、

短時間の場合には４時半から７時までが延長なんだと、でも基本的な場合には７時から６時までで延長が７時からだと、するとこの６時から７時までの間につきまして何の説明もしていないから、初めて質問して無料だと、だって市民の皆さん無料にしてもらえばうれしいじゃないですか、無料だったら。何でそれきちんと説明しないの。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　基本的には、保育時間というのは短時間の方は最大８時間の範囲で保育をしますよと、標準時間の方は最大11時間の範囲で保育をしますよということがまず大前提になります。ただ、例えば急な残業が入ってしまったりですとか、そういった場合には園のほうに相談をしていただければお受けいたしますよと、保育をさせていただきますよというようなスタンスをとらせていただいております。ただ、その部分が無料ですよというところまではうたってはいないんですけれども、それは現場のほうで御案内はさせていただいております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　こういうことですよね、制度がいろいろ継ぎはぎになって、概念があれなんだけれども、結局運用としてはこういうことですよね、何ていうの、やっぱり保育士も潰れてしまうしローテーションもあるから、なるだけやっぱり無理のない範囲で早く帰ってきてほしいというメッセージが４時半だったり６時で、７時まではとにかくそこら辺は大目に見ながら、最大で無料で預かりますと、ただ目いっぱい、ただだからってそこまで預かると、みんながみんな休みもとれなくなるし、残業ばっかりになってしまうので、その４時半から７時とか６時から７時というのは、そこはそういうことでなるべく早く帰ってきてくださいよと、迎えに来てくださいよというメッセージの時間で、７時以降は完全にオプションだから料金取りますよと、そういうふうな考え方、何ていうの、運用としてはそういうことですよね、その定義とかそういうのはいろいろあるんだけれども。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　考え方としては、今、黒川委員がおっしゃっていただいたとおりでございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　仮にそうだとしても、また一つの考え方ではあるんですけれども、行政というのはきちんと説明責任があると思うわけね。もちろんそう説明すれば、そう説明といっても、でも私はその説明については疑義があって、いろんな意見があるじゃないですか。でも説明もしなくて、数字を何かわからない形にしているということはやっぱりおかしい。つまりこの保育園利用案内を見る限り、何も書いていない話だから、朝霞市は１時間ただでしてくれるとすると、ある解釈は、だったら、ただだったら１時間余分にしても朝霞市歓迎してくれるというメッセージになりませんか、もしそれをうたっていなければ、幾らそういう思いがあったって。この表を見る限り、朝霞市は本当に保育料は安くて、さらに１時間サービスしてくれると、市民はいいところなんだと、そういうふうに読み取ることは誤解になるんですか、読み取ってはいけないんですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　そうですね、あくまでも、ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、いわゆる条例上決められた保育時間というのがございます。基本的にはその範囲内で保

育は完結していただきたいというのが私たちの思いです。ただ、いろいろな残業の、イレギュラーな扱いになるかなとは思いますけれども、そういった方々のためにやはり延長時間というのはあると思っておりますので、さらに朝霞市の場合はそこは今のところは保育料はいただいていないということはございますが、そういったところから、ちょっと声高にそれをＰＲしていくというのはどうかなというふうには今のところは考えておりますけれども。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうしますと、朝霞市の場合には、無料の延長時間が６時から７時までで、有料は７時からだというようなことですね、結果的にね。それを前提として、いいですか、延長した場合に、それはもちろん公立の先生方は、８時間超えれば125％別に加算されて市が人件費負担するんだけれども、民間のときにそれ手当てされていますか。つまり民間のときに、例えば標準で算定していて、ところが民間の場合に例えば延長料金取ってもいいんだけれども、でも６時から７時まで延長料金を取ることはできないでしょう、民間の場合には。市の人たちはカウントすればいいだけですから問題ないだけれども、民間のケースの場合について、これはボランティアで我慢してやってくださいと、朝霞市が運営している基準が６時から７時まで無料なんだから、延長料金は６時から７時まで取っていけませんと、それはもう自分の経費の中でしなさいということですか。それ、あとはそうでなくて、どこかで無料部分について朝霞市補填しているなら別に構いませんよ。補填していなければ、聞きたいのは補填されているんですか。もう一度言いますけれども、公立の場合には人件費はきちんと市が出しますから問題ないんだけれども、民間の場合に無料時間についてどこかで市が後で補填していますか、人件費なんか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　保育園の運営に関しては、さまざまな補助制度がございます。その中で、延長保育に関しての補助金もございます。これは、１日11時間を超える部分に関して交付される補助金がございますので、今のところは県と市でそれを負担させていただいているというところですので、現状では朝霞市の場合はその補助金を活用して、その部分の運営をしてくださいということでございます。

　また、今度新しく短時間保育というのができて、それは４時半で終わってしまいます。当然、１日当たり11時間を超えないところで延長に入ってしまいますので、その部分については、現在その部分についての補助制度が導入されるかどうか、国・県の動向を見守っているところでございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　そうしますと補助金というのは、６時から７時まで無料なんだから、補助金がそういうふうになっていると、補助金の補助の趣旨として、１日１時間分無料でやっていただくから補助金出すと、そうなっているの。ではなくて、そういう延長保育という制度を設けること自体補助金じゃないの、その無料部分について補助金出しているんですか、そういう大体年間何時間ぐらい無料でやると想定して補助金のことを出しているんですか、補助金の算定について。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　補助金の考え方は、いわゆる基本額に実際に何人預かったかによって加えられる加算額というのがございます。これを払っているから、じゃ無料にしてくれという

ようなものではございません。実際、ほかの市では６時から７時の間も保育料を徴収している市もございます。ただ、朝霞市の場合は、この部分については当然公設も取っておりませんし、公平を期すために民間の方々にもお願いをして徴収をしないようにさせていただいているところでございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　ほかの市では民間取っているところあって、朝霞市では我慢してくださいと、朝霞市公営が取っているから、それはかわいそうじゃありませんか。だって基本的な時間、７時から６時までやっていて……

（何事か呼ぶ者あり）

○小山香委員　いやいや、公平の問題としてだよ。

（何事か呼ぶ者あり）

○小山香委員　僕が質問しているからさ、私はつまり公営の場合には市が人件費補助できるでしょう。民間の場合は自腹切らなければいけないじゃん。そうすると、それは手当てしてあげなければいけないと俺思うんだけれども、だから俺、朝霞市我慢してくれというんだったら、我慢出してあげなければいけないじゃん。ほかがもし取っていらっしゃるんなら。違いますかね、僕の言っていることは論理的に破綻しているんだったら謝罪しますけれども、つまり世の中で無償労働って原則としてはないでしょう、仕事は有償労働でしょう、有償労働が原則のところ、朝霞市が無償労働強いていいかということですよ、そういった価値観抜きにしてだよ、抜きにして。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　先ほどの、済みません、私のほうの説明不足があったんですけれども、今の延長保育の補助金といいますのは、まず基本的にはその額が支払われるんですけれども、例えばそこでかかった経費がございましたらそれは引かなければいけないというところがございますので、もしその分徴収するようなことがあれば、その分は補助金は引かれるということがございます。ですので、結果的にもし徴収した場合には補助額が少なくなってしまうというところがございますので、その辺は事業者の方々にも、そういったところも含めて、よく説明はしてまいりたいと思います。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　もう余り深追いはしませんからね。

　そうすると、ほかのところで延長保育取っていらっしゃるところは、補助金からちゃんと控除しているわけね、だったらいいよ、その説明は一貫性あるから。後でバックしているんだったら構わない。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　必要経費から引かれております。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　関連ですけれども、保育所の関係のことを知っている立場からのお話ですけれども、今までは延長したら延長料としていただけたんですけれども、制度が変わるに伴って、今回は11時間見なさいと、その11時間もいつでもサービスがあるから、じゃその分使って７時まで見てもらいたいという、そういう親の考えじゃなくて、勤務証明出していただく、勤務証明と通勤時間とかを全部計算に入れて、この人は11時間見なくてはいけない、この人

は10時間見なくてはいけないというのが決められてくるんですね。その中でお預かりするので、何ら問題ないと思うんですけれども、サービスには決してならないし、大丈夫なんですよ。ちょっと説明が足りないから。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　質問を変えるね。もうこれ以上深追いしませんからね。

　あと、皆さんも意見あるので、単なる淡々と数値を僕は疑問で言っていった話ですから、政策のことを言っているわけではありませんよ。

　例えば、今、朝霞の表、さっき見ていましたらね、短時間が最高５万2,700円、標準が５万3,700円となっていて、わずか1,000円の差で月72時間分、つまり1,000円の差で72時間見てもらえるんじゃないですか。単価決めるときに、どうなんですか、わずか1,000円出せば、もしこの表見たら1,000円で、つまり１日８時間の方について、あと1,000円出せば11時間見てもらえるとなったら、インセンティブとして５万3,700円のほうに市民は傾きませんですかね。この差が余りにも、１日当たり38円ぐらい、38円で１日３時間見てもらえるんだったら、かえって短時間労働の方が無理して標準労働のほうに何か心が動きませんかね、この単価の決め方の表見ると。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　その部分も、やはり議論になりました、検討もさせていただきました。

　運営審議会には２案を示させていただきまして、一つが現行の、今、お手元にある保育料の案です。これといいますのは、いわゆる国が示している案に近いものになっておりまして、標準時間のマイナス1.7%したものが短時間保育料であるということを国が示しておりました。それが１案でございます。２案は、今、小山委員おっしゃったとおり、時間で案分してやったらどうかという案もございました。それらを検討していただいた結果、１案になったということでございます。

　その背景としましては、いわゆる公定価格があるんですけれども、一つの、１人当たり１月当たりの金額、保育園の運営に係る金額というのが公定価格ということして決まっているんですけれども、その金額についても標準時間と短時間のその金額ではこのぐらいの差にとどまっているんですね、格差を思い切りつけているというものではないんですね。そういったところから、標準時間とこの短時間の差はこの程度にとどめさせていただいたというところでございます。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　私は、保育園の中身のことについては余り熟知していなくて、失礼なことを言ったら申しわけありません。

　資料として、この保育園利用案内を見ながら、この数字を見ながら、いろんな意味での思いが伝わらなくて、皆さんが必要以上に保育園を利用されて、本来仕事終わって早くお子さんを迎えに来てほしいところを、何かメッセージとして値段を、例えばこの、僕、誤解とかしていませんよ、僕はそう思いませんよ、その程度で市が本当に安い価格でやってくれるんだったら、無理に子供を早く迎えに行かなくてもいいわという悪いメッセージになるかという心配を私は今この議論の中でして、ここはもちろん単なる数字の問題ね、これ例えば短時間保育が５万2,700円を基準とすると、実はこれが７万2,400円になるんだよね、メッセージとしてね。つまり短時間保育を５万2,700円にすると、標準にすると７万円超えてしまうと、

そうするともちろんいろんな課題ありますよ、この金額大変ふえてしまうと、そうしたらやっぱり短時間でしなければいけないとか、これがわずか1,000円だと、何かその辺のことがメッセージが伝わらないことがあるので、いずれにしても今後の政策課題として、何らかのメッセージとしては、できるだけ保護者には早くお子さんを迎えに行ってもらいたいと、できるだけお子さんへの経済負担を軽くしたいということあると思うんですが、制度をいじくるときに、制度によっていろんな読み方があるので、かえって逆のメッセージになってしまうこともあると思われるので、その点総合的に判断して、いいメッセージを送るように政策として検討してください。どうですか、部長でもどうですか、最後の総まとめとして。

○松下昌代委員長　福祉部長。

○三田光明福祉部長　我々のほうとしては、保護者の方から、また子供たちから必要とされる保育を提供する体制をつくっていくというふうに考えております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　今、議論聞いていて、ねじ巻き戻ってしまった議論しているなと思って聞いていたんですけれども、本当、15年ぐらい前までは駅前にスーパーがあって、スーパーで晩御飯の買い物行って保育園迎えに行ったら、何していたって怒られるんですよね、そういう時代だったわけで、それを解決していったわけですよね。だから変な言い方すると、金とかモラルで締め上げるということが余りよくないやり方だということで来たのがここまでの歴史だったわけですよね。一番大事なのは、やっぱり一つは勤務証明を軸に、さっきおっしゃったように勤務証明と通勤時間と、そういう多少のおばんざいの買い物とか、それぐらいのところで妥当なところを何となくお互いに納得し合いながら運用するというのが必要だし、あとはやっぱり保育者を潰したら保護者も共倒れするんだよということもちゃんと保護者と共有しなければいけないし、何ていうのかそういう仕組みとかシステムとか人と人との関係とか、そういうことを共存しながら保育時間というのはそれぞれの保護者と保育園できちっと話し合いながら詰めていくと、保護者も保護者でお客様根性じゃいけないし、そういうことでやっていかなければいけないんだと思うんですよね。じゃないと、前みたいにとにかく早く帰ってくると、駅から真っ直線に帰って、スーパー行って家に帰るみたいなあほうみたいなことをさせられるし、逆に都内なんかであるタクシーメーター型の保育みたいなことになってしまう危険性もあるわけですね、金です、金さえあれば幾らでもいいんだということで、とにかくお金払う人だけは長時間預けられるみたいなことになってしまう危険性もあるわけですよね。だから、そこはそういうことだと思うんですけれども、保育園運営協議会で出てきたのが、保育園の経営者が保護者の方の勤務証明ちゃんとチェックしているのということを言われたんですよね。あれは勤務証明、多少はあるかもわからないけれども、本当に偽造した場合というのは、これはどの罪に問われるんですか。

　もう一つは、さっき短時間の保育料1.7%引きと言ったじゃないですか。この人たちに割り増し、延長保育というのはどこからスタート、割り増し料金の部分ってどこからスタートするんですか。16時半で終わりでしょう、多少延びてしまったりするじゃないですか。そうすると、どこからかかってくるんですか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　まず、最初のほうの勤務証明を偽造した場合ということですけれども、済みません、どの罪というのはちゃんと認識していないんですけれども、基本的には偽造が

発覚した場合に、それは無効なものというふうには考えてございますので、適正なものを書いていただくということでございます。

あと、短時間認定の方が延長をした場合の料金の発生時間ですけれども、それは特別延長時間である午後７時を過ぎた時点からというふうになっております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　この間、12月議会のほかの議員とのやりとり聞いていたら、16時半過ぎたらかかり始めるような印象あったので、そうすると基本保育よりすぐ高くなってしまうというのでちょっとびっくりしたものだから、ちょっとそれは確認させていただきました。

あとは、それから最初の、何だっけ、そっちのほうはちょっと法律的に詰めておいてください。経営者の人方にはすごく不満らしいんですね、やっぱり保育園のローテーションが組めないと、勤務実態がよくわからないから。この保護者はひょっとしたら５時に迎えに来られるかもしれないし、この保護者は７時でもきついかもしれないしとそれぞれあって、それが勤務証明見ても実態としては毎日５時に迎えに来るとか、そういうのがあったりすると、ローテーション、そこで調整して夏休みとらせたいだとか何日にしたいとかそういうことをおっしゃっていたので、そこはお願いいたします。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　先ほど部長のほうから、サービスを提供すると言っておられましたけれども、確かにサービス提供かもしれませんけれども、やっぱり主は子供ですよ、子供がみんなよりも遅くなると寂しくなる、不安になる、だから一応６時までですよと認められていても早く、勤務時間とか送迎の関係で迎えに来られれば早く迎えに来られるような状況をつくっていただきたいと思うんですね。やっぱり子供が１日親と離れて頑張っているんですから、少しでも早く、それを７時まで見てもらえるからじゃ７時までという保護者もないとは限っておりませんので、その辺もやっぱりあわせて保育料の設定もしていただきたいし、時間の延長もやっていただけたらなと思っています。

確かに昔は、私ども子供を預けているときは、公立に預けていましたけれども、お買い物は子供と一緒にしてねみたいな感じで、仕事が終わったら即迎えに行かなくてはいけない状況でした。今でもそれを公立のほうでは言っておられるみたいですけれども、私どもの保護者もそういう方いますけれども、でもやっぱり時代の流れもあったりしますし、帰りの遅くなる人はそこからまた買い物というと子供の睡眠時間にもかかわってきますから、その辺はいいと思うんですけれども、市のほうでもちゃんと誰にでも理解できるような、１時間サービスになるかのようなそんな書き方じゃなくて、やっぱりちゃんと勤務の状況、通勤の状況によって時間が定められるみたいな、そういうことも書いていただくような方法を考えていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　この新制度が導入されるに当たって、先ほどから申し上げている短時間、標準時間というのがあります。短時間が８時間、標準が11時間と申し上げていますが、私たちも最初危惧したのは、８時間というのがもう８時間預ける、いわゆる権利のようなところでとられてしまうのではないかというようなところは危惧しておりました。みんな標準時間認定されれば11時間預かってもらえるんだ、短時間なら８時間預かってもらえるんだというようなところで最初は考えていたんですけれども、実際にはその後いろいろな見解示されま

して、その時間は最大時間であると、11時間は最大時間、預けることができる最大の時間で、実際じゃ個々の方々によってどのぐらいの時間預けることができるのかというのは、園のほうで保育使用時間の調べ、今までていったら延長保育届のようなものだったと思うんですけれども、そういったものを出してもらっています。それによって、個々の勤務時間プラスの通勤時間のようなところも書いていただいて、実際にこの方は何時ごろお迎えに来るのかというようなところを把握させていただいております。そういった中で、今、福川委員おっしゃられたようなところは、園と保護者の方の関係の中で時間についての調整というんですか、認識はしていっていただきたいと考えております。

延長保育時間のいわゆる料金がかからないというような旨の部分を書くということでよろしいでしょうか、ではなくて……最大11時間、最大８時間というのは書かせていただいております。それは最大時間ですという明記はさせていただいております。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　それは皆さんが、８時間とか11時間という問題は、こういうことで８時間見てもらえるんですよ、11時間見てもらえるんですよというのを、例えば勤務時間が８時間、そして通勤に２時間かかる、そしたら10時間ですよね、一応11時間の預かりはできますけれども、こういう場合は10時間を認めますよとか、そういうのをやっぱり書いてあげないと、11時間見てもらえるから11時間みたいになる方も中にはいらっしゃると思うんですね。みんながみんなそうじゃないですけれども、だからその辺は書けたら書いていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課長。

○麦田伸之保育課長　済みません、今の現在は最大が11時間、最大が８時間というところでの記載で、それを酌み取っていただけたらというふうには考えております。

今、福川委員が御指摘のようなところは、今後保護者の方々からの御意見、あるいは園のほうからの御意見も聞きながら、書くべきかどうかも含めて検討させてもらいたいと思います。

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　私がぜひ執行部が理解してほしいと思うのは、この保育園利用案内というのは、いわば契約書ですよね、あるいは取扱説明書ですよね。ここに書いてあることをいろいろ言われても、それは市民ってやっぱりこの場合の主人公じゃないですか。市民に対して説明して、まだここではしなくて、何かいろんな経過があるから、ただ僕は経過は知りませんよ、それ言われてもやっぱり税金を納めている方が市民でしょう。その方に、無料ということは、結局市民の税金がそこで流れるわけでしょう、無料ということの一方で。したがって、ある意味で公金を扱って運営している以上、もちろん政策としてこの公金を特定の人方にやるやらないについてはいいと思うんだけれども、少なくてもこの保育園利用案内については、僕が読んだ限り、６時から７時までのことについて書いていない。それはいろんな解釈がある。でも、誤解を招く、あるいはこの制度を曲解してしまう、それはやっぱり少なくとも今の社会においては消費者契約法というのがあって、利用提供者側はきちんと消費者に対して情報提供しなければいけないというルールがあるじゃないですか。もしそれがあるというなら、これはそれに反しているんじゃないですか。今、説明して初めてわかると。だから僕はそういった意味では、いろんな意見があることはわかります、しかしながらそういった意味では、

いろんな情報を開示して、市民合意をしていってください。あくまでも税金でもって運営している以上、無償というのは一方で受ける人はいいでしょう、他方で税金を払っている方に対して差別はいけませんし、あるいは公営の方はいいですよね、でも民間の方に無償を強いるときには合理的な説明が要るという観点で質問しましたので、政策として十分しんしゃくしてやってください。

○松下昌代委員長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第32号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○松下昌代委員長　次に、議案第33号を議題とします。

執行の説明を求めます。

健康づくり部長。

○薮塚耕二健康づくり部長　議案第33号　朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例につきまして御説明いたします。

本条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第３次一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援の基準等につきまして、厚生労働省令に従い、または省令を参酌し、市町村の条例で定めることとされたことに伴い、新規条例として制定するものでございます。

条例の制定に当たりまして、従うべき基準とされている項目につきましては、全て省令に準じた基準を定めており、その他につきましては参酌すべき基準とされております。その中で１点、新規条例の第31条の記録の整備につきまして、厚生労働省令では記録の保存年限をその完結の日から２年とされておりますが、過払い等に対する介護報酬の請求に関する消滅時効が５年であることから、記録の保存年限をその完結の日から５年と定めております。

その他につきましては全て省令に準じて定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

黒川委員。

○黒川滋委員　資料請求をいたします。

二度手間になるので、兄弟条例である34号と一緒に、このあたりの条例変更の内容の説明、それから国の根拠づけ、それから政府の説明資料がもしあれば、34号とともに請求したいと

思うんですけれども、いかがでしょうか。

○松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま黒川委員から資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求いたします。

（資料配布）

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これは、地域包括支援センターと介護予防ということで二つ資料をいただいて、今回介護予防のほうなんですけれども、これはさっきの２年から５年以外は現行の基準のまま条例を移行したというふうに捉えてよろしいんですか。これは、介護保険法というよりは地域主権改革の一環としてやったということでよろしいですか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課介護保険係長。

○藤原真吾長寿はつらつ課介護保険係長　委員おっしゃるとおりでございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　何か、すごい勉強していない質問をしますね。本当に何にもないんですね。移行して不利益になるようなこととか、条件緩和になってプラスになったりマイナスになったりということはないんですね。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課介護保険係長。

○藤原真吾長寿はつらつ課介護保険係長　これまでも、省令で定められたとおり運営は行われておりまして、特段こちらのほうでも条例のほうを作成するときにそちらのほうについては検討いたしましたが、特にそういったものはございません。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　いじわるな質問。従うべき基準って書いていないところは、恐らく市独自でいろいろ決められると思うんですけれども、あえてそこは何もいじらなかったのか、多少迷いがあったのか、こういうところは少しこうしたほうがよかったかなと思ったけれど、変化が起きると混乱するからやめたみたいな話ってあると思うんですけれども、その辺の検討は従うべき基準以外のところはどうされたかというのをお伺いします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課介護保険係長。

○藤原真吾長寿はつらつ課介護保険係長　条例の制定に当たりましては、県内の状況も確認をさせていただきました。県内では、既にこの条例について制定をしているところがございます。そういった状況を踏まえまして、また特に国の基準を上回る内容ですとか異なる内容を定めるほどの特段の事情ですとか地域の特殊性というのものは、本市においては認められないということで今回の条例制定となったような状況でございます。

○松下昌代委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

　これより採決します。

　議案第33号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

○松下昌代委員長　次に、議案第34号を議題とします。

　執行部の説明を求めます。

　健康づくり部長。

○薮塚耕二健康づくり部長　議案第34号　朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例につきまして御説明いたします。本条例につきましては、議案第33号と同様いわゆる第３次一括法の施行に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について、厚生労働省令に従い、または省令を参酌し市町村の条例で定めることとされたことに伴い、新規条例として制定するものでございます。

　条例の制定に当たりまして、職員の基準及び当該職員の員数につきましては従うべき基準とされており、その他につきましては参酌すべき基準とされておりますが、厚生労働省令には一つの地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数が6,000人を超える場合の職員の配置基準がございませんので、朝霞市の独自基準としまして条例第４条第３項として、6,000人を超える場合には2,000人ごとに、第４条第１項各号に定める職員のうち１名を増加する旨の規定を設けてございます。

　以上が概要でございます。よろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

　黒川委員。

○黒川滋委員　これは何が違うかと言うと、6,000人超えのところだと思うんですけれども、ということはもう6,000人超えることを想定しての予防措置ということなのか、6,000人超えることを割と恒常的に認めた上でやっていこうとしているのか、若干この間の本会議の答弁だと、6,000人のまま超えることを放置するような感じではないというような答弁だったと思うんですけれども、両方やろうと思えばやれるんで、どっちでもやり方はあると思うんですけれどもどうなのかということと、それからこの上にふえていく人たちの資格を縛らなかったのは何かあるんでしょうか。特に、また１人が２人になるときに、例えば同じ職種の人がふえてしまったりするとまたあんまりよくないような感じもするんですけれども、そのあたりはどんなふうに考えているのか。それから、三つ目はふえたときにふえた人を雇って、やっぱり地域包括センターをもう１個つくりますよと言ったときに、多分また違う法人になる可能性があるんですよね。そうすると、上積みした部分の人はどこに行くのかということをお伺いします。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　まず初めに、１点目の6,000人を超えた場合そのまま放置するのか、あるいは6,000人を超えてその後とりあえず手当てをして分割なりをするかというと

ころでございますけれども、さきに総括のときにもご答弁を部長のほうからさせていただいていると思うんですが、第６期の計画期間中に生活経費の見直し検討を行う予定でございます。もう現在既に5,800人以上、5,900人近い第１号被保険者を抱えている生活圏域がございますので、こちらにつきましては見直すまでの間、6,000人を超えた場合に１名増員をしたいというふうに考えております。

３点目の、その新しく追加した方の分をどうするのかというところですが、今回の制度改正の中で地域包括支援センターの業務量というのが相当ふえるというふうに考えております。今現在も、最低限の職員数として守らなければならないのが３人、そこに今市のほうで単独で２人増員をしております。そういった関係もございますので、特にこの職種資格のある方が確保できている状況であれば手放したくないということもございますので、業務量などを考えましてできる限りそちらのほうにそのまま残っていただきたいというふうには考えております。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課専門員。

○二河健夫長寿はつらつ課専門員　２点目の職員の配置のバランスですけれども、もともと地域包括支援センター、社会福祉士と主任ケアマネジャーと保健師、こちらの３人が配置されている理由としまして、その業務が権利擁護業務とケアマネジャーの支援、あと介護予防ケアマネジメント業務、こちらが市の業務として定められているところから、この３職種が定められております。ですから、やはり先ほど本条例では特別にその配置に関して職種の定めは設けていないんですが、やはり業務を遂行していく上でこちらの配置につきましては包括と調整をとりながらバランスよく配置のほうを進めていきたいと考えております。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　ちょっと心配なのは、その地域包括センターってどうあるべきかというのと、生活圏域がどうあるべきかというのがあって、朝霞市みたいにべたっと住宅地が広がっているところは、東上線と黒目川とみたいなそういう形になるんだけれども、実質的にはそんなに差はないわけです、市民生活に。旧何々村ではないわけですから。なんだけれども、何かこう人口急増期の学区みたいにいとも簡単に組み替えるのが本当にいいのかどうなのかというのと、もう一つはそんなにまだ地域福祉がきっちり定着していない今だからこそ、逆に先を見越してやってしまえることとあると思うんですけれども、そのあたりの読みというんですか、どうなんでしょうか。割るといったときも、数で単に都合で割るのも何か生活圏域という言葉からするとちょっと違和感があるんです。そのあたりはどんなことを考えていらっしゃいますか。

○松下昌代委員長　長寿はつらつ課長。

○堤田俊雄長寿はつらつ課長　今お話いただきましたように、単純に人数だけというのもあって、今回お恥ずかしい話ですが、計画の策定に当たって圏域ごとの高齢者数の推移というのを将来推計として出しておりませんでした。私も今回初めて計画策定に携わって、そこに気がつかなかったというのは申しわけなかったというふうには思っております。

あとは、生活圏域の設定の部分につきましてはやはり今の圏域の中でもちょっと内間木のあたりが特殊であるというか、内間木の圏域のところに宮戸のほうの方が通っていたりとか、そのあたりの不便さも感じているところでございますので、人数の問題とあとは利用しやすいというような形で考えていければというふうに思っております。

以上です。

○松下昌代委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

これより採決します。議案第34号について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○松下昌代委員長　次に、議案第39号を議題とします。

執行部の説明を求めます。

福祉部長。

○三田光明福祉部長　議案第39号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、概要を申し上げます。

本議案は、平成27年４月から生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、生活困窮者の相談及び支援を行う自立支援相談員を、非常勤特別職として配置するために必要な改正を行うものでございます。なお、この改正につきましては平成27年４月１日から施行したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○松下昌代委員長　以上で説明が終わりましたので、直ちに質疑を許します。

黒川委員。

○黒川滋委員　先ほども、どういう人を雇うかというお話はお聞きしたんですけれども、この市役所の縦割り分化の中で、無理難題をいろんな課に言って歩かなければいけない人を１日１万円で雇うのというのは率直な気持ちとして高いですか、低いですか。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　困難な課題に対応するための相談員の日額１万円がどうかというお話でございますが、まず現状で私どもで生活保護の相談員も同じ日額１万円でお願いしてございます。生活保護の相談につきましてもさまざまなお客様が来られて、例えば強気に何でもお願いされる方もおられれば体調が悪くてお話を聞けないような方もございます。仕事の内容等、市として全く同じとは考えてはおりませんが、そういう意味で生活保護の相談員と同じような待遇でお願いできればというふうに考えてございます。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　これを今度やる人たちってファイナンシャルプランナーみたいな知識もいるし、さっきの保育園のああいうのも読み解けなければいけないし、ハローワークで何かできなければいけないし、生活保護のこともある程度知っていなければいけないし、場合によっては債権整理みたいな法律も知らなければいけないし、自分が知らなくてもそういうことを知っている人を知っていなければいけないというような、かなり高度な専門職ですよね。生活保護の相談員もこの値段でやっているというんだけれども、皆さん今回調整手当の改善ありま

したよね。生活保護の相談員て、その改善はあったんですか。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　生活保護の相談員につきましても、こちらどもの同じ条例になりますが改正はしてございません。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　ちょっとおきて破りで済みません。資料請求を、自立支援事業の内容、皆さんはちょっとわからないと思うので、私もあんまりはっきりわかっていないので概要について資料請求をお願いいたします。済みません。

○松下昌代委員長　お諮りします。

ただいま黒川委員から資料の提出を要求してほしい旨の申し出がありました。申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、執行部にただいま申し出のありました資料の提出を要求いたします。

（資料配布）

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　余り言っても、もうここまで固まってしまった以上ない袖は振れないということ、ない袖は振れないことはないんだ、袖はあるんだけど振る形が整わないということだと思うのであれですけれども、私なんか非常勤職員の労働運動にかかわってきて、やっぱりこの人たちはどうしてこんなかと言うと、こういう新規業務が全部こういう非常勤職員でやるわけですよね。結果として一番難しい仕事を、新規業務だから全くマニュアルも何もルーチンワークもない仕事をこうやって振り込まれるわけです。それはそれで一つのあり方だと思うんですけれども、さらに賃金は低いわ、庁内では身分の低い扱いを受けるわ、権限も何も実態のところは、法律的にはあるけれども庁内的な権限なんかないわけですよね。

保育園の保育課に行ってこの人何とかせいと言って、じゃなくて何とかしてくださいませんかという言い方になるわけですよね、こういう非常勤職員からすると。税のところへ行って、ちょっとこの人には滞納があるんだけれど、合わせていろいろあると思うから整理していただけませんかという言い方になるわけですね、こういう職員というのは。決してやってくださいとは言えない立場ですよね。

そういう人たちが、スーパーバイザーみたいになって市民の目の前に立ってこれだけの業務をやらなければいけないということにおいての位置づけとして、僕は身分としては非常勤職員というのはいいと思うんだけれども、まさに給料がその人の人格を市が評価しているんじゃないですか。何もこれが１万円が１万2,000円だったらいいとか１万5,000円だったらいいとか具体的な額を言うわけじゃないんだけれども、少なくとも皆さんとは給料の水準からしたら、年収ベースで言ったら３分の１とか２分の１ですよね。それにこれだけの業務をやらせてしまうという発想というのは、どこかで見直さないんですか。

○松下昌代委員長　福祉課長。

○林優光福祉課長　まず、この法自体が４月から施行されるということで、朝霞市においても委員おっしゃったとおりとりあえず１万円の条例を挙げさせていただきましたが、他市においてもおそらく具体的に国から指針が示されているわけでもございませんので、さまざまな

定め方をしているかと存じます。業務の内容をこれから実際していただくわけですが、その内容と報酬の部分、または他市の状況も見ながら今後研究検討はしてまいりたいと思います。

○松下昌代委員長　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　質疑がなければ、質疑を終結します。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　討論がなければ、討論なしと認めます。

これより採決します。

議案第39号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りします。

本委員会の審査経過と結果の報告については、正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

この際、暫時休憩します。

（午後６時１０分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後６時１８分）

○松下昌代委員長　それでは、本委員会に閉会中の継続審査となっている請願の審査を行います。

平成26年請願第６号の２を議題とします。

件名、学校・保育園の給食の放射能測定の改善に関する請願書。本請願については12月５日の委員会においてさらに調査研究をする必要があるため、閉会中の継続審査となったものです。それでは本請願について皆さんの御意見を伺います。

小山委員。

○小山香委員　この間、教育環境常任委員会で関係の方がいらっしゃって、ここの委員会でも傍聴されまして、その傍聴された若干のコメントと、それからこの間請願者の趣旨を実際自治体のほうに、またこの委員会の中でどなたか行かれていらっしゃいますので簡単なコメントを報告いただけると今後のこの審査に有益ですから、それは発表する方にお任せしますので、ぜひお願いしたいと思います。

○松下昌代委員長　この際、暫時休憩します。

（午後６時１９分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後６時２０分）

○松下昌代委員長　駒牧副委員長。

○駒牧容子副委員長　前に執行部の方から説明をいただいたものよりも、大きさは小さかったですよね。そんなに、このくらい。測定器はこのくらい。パソコンがあって調理するところがあって、そこで細かくしてそこの測定器に入れると。それで30分くらい時間がかかってデータが出て、それを市とか関連のところに送るという流れです。朝からずっとやっているんですよね。ごめんなさい、私も書類持ってきていなくて。五、六回ぐらいそれを繰り返すという感じ。1,000万円弱ですよね。900万円、ということです。

○松下昌代委員長　じゃ、私からも。武蔵野市に伺いまして、見せていただきました。それで、測定の流れとしては食材はフードプロセッサー等で最初に細かくして、調理済みの給食を１日ずつミキサーにかけてそれを１週間分まぜ合わせています。それを専用の容器に詰めて重量を測って、測定器でセットして30分後測定の結果が出力されます。出力されたものは、出てきた保育園や小学校であったり、あとは教育委員会のほうにそれが行くということになっています。

　あとは大体、日に原則として学校給食は６施設、市内の認可保育園それぞれ１週間分のをまぜ合わせて測定をしています。あとは、日に月から金まで行われており、１日おおむね６回から７回その測定を繰り返しているということです。繰り返す場合に１室設けられておりまして、会議室を潰したということで、そこで測定器をして専門の方が１人交代ですけれどもやっていらっしゃいました。

　今までそのような大きな、例えば数値が出たとかいう話はないという報告を受けました。

　なぜ買ったかということは、いろんな検討段階があったそうですけれども、コストを長い目で見て考えて購入をしたということを担当の方はおっしゃっていました。

　ちなみに学校給食施設は６施設、あとは市立子ども協会の保育園が10園、その他また市内の認可保育園が７園ということで、トータルで17園が測定の対象となっています。

　以上です。

　小山委員。

○小山香委員　１週間分まとめて提出しますから、要するにきょうから過去のことですよね。だから、もう食べてしまったものをやるわけだよね。

○松下昌代委員長　そうです。補足説明させていただくと、測定の品目としては調理済み給食というのが、先ほど申し上げた１週間前のものを全部とってあってそれをまとめてフードプロセッサーにかけてというものと、あとは給食の食材も毎週学校給食では４品目、保育園の給食でも４品目を測定しています。それの選定は、リスクの高い産地の食材で使用頻度や１回当たりの使用量の多いもの、放射能物質の移行係数の高いものを優先して測定をしているというふうなことをおっしゃっておられました。

　以上です。

　福川委員。

○福川鷹子委員　今聞いておりましたら、朝霞市と比較したくてお聞きしたいんですけれど、最初機械はどんなものとかこんなものとか言って、金額も1,000万円下って九百何万円とか。

朝霞市でいち早く、平成24年の３月に購入されたこの２台の機械についてはどれくらいの費用で購入されたのかと、朝霞市と武蔵野市のほうの食材の検査の仕方が多少違うように思ったんですけれど、その辺はどういうふうにされて、確か朝霞市の場合は毎日検査していただいているように聞いているんですけれど、もしかしたら間違っているかもしれませんので検査方法等もお教えください。

○松下昌代委員長　保育課保育総務係長。

○玄順正明保育課保育総務係長　まず機械のほうですけれども、２台保育園のほう整備いたしまして金額が563万5,875円、２台分の金額です。大きさにつきましては、駒牧委員がおっしゃったくらいの大きさとしたら同じくらいの大きさです。あと測定の方法ですけれども、一応毎日の食材ということで、保育園につきましては食べる前までに測定結果を出して、測定結果を園のほうに配信してそれで食べ始めるという形をしておりますので、基本的に食べる前までに全て測定をしているというふうな状態です。

ですので、毎朝納品されたものを園から大体500グラムなので３食分くらいを取り寄せまして、それを先ほどと同じようにミキサーで細かくしてそれで測定するというような形でございます。ただ、お米とか牛乳とか事前にはかれるものにつきましては事前に測定のほうはしております。

それから、昨年の10月からですけれども、１品検査ということで根菜類、特にキノコ類というのがやはり保護者の方が気になっているということですので、その１品検査のほうも合わせて始めております。

以上です。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　それで、今まで検査していただいて、またさらに根菜類を１品ふやされたということですが、この間その検査した結果で何か数値が高かったものとかはあったりしたんでしょうか。

○松下昌代委員長　保育課保育総務係長。

○玄順正明保育課保育総務係長　導入してから今まで、検査が超えたということはございません。全て不検出という形でございます。

○松下昌代委員長　それでは、黒川委員からお願いします。

○黒川滋委員　教育環境常任委員会でどんなことを議論されたかということは雑駁に、私の主観も多少入っていると思うんですけれども、自分のブログに記録したのをもとにご説明したいと思います。

最初に、岡﨑議員から紹介議員としてなぜ紹介したかという説明、あと会の代表である杉山さんが答弁席にお座りになって、最初にまず趣旨説明をしていただきました。市議会で話す機会をつくってもらって、感謝していると。福島第一原発からの放射能の放出の被害を心配する保護者で活動していると。勉強会とか話し合い、あとは保護者の不安とかを取り除くために、そういうふうな意見交換とか何かを市内のいろんな施設でやっていると。給食について、もうちょっと課題だろうということで今回請願を出した。だんだんマスコミでも取り上げられなくなってきているし、問題意識が低下していうというところでは非常に心配であると。最近では子供の尿検査、甲状腺検査で放射能の影響が検出され始めていると。そういうことで、放射能の心配をできるだけ減らしていきたいというのが趣旨だということです。

その後、議員の方の質疑を受けながら答弁をされていきましたけれども、資料の説明の後、思いについて話せということでは、子供の甲状腺の癌が見つかっているということは他人事ではないと。放射能の心配がだんだん薄らいでいく中で、共有できる保護者仲間が減ってきていると。自衛していくしかないような社会情勢になっていると。少しでも影響を食いとめたいという思いだと。あとは、週21食あるうちの５食だけを検査してどうするんだということだけれども、自分たちも家庭内ではそういう努力をしていると。だから給食もということでおっしゃっていました。県内ではどうなっているかと。18市が実施しているということをいろいろ調べて、それは委託だと。自分のところの自治体で持っているのは今のところ武蔵野市ということで、近隣市では抽出検査をやっているのが和光市と新座市。志木市は朝霞市と同様ということのお答えでした。

国の基準値への評価に関して問いがあったけれども、ちょっと甘いのではないかというような。それから、ヨウ素とかストロンチウムなどガンマ線を出す放射能はどうするんだということに関しては、心配はしているけれども自治体に検査をさせるのは難しいだろうと。それから、単品検査をやったばかりなのにすぐ請願を出すなんていうのはどういうことなんだという政治的、道義的責任を問うような質疑があったんですけれども、これは感謝しているけれどもやっぱり検出限界があるということがある以上、もう少し精度の高いものにしてほしいと。

それから、あとこれは風評被害に関してなんだけれども、風評被害は正確な情報で判断しないから起きることなので、正確な情報で判断して使うものは使う、使えないものは使えないと判断してほしいと。月１回や２回の検査ではどうなのかということになると、他市よりは向き合ってくれているということで評価した上で、心配をなくして余計なことを言いたくないというようなことを申し上げられました。

それから、保育園なんかどうするんだということなんだけれども、中に保育園の当事者の保護者はいらっしゃらなかったので、この民間園がいっぱいあって給食調理が一元化されているのは公立園だけだということの中では、どうしようか悩んでいるということで継続審査ということになりました。

以上です。

○松下昌代委員長　この際、暫時休憩します。

（午後６時３１分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後６時３５分）

○松下昌代委員長　じゃ、皆さんの意見、きょうどうするかということを今回お願いします。

小山委員。

○小山香委員　この委員会では、武蔵野市で傍聴されたり現地に行かれたり、それぞれもう十分以上の判断の素材もあると思われるとするなら、特段どこかちょっと待ってほしい、メッセージがくれば別ですけれども、この委員会としてはもう熟しているというふうに思われますので、皆さんの意思表示をされてもいいかなと思いますがいかがでしょうか。

○松下昌代委員長　じゃ、小山委員は採決ということで。

黒川委員。

○黒川滋委員　大原則として、請願はなるべく早く処理したほうがいいということに関しては僕は前から言っているので、もう入ってからずっとたなざらしに平気でやるような状況というのをいっぱい見てきて、ああいうのは品がないからやめた方がというふうに思っているんですけれども、そういう意味ではそういうことなんだけれども、ただ今回ある種無所属と共産党だけが賛成しているという状況じゃなくて、公明党さんが賛成していて11という数字です。議長がいなくなるから10という数字ですけれども、やめた方もいるから９ですね。９ということで、ある種その保守系議員の１人、２人が賛成するということの可能性を見捨てて採決してどうなのかということがありますし、請願者の願意としてもういいよと、採決してもらって結論を出してほしいと思っているのか、まだやっぱり何人かを説得して通せる余地があるなら頑張ってほしいと思っているのか、そこが決め手だと思うんです。

もう一つは、この今回の請願というのは主としてはやっぱり教育環境常任委員会に出てきて、恐らくこの保育課の担当職員の方々も自分の担当の仕事じゃないとは思ってはないと思うんですけれども、主な決定権はあっちだよなと思っているわけです。そういう中で教育環境常任委員会が、だって教育環境常任委員会に傍聴こなかったじゃないですか、この間。で、教育環境常任委員会が結論を出していないうちに、こっちが先に出してしまうことがいいことなのか悪いことなのか、そこは慎重に見極めなければいけないと思っているので、この場で決めずにやっぱり今会期中の教育が終わった後に採決を諮った方がよかろうというふうに思います。

○松下昌代委員長　福川委員はいかがですか。

○福川鷹子委員　私は皆様に合わせます。

○松下昌代委員長　どちらでもいいということですか。それとも採決。

駒牧副委員長。

○駒牧容子副委員長　主が教育であろうが、こちらにも付託されたんですから、こちらはこちらで結論を出してもいいと思います。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　請願窓口になっている会派は多分駒牧委員だと思うので、駒牧委員にお伺いするんですけれども、請願者とのそういう、ここで採決するとかしないとかそういうことの意思疎通というのは、何か会派としてありましたか。それがやっぱり一番、もうしようがないと、もうこれ以上動かないから採決してもらって構わないと御本人がおっしゃっているんだったら、もうどんとやってしまっていいと思うんだけれども、いや、もうちょっと調整してちょうだいという気持ちがあるということが岡崎さんを通じて来ているんだったら、少し調整したほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども。やっぱり、一番請願者の意思を、窓口になっているところがどういうふうに捉えているかというのが一番大事だと思うんです。もういいよということであれば、この場で採決してしまったって構わないとは思います。

○松下昌代委員長　駒牧副委員長。

○駒牧容子副委員長　正直言うと、調整する、話をする時間はなかったんですけれども。５人の会派で聞いたものですし、私たちの、遠藤議員ともさっき話をして、いいんではないかという話にはなっています。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　今の話だと、遠藤議員と駒牧さんとのやりとりであって、請願紹介者になられた岡﨑さんの意見は聞いていないということですね。

○松下昌代委員長　駒牧副委員長。

○駒牧容子副委員長　そうです。

○松下昌代委員長　福川委員。

○福川鷹子委員　わかりました。

○松下昌代委員長　黒川委員。

○黒川滋委員　というのは、やっぱり請願の窓口になっている岡﨑さんがいろいろ問われるわけですよね、結論に対して。だから、やっぱり岡﨑さんがもうしようがないよ、少なくとも本人までいかなくても岡﨑さんまでがしようがないよねと言ってくれたら、前に進もうと思いますけれども、ちょっとやっぱりそこら辺が心配ですよね。やっぱり、せっかく窓口になってやりましょうねと言った議員さんが、それはやっぱり勇気要りますよね。僕らなんかに頼むときは、はなから玉砕することを半分覚悟でみんな頼みにくるんだろうけれど、そうじゃなくて与党議員に頼んだということは、それなりに通してほしいと思ってきているわけですよね。その面子を壊してしまうわけじゃないですか。だからそこは紹介議員さんがどう考えているかという意思を、確認という必要だと私は思うんですけどね。

○松下昌代委員長　駒牧副委員長。

○駒牧容子副委員長　もう一度持ち帰らせてください。

○松下昌代委員長　この際、暫時休憩します。

（午後６時４１分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後６時４４分）

○松下昌代委員長　小山委員。

○小山香委員　紹介議員の会派の方が、特に紹介議員を通じて請願者の意識を確かめたいと。これは、大変な市民の意思表示の問題として十分考慮に値するので、先ほど私申し上げましたけれども、それは若干私も事実上撤回させていただいて皆さんの合意に任せます。

○松下昌代委員長　駒牧副委員長。

○駒牧容子副委員長　私も済みません、継続にさせてください。

○松下昌代委員長　お諮りします。

平成26年請願第６号の２については、さらに調査研究をする必要があるため閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

この際、暫時休憩します。

（午後６時４５分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後６時４７分）

○松下昌代委員長　次に、行政視察を実施するに当たり閉会中の特定事件の議決を得ておきたいと思います。

この際、暫時休憩します。

（午後６時４７分）

○松下昌代委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後６時４７分）

○松下昌代委員長　お諮りします。

視察事項（目的）については福祉行政、視察期間については次回定例会まで、視察地については正副委員長に御一任願いたいと思いますとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松下昌代委員長　御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、詳細については正副委員長に御一任願いたいと思います。

○松下昌代委員長　以上で、本委員会を終了いたします。

（午後６時４８分）

◎民生常任委員長